

第2期 総合戦略

第2次都城市総合計画



幸せ上々、みやこのじょう

日本一の肉と焼酎、とっておきの自然と伝統

宮崎県都城市

はじめに

平成 18 年 1 月に都城市及び北諸県郡山之口町・高城町・山田町・高崎町の 1 市 4 町が合併し、新しい都城市が誕生してから 16 年が経過しました。

それまでの間、本市は、南九州圏域における産業・経済・医療・教育・文化の中心都市としての発展を目指し、様々な施策に取り組んでまいりました。

私は、市長に就任してから、本市が持つ 3 つの宝である「農林畜産業」、「地の利」、「人間力あふれる子どもたち」を輝かせるために、6 次産業化の推進をはじめとする農林畜産業の振興、地域高規格道路都城志布志道路の早期全線開通に向けた様々な取組、図書館サポーターの増員やデジタル技術を活用した学力向上対策に加え、ふるさと納税を軸とした対外的 P R に力を入れて取り組んでまいりました。



近年では、平成 30 年の中心市街地中核施設「Mallmall(まるまる)」の誕生、令和 4 年の春には民間複合施設が完成し、中心市街地の活性化に大きな期待が高まっています。

また、令和 9 年に開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会宮崎大会に向けて、宮崎県と連携して新宮崎県陸上競技場の整備を着実に進めております。さらには、令和元年に「都城デジタル化推進」を宣言したところですが、全国的にデジタル化の動きが加速化したこと等を受け、令和 3 年には「都城デジタル化推進宣言 2.0」にアップデートし、デジタル化を積極的に推進しています。

そのような中、少子高齢・人口減少社会の進展、社会資本の老朽化等の社会構造の大きな変化に加え、近年は新型コロナウイルス感染症による市民の健康や地域経済への影響等、課題は山積しております。これらの課題を解決するためには、市民、団体、企業、行政など多様な主体がまちづくりの目標や目的を共有し、みんなで取り組んでいくことが重要です。

このたび、策定しました第 2 期総合戦略は、第 2 次都城市総合計画（基本構想）を実現するために、令和 4 年度から令和 7 年度までの 4 年間で本市が実施すべき施策やその方向性をまとめた計画です。

第 2 次都城市総合計画に掲げる都市目標像「市民の笑顔が広がる 南九州のリーディングシティ」の実現に向けて、誰もが将来に対する夢と希望を持ち、笑顔で暮らせるまちづくりに取り組んでまいりますので、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、第 2 期総合戦略の策定に当たり、慎重な御審議をいただいた都城市総合計画審議会の委員の皆様をはじめ、数多くの御意見をいただきました市民の皆様にご心から厚くお礼申し上げます。

令和 4 年 4 月
宮崎県都城市長

池田 宜永

目 次

第2期総合戦略	1
1 第2期総合戦略の方針	2
2 第2期総合戦略の視点	4
3 第1期総合戦略の取組と検証	13
4 基本構想及び総合戦略の体系	22
5 重点プロジェクト	24
重点プロジェクト1 農林畜産業の振興	25
重点プロジェクト2 新「道の駅」を活かした物産振興と販路拡大	26
重点プロジェクト3 地の利を活かした拠点形成と企業立地	27
重点プロジェクト4 企業等との連携による移住・UIJターンの促進	28
重点プロジェクト5 国土強靱化と災害対策の強化	29
重点プロジェクト6 新型コロナ対策の徹底と地域医療体制の維持	30
重点プロジェクト7 出会い・出産・子育て支援の充実	31
重点プロジェクト8 フレイル対策強化と健康寿命の延伸	32
重点プロジェクト9 デジタル技術を活用した学力向上と愛郷心の醸成	33
重点プロジェクト10 多文化共生社会への対応と国際交流の推進	34
重点プロジェクト11 国スポへの対応とスポーツによる地域活性化	35
重点プロジェクト12 協働によるまちづくりの推進	36
重点プロジェクト13 中心市街地の活性化とまちなか居住の推進	37
重点プロジェクト14 過疎対策と中山間地域等の振興	38
重点プロジェクト15 ふるさと納税の推進と都城の魅力の発信	39
重点プロジェクト16 観光資源のブラッシュアップと誘客促進	40
重点プロジェクト17 地球温暖化対策の推進と循環型社会の構築	41
重点プロジェクト18 広域連携の推進	42
重点プロジェクト19 人財育成と創造的改革の推進	43
重点プロジェクト20 デジタル社会の創造	44
6 施策	45
1 しごと 地の利を活かして雇用を創る～産業振興・雇用 分野	45
2 くらし 命とくらしを守る～安全・安心・健康 分野	63
3 ひ と 人間力あふれるひとを育む～教育・国際化・協働 分野	89
4 ま ち 圏域の中心としての魅力を築く～都市機能・環境 分野	113
5 行政経営の基本姿勢～行政経営 分野	139
資 料	151
1 第2次都城市総合計画第2期総合戦略策定までの経緯	152
2 都城市総合計画審議会	153
3 市民・団体からの意見・提案	158

第2期総合戦略

■ ねらい

本市が重点的に取り組む施策（重点プロジェクト）及び総合的に展開する施策を市全体で共有し、市民、企業、団体等と協力・連携を図りながら行政を運営するものとします。

■ 計画期間

第2期総合戦略の計画期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

■ 評価検証

基本構想に掲げる目標人口（令和9年で概ね156,800人）を達成するため、次の重要業績評価指標（KPI）を設定し、評価検証します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	第1期		第2期
		目標値	評価検証	目標値
合計特殊出生率 ¹	1.76 (H28)	1.87 (R3)	1.77 (R元)	1.96 (R7)
49歳以下人口割合	50.2% (H28)	50.1% (R3)	49.6% (R2)	49.8% (R7)
市民意識調査で「これからも都城市に住み続けたい」と回答した市民の割合	79% (H28)	82% (R3)	83% (R3)	85% (R7)

さらに、施策の方向性ごとに重要業績評価指標（KPI）を設定し、毎年度、評価検証します。

※令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたものは、令和元年度の数値を基準値としています。

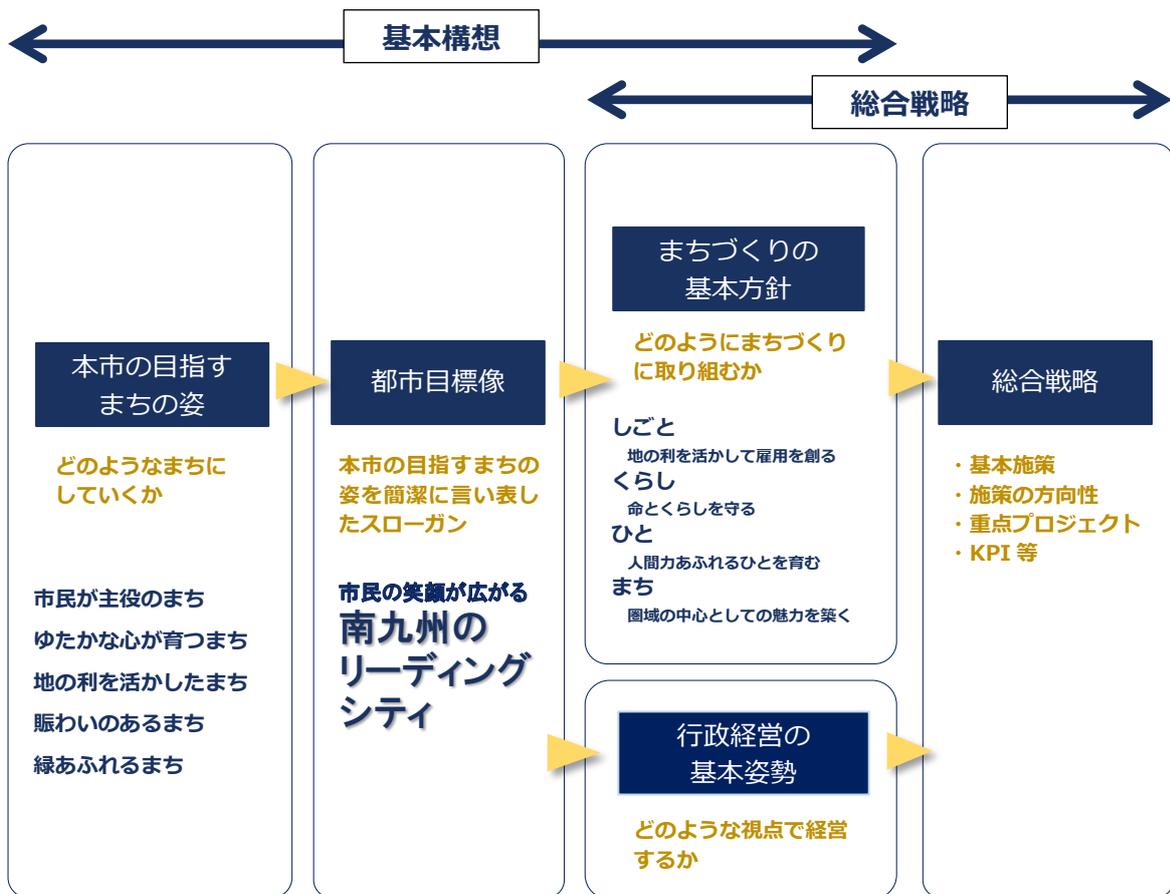
¹ 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均子ども数に相当する

■ 第2次都城市総合計画基本構想

第2次都城市総合計画（平成30年度から令和9年度）は、総合計画にわかりやすさ（明快性）と策定後の成果の達成度（実効性）を向上させることを主眼に、長期的な視点に立ったまちづくりの指針としての「基本構想」と、その基本構想を実現させるための実施すべき施策やその方向性を定める「総合戦略」の2層構造をもって本市の「総合計画」とすることとしました。

第1期総合戦略は、平成30年度から令和3年度までの4年間の計画として策定しました。

第2次都城市総合計画基本構想と総合戦略



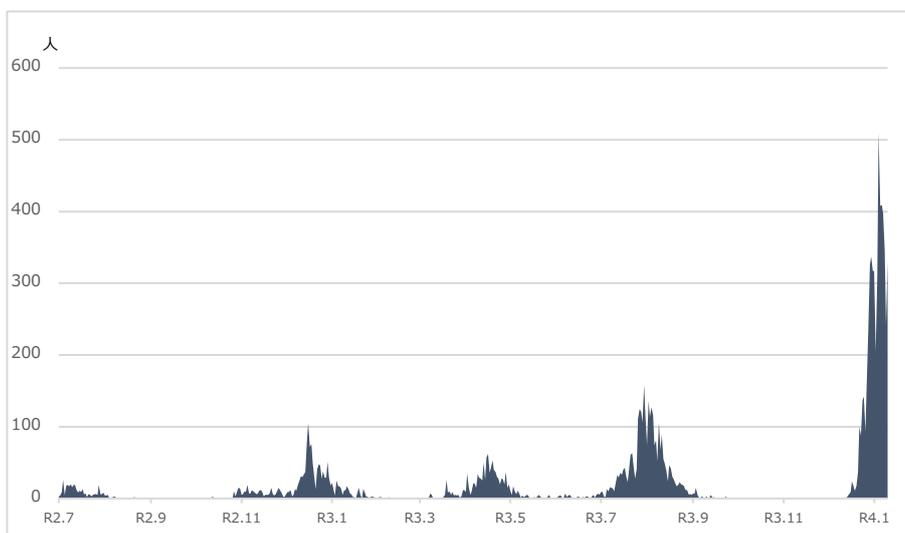
2 第2期総合戦略の視点

■ ウィズコロナ・アフターコロナ時代に対応した「新たな日常」への転換

令和元年度末に国内で発生した新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大し、本市の市民生活や地域の経済活動に大きな影響を及ぼしています。

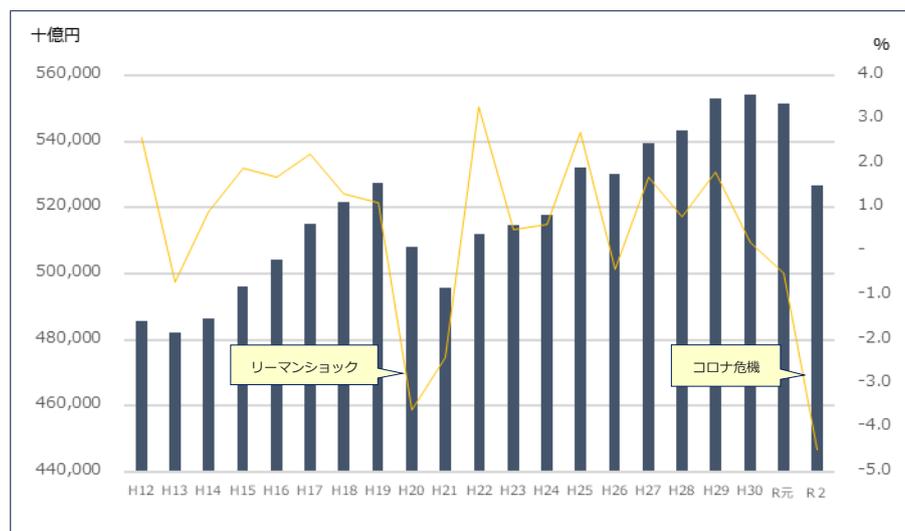
そうした中、本市では新型コロナウイルス感染症対策を最重要課題と位置づけ、国や県の支援策に加え、市独自の様々な対策を講じてきました。

宮崎県内における新規陽性者数の推移



出典：宮崎県

国内総生産額及び実質経済成長率の推移

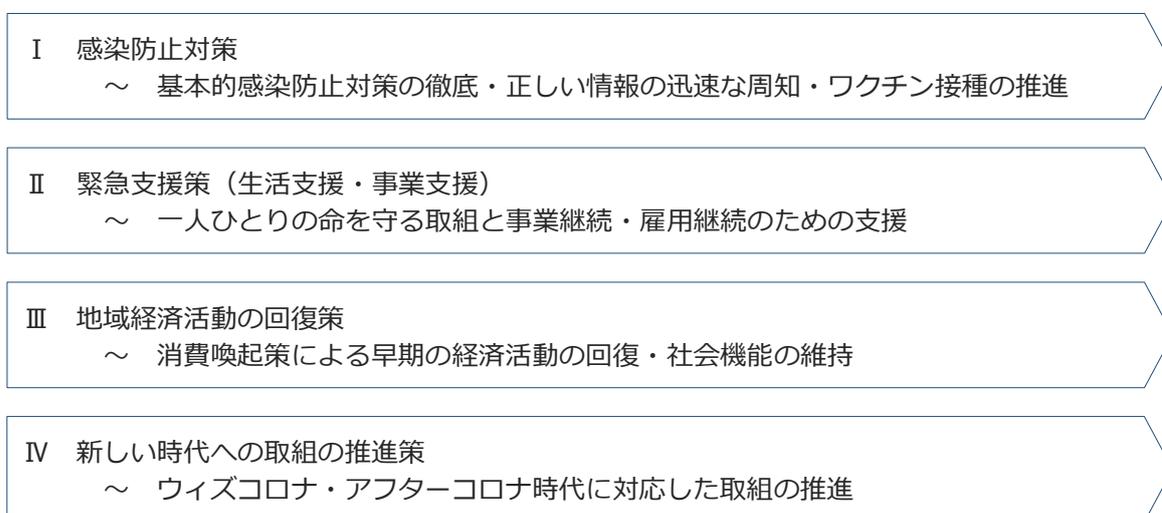


出典：内閣府国民経済計算（GDP統計）統計データをもとに作成

引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染リスクレベルを的確に把握し、感染防止対策の徹底等の正しい情報を迅速に周知することが必要となります。また、国、県の発出する感染警報や行動要請等により、大きく影響を受ける事業者への緊急支援策や更なる感染拡大防止策が求められます。

今後も、新型コロナウイルス感染症の影響は長期間続くことが想定されるため、感染拡大防止と経済活動を両立するために様々な対策を引き続き講じながら、ウィズコロナ・アフターコロナ時代に対応した「新たな日常」への転換を図り、新型コロナウイルス感染症の克服を目指します。

感染リスクレベルに対応した新型コロナウイルス感染症対策



圏域ごとの感染状況の区分と行動要請例（宮崎県の対応方針 令和3年11月25日改正）

圏域ごとの感染状況の区分		行動要請例		
区分	一例 (以下を目安として総合的に判断)	県民への要請 (外出)	県民への要請 (飲食)	イベント主催者への要請
緑	感染未確認圏域 新規感染者が確認されていない 感染者が入院又は療養した日の翌日から 起算して14日間を経過している	制限なし	制限なし	国基準を準用
黄	感染確認圏域 新規感染者が一定に収まっている	制限なし	制限なし	国基準を準用
黄	感染警戒 ン ジ 区域 新規感染者の急増や、感染経路不明の例 続発、感染者集団（クラスター）の続発な どにより、国レベル2相当又はそのおそ れがある	混雑した場所や感染リス クの高い場所への外出・移 動の自粛	人数の制限 (4人以下)	国基準を準用
赤	感染急増圏域 新規感染者の急増や、感染経路不明の例 続発、感染者集団（クラスター）の続発な どにより、国レベル3相当又はそのおそ れがある	混雑した場所や感染リス クの高い場所への外出・移 動の自粛（感染状況に応じ て外出自粛を要請）	人数の制限 (4人以下)	国基準を準用

出典：宮崎県

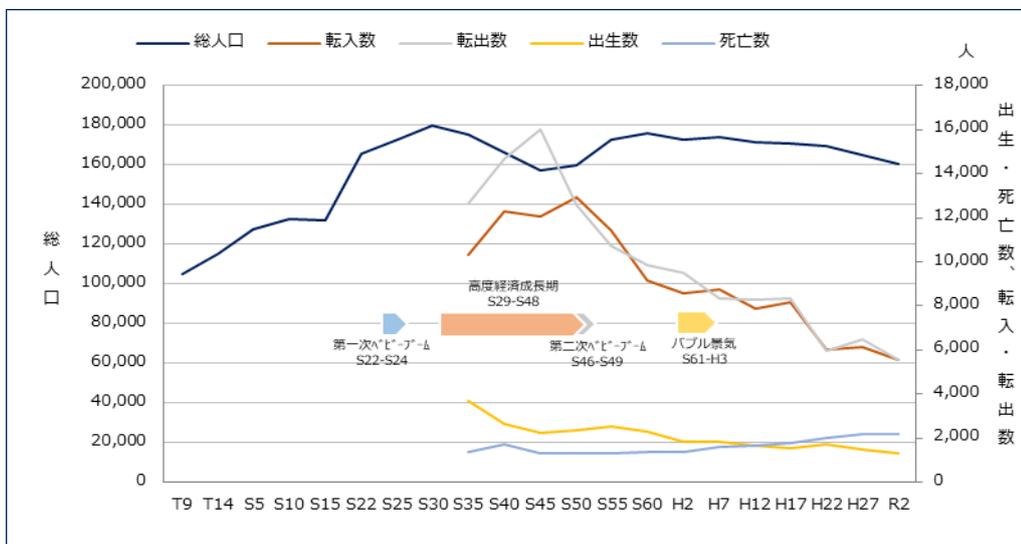
■ 人口減少と少子高齢化の進展

本市の総人口は、戦後のベビーブーム期（昭和22年～昭和24年）に急速に人口が増加し、昭和30年のピーク時には、179,587人となりました。その後、昭和45年には157,589人にまで減少しましたが、第2次ベビーブーム（昭和46年～昭和49年）を経て、昭和60年には、175,728人まで増加し、それ以降は、ほぼ横ばい状態で推移してきたものの、平成7年から減少に転じ、現在まで緩やかな人口減少が続いています。

令和2年の総人口は、160,640人となり、平成27年の総人口165,029人から4,389人の減少（減少率▲2.7%）となりました。また、65歳以上人口の割合は、31.8%であり、生産年齢人口の減少が地域経済に与える影響を注視していく必要があります。

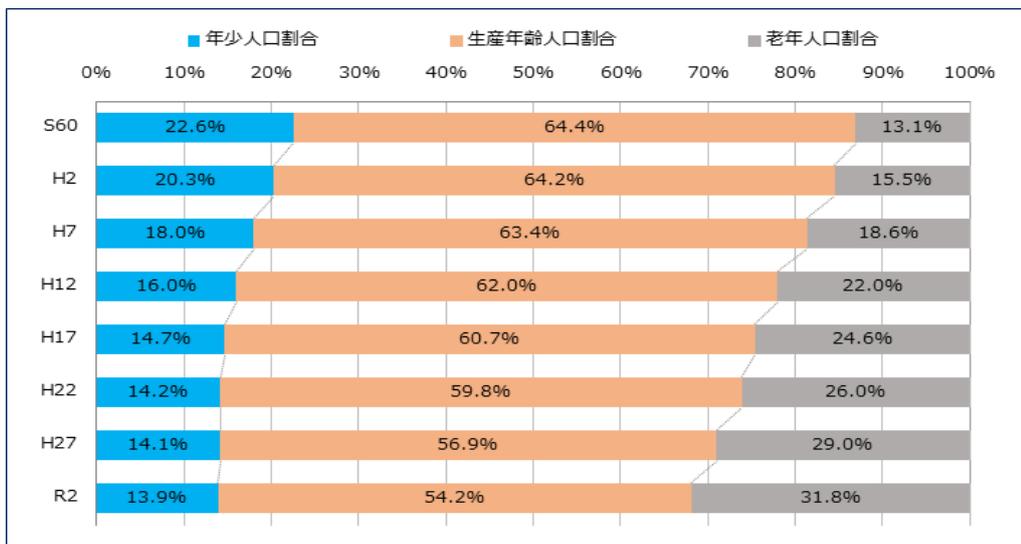
本市においても、人口減少を最小限にとどめるための施策を展開し、減少幅を抑制する一方で、人口減少社会に対応した機能やサービスを選択し、その体制を構築することが喫緊の課題となっています。

都城市の人口等の推移



出典：国勢調査・統計からみた都城

都城市の年齢3区分別人口構成の推移

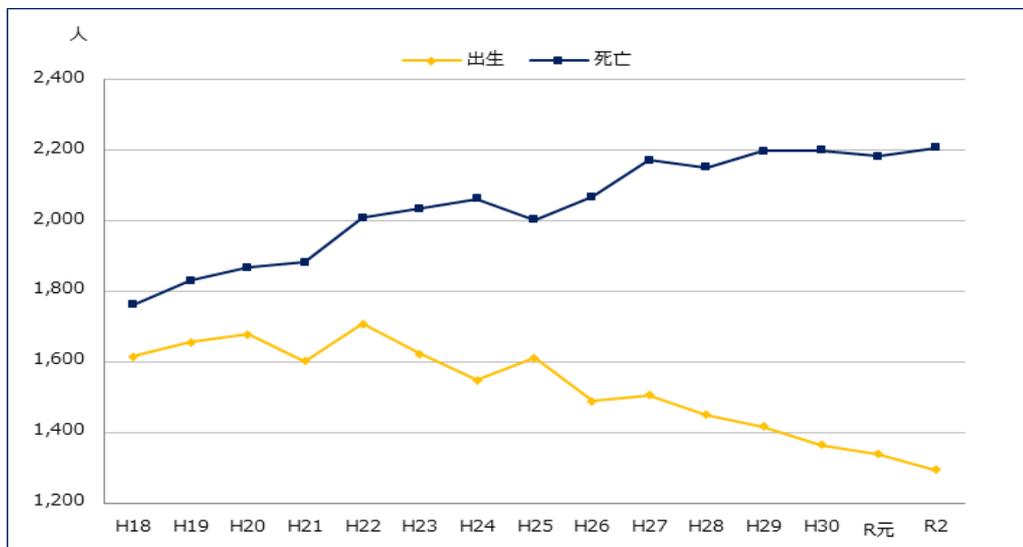


出典：国勢調査

本市の一定期間における出生と死亡に伴う人口の動きを指す自然動態は、平成 22 年をピークに出生数が減少を続けている一方で、死亡数は増加傾向にあります。

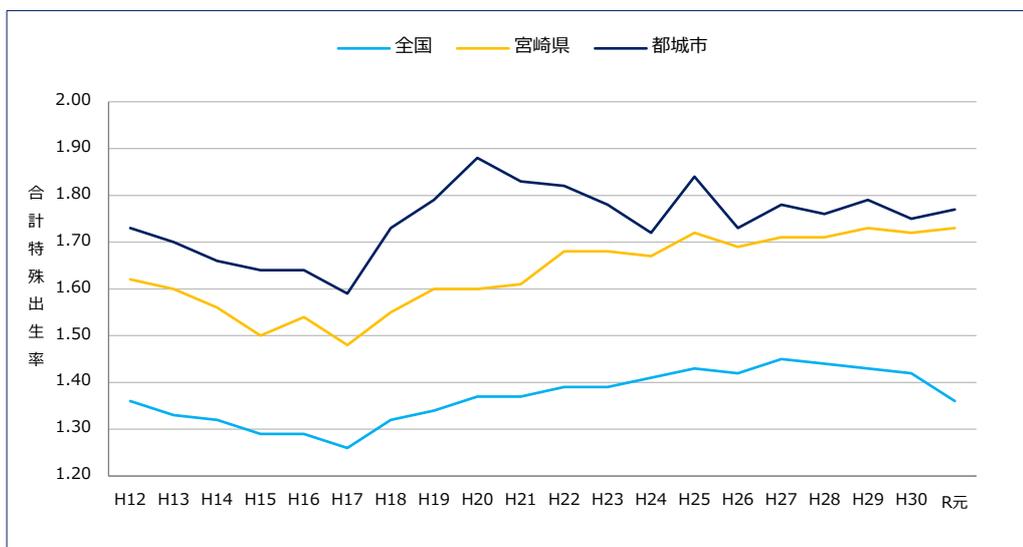
将来人口推計の前提となる本市の合計特殊出生率は、全国や宮崎県全体の数値と比較すると高い水準を維持していますが、平成 20 年をピークに減少傾向となっています。

都城市の出生数と死亡数の推移



出典：統計からみた都城

都城市の合計特殊出生率の推移

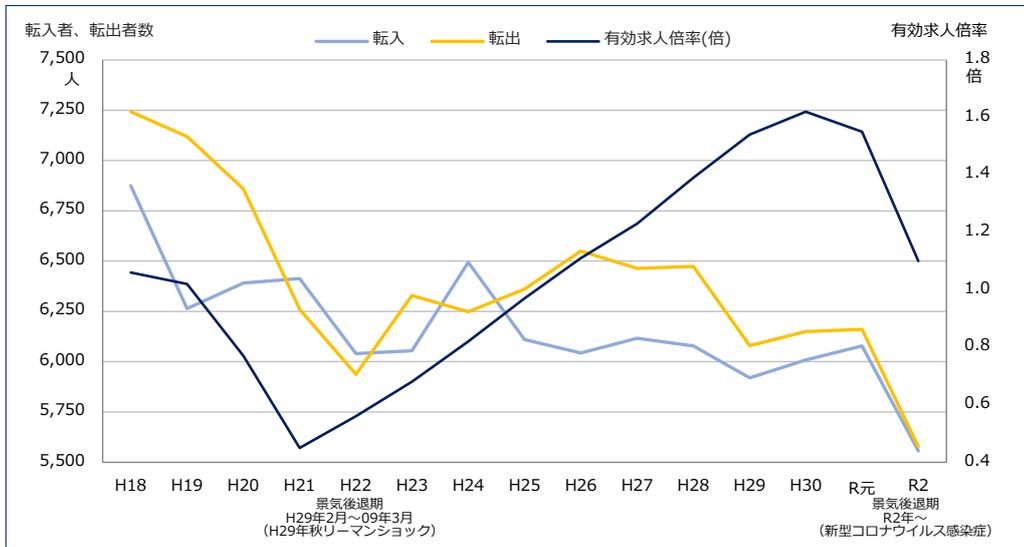


出典：統計からみた都城

本市の転入・転出による人口の動きを指す社会動態と全国の有効求人倍率を示すグラフを重ねてみると、平成20年のリーマンショックや令和2年の新型コロナウイルス感染症が本市の転出入の増減に影響を与えていることが伺えます。全体的に転出超過の傾向にありますが、平成28年以降は、転出と転入の差が縮まっています。

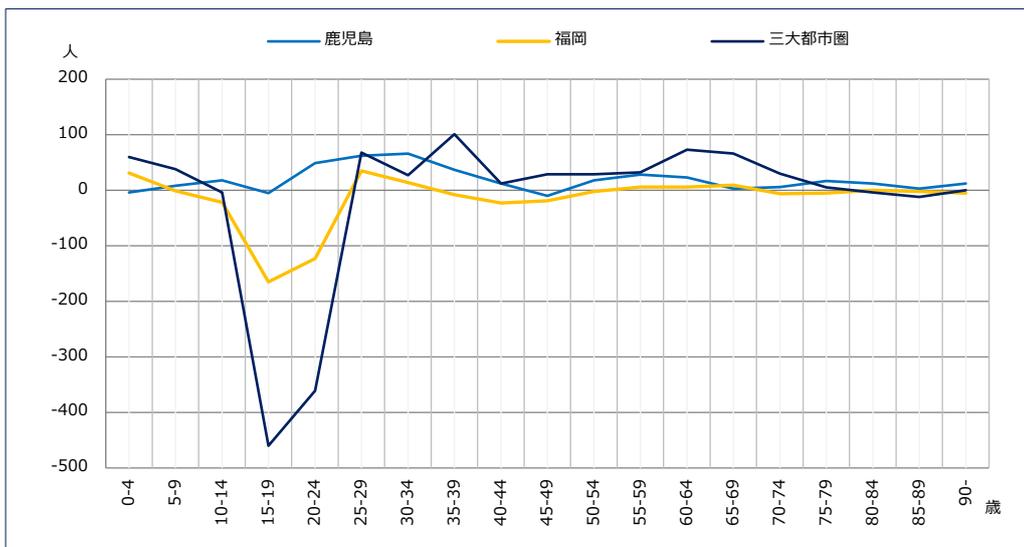
年代別の社会増減を地域別にみると、三大都市圏や福岡県については、15歳から24歳までの層を中心に大幅な転出超過となっています。一方で、20歳代を中心に、鹿児島県からの転入があり、圏域における本市の吸引力をみることができます。

都城市の社会動態の推移



出典：統計からみた都城

都城市から各都市（圏）への年代別社会増減

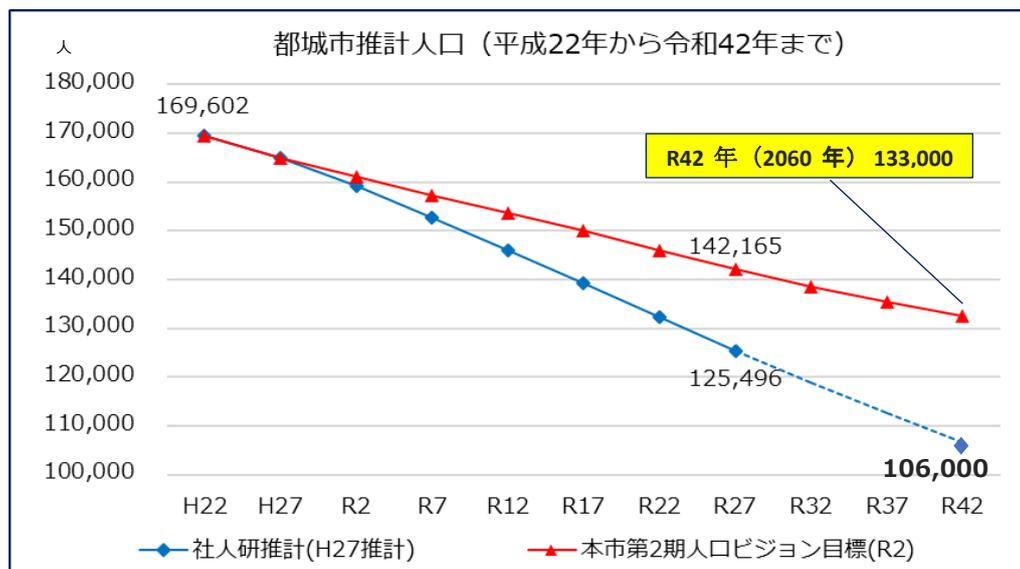


平成30年から令和2年の間の増減

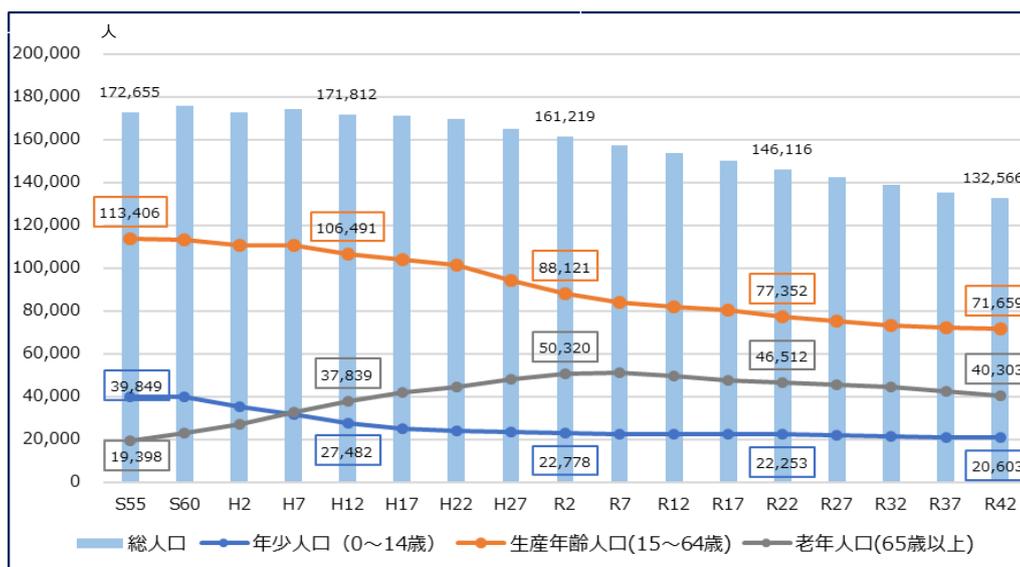
出典：住民基本台帳

令和2年に本市が独自に推計した人口ビジョンでは、令和42年の本市の総人口を概ね13万3千人と推計し、これを達成するために、「第2期都城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、令和6年の目標として市総人口を概ね15万8千人、合計特殊出生率を1.94、49歳以下の人口割合を49.9%と設定しました。

都城市の将来人口推計（独自推計）



都城市の年齢3区分別人口推計（独自推計）



■ デジタル化の推進

本市は、市民の幸福と市の発展を図ることを目的として、デジタル技術の積極的な活用を図っています。特に、マイナンバーカードについては、デジタル社会のインフラとして運用が開始されることから、都城方式と呼ばれるタブレットを活用した申請補助を制度開始時より継続して実施しており、全国トップクラスの交付率を誇っています。

令和元年8月には、全国の自治体に先駆けて、都城デジタル化推進を宣言、令和3年2月には都城デジタル化推進宣言 2.0 にアップデートしました。令和3年度は、部局長級で構成するデジタル統括本部を設置するとともに、企画部門にデジタル化を推進するデジタル統括課を創設することで、組織体制を強化しました。民間企業からデジタルに関する外部人材を登用するとともに、国の関連部局に継続して人材派遣を行う等、デジタル人材の確保にも努めています。

また、市長自らCDO（最高デジタル責任者）に就任することで、スピード感を持って、関連予算を拡充しながらあらゆる分野においてデジタル化を強力に推進しています。

今後、急速に進展するデジタル社会において、デジタル格差の解消にも率先して取り組むことで、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を実現し、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を構築していきます。

都城デジタル化推進宣言 2.0

SMILE CITY MIYAKONOJO

幸せ上々、みやこのじょ



都城デジタル化推進宣言2.0

都城市は、自治体経営の考え方に沿って「都城フィロソフィ」を策定し、「本気で挑戦！日本一の市役所！」のスローガンのもと、さらなる人財育成による組織活性化で、市民の幸福と市の発展を図っています。

その中で、マイナンバーカードをはじめとする、将来のまちの姿を大きく変えるデジタル技術を積極的に活用することで、市民サービスの向上を図りながら、利便性が高く豊かなまちを構築していきます。

市民サービスにおけるデジタル化推進

- 市民の利便性向上を図りながら、住み良いまちを創ります

自治体経営におけるデジタル化推進

- 根拠に基づいた施策を実行するとともに、効率的な自治体経営を志向します

地域社会におけるデジタル化推進

- 産業振興や生活の質の向上を図ることで、豊かで持続可能なまちづくりを実現します

出典：都城市総合政策部デジタル統括課

■ 都城フィロソフィ

都城フィロソフィは、市民の皆様が「都城市が日本一の市（自治体）である」と思っていただけるよう、都城市役所職員が全員同じ方向を向いて仕事に邁進するための指針として令和元年に策定しました。市役所職員が同じ目標にベクトルを合わせ、日々の業務で直面する様々な場面において、職員一人ひとりが自ら考え、適切な判断を下し、スピード感を持って行動するための都城市職員の判断基準であり、行動指針となっています。

「日本一の市」というビジョンを共有しフィロソフィを礎にした自治体経営を推進し地域の経営資源であるヒト・モノ・カネを“最大限”に活用して利益の最大化を図ることで、市民の幸福と市の発展を実現することを目的としています。

都城フィロソフィ

第1部 素晴らしい人生を送るために
第1章 成功方程式（人生・仕事の方程式）
人生・仕事の結果＝考え方×熱意×能力
第2章 正しい考え方を持つ
あいさつが全ての基本
身だしなみは人のため
明るく元気に、素直な心で前向きに
感謝の気持ちを忘れず、謙虚に生きる
物事をシンプルに捉える
損得ではなく善悪で判断し、人間として正しいことを貫く
第3章 熱意を持って、地道に努力を続ける
自ら燃える
地道に努力を積み重ね、真面目に一生懸命仕事に打ち込む
第2部 素晴らしい都城市とするために
第1章 一人ひとりが都城市役所
一人ひとりが都城市役所
地域を愛し、地域と共に生きる
都城が持っているものを生かす
市民目線を貫く
傾聴と共感が改善を生む
自分の仕事ではないと言わない
率先垂範する
第2章 全員の心を一つにする
本音でぶつかる
ベクトルを合わせ、チームで取り組む
笑顔で仕事に取り組む
第3章 燃える集団となる
高い目標を持つ
有言実行でことに当たる
本気で挑戦する
成し遂げるまで諦めない
今できることは今やる
スピード感を持って決断し、行動する
大局観を磨く
よく働き、よく遊ぶ
第4章 結果にこだわる
自治体の常識・殻を打ち破る
楽観的に構想し、悲観的に計画し、楽観的に実行する
コンセプトを立て、戦略的に行動し、結果を出す

■ SDGs(持続可能な開発目標)の推進

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略で、平成27年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された共通目標です。

本市では、第2次都市圏総合計画総合戦略に掲げる各施策に、SDGsの目指す17のゴールを関連付けることで、総合計画及びSDGsを一体的に推進します。

SDGsの目指す17のゴール

持続可能な開発目標(SDGs)の詳細			
	目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる		目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う		目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		目標10【不平等】 国内及び各国間での不平等を是正する
	目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する		目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する
	目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

出典：外務省

3 第1期総合戦略の取組と検証

第1期総合戦略の検証に当たり、本市が重点的に取り組んだ施策（重点プロジェクト）の実績は次のとおりとなっています。

※令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたものは、令和元年度の数値を実績値としています。

しごと 地の利を活かして雇用を創る

重点プロジェクト1



【施策の方針】

- ◆関係機関と連携して農業の担い手を育成するとともに、集落営農体制を確立します。
- ◆農地を集約するとともに、農業生産基盤の整備を進め、生産性の向上を図ります。

【主な取組（H30～R3）】

- ・担い手確保策として市独自の農業後継者等支援事業を実施
- ・農地中間管理事業を推進し、平成30年度から令和2年度の間、1,283.2haの農地を集積
- ・スマート農業を促進するため、セミナーやスマート農業モデル実証事業を実施

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	実績値
新規就農者数	20人/年 (H24～H28)	22人/年 (H30～R3)	25人/年 (R元)

重点プロジェクト2



【施策の方針】

- ◆農商工連携及び産学官連携による6次産業化を推進し、攻めの販売戦略に取り組みます。
- ◆地場産品の高付加価値化を図るとともに販路を開拓し、地域産業を活性化します。

【主な取組（H30～R3）】

- ・商品開発事業により、ブラッシュアップした6次化商品を中心に、首都圏百貨店を含む新たな販路を拡大
- ・「道の駅」都城では、ブースレイアウトの変更や売上商品の動向調査等を行い、地場産品の販売を促進

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	実績値
「道の駅」都城の販売額	141,071千円/年 (H28)	180,000千円/年 (R3)	176,226千円/年 (R元)

重点プロジェクト3



【施策の方針】

- ◆雇用創出を図るため、企業進出の基盤となる新たな工業団地を整備します。
- ◆企業立地奨励措置の要件改善や拡充を行い、全国の企業投資情報の把握に努め、企業立地による雇用創出に努めます。

【主な取組 (H30~R3)】

- ・平成 30 年度から令和 3 年 11 月までの間に 44 件の企業が立地
- ・都城インター工業団地穂満坊地区は、平成 31 年 3 月に分譲が完了しており、新たな工業団地を桜木地区に造成中 (令和 4 年度に完成予定)
- ・令和 2 年度から正社員雇用促進等を目的に雇用奨励金に加算措置を設定

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値	実績値
新規企業立地件数 (累計)	8 件/年 (H18~H28)	40 件 (H30~R3)	44 件 (H30~R3*)

※令和 3 年度は 11 月末現在

重点プロジェクト4



【施策の方針】

- ◆都城公共職業安定所をはじめ、企業や高等学校等とのパートナーシップを強化し、雇用・労働施策を展開します。
- ◆企業等とのパートナーシップを強化し、雇用拡大による UIJ ターン人材の確保を図ります。

【主な取組 (H30~R3)】

- ・平成 30 年度から令和 2 年度までの間で市の移住施策を通じて移住した人の数は 647 人
- ・地元企業と連携して「雇用の場の確保と生活環境」をセットにして都市部住民に P R する移住・U I J ターン就職座談会を開催し、高校生には、地元企業の巡見を実施

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値	実績値
都城公共職業安定所管内の新卒高校生の所管内就職率	46.8% (H28)	50.0% (R3)	45.8% (R2)

重点プロジェクト5



【施策の方針】

- ◆自然災害から市民の生命、身体、財産を守るため、総合的な防災体制を構築します。
- ◆大規模な災害の発生に備えて、相互協力及び後方支援体制を構築します。

【主な取組（H30～R3）】

- ・民間企業・関係機関等との災害時応援協定を令和2年度までに54団体等と締結
- ・後方支援拠点都市として、後方支援を想定した周辺自治等との訓練を実施（新型コロナウイルス感染症のため令和2年度は未実施）

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	実績値
自主防災組織結成率（自治公民館単位）	88.4% (H28)	93.0% (R3)	91.1% (R2)

重点プロジェクト6



【施策の方針】

- ◆市民が安心して医療が受けられるよう、地域医療体制を維持します。
- ◆都城夜間急病センターに従事する医師を確保できるように大学医局や関係機関へ働きかけます。

【主な取組（H30～R3）】

- ・本市における地域医療体制は、24時間、365日切れ目のない体制を形成
- ・平成30年に「安心して出産できるまち・都城」を、多くの市民に知ってもらうため、周産期医療シンポジウムを開催
- ・医師確保のため、都城圏域救急医療広域連携連絡協議会の開催や大学医局定期訪問等を実施

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	実績値
夜間急病センターの診療科目・時間の維持	3科・12時間 (H28)	3科・12時間 (R3)	3科・12時間 (R2)

重点プロジェクト7



【施策の方針】

- ◆ 出会いの場の提供や、結婚に関する相談・支援体制の強化を図ります。
- ◆ 乳幼児期の教育・保育サービス、子育て支援の充実により、安心と喜びの中でゆとりをもって子どもを産み、育てられる社会を目指します。
- ◆ 全ての子どもが生まれ育った環境に左右されず、その将来に夢や希望をもって成長していける社会の実現を目指します。

【主な取組（H30～R3）】

- ・ 婚活イベントを開催し、平成30年～令和2年に72組のカップルが成立
- ・ 平成30年4月、都城市子育て世代活動支援センター（ぶれびか）を開設
- ・ 病児・病後児保育施設数を市内3施設に拡充
- ・ 平成30年度から、困難を抱える世帯の子どもへの生活・学習支援を実施

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	実績値
ファミリーサポートセンター活動件数	3,071件/年 (H28)	5,725件/年 (R3)	5,573件/年 (R2)

重点プロジェクト8



【施策の方針】

- ◆ 高齢者が健康で自分らしい生活を続けるため、生きがいづくりや社会参加を支援します。
- ◆ 健康診査及び各種検診の受診率向上を図り、生活習慣病の予防と改善を推進します。
- ◆ 健康寿命の延伸及び生活の質の向上を目指すため、行政と市民が一体となった健康づくりを推進します。

【主な取組（H30～R3）】

- ・ こけないからだづくり講座実施を促進し、令和2年度は市内253箇所で開設
- ・ 認知症サポーター養成講座を開催し、令和2年度までに累計26,532人が受講
- ・ 高齢者の暮らしを総合的にサポートする地域包括支援センターとの連携を促進し、令和2年度に同センターは22,858件の相談を受付

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	実績値
特定健康診査受診率（受診者数÷長期入院患者等を除く40歳以上の国民健康保健被保険者数）	44.9% (H28)	60.0% (R3)	48.0% (R2)

重点プロジェクト9



【施策の方針】

- ◆次世代を担う子どものすぐれた知性を育み、社会を生き抜く力を育成します。
- ◆ふるさとを誇りに思い、世界に羽ばたく子どもを育む教育を推進します。
- ◆計画的な学校施設の整備及び ICT 導入による教育環境の整備・充実を図ります。
- ◆市民総ぐるみによる教育を推進します。

【主な取組 (H30~R3)】

- ・学校運営協議会が中心となり、地域の方々と連携した体験活動等を実施
- ・令和3年度に小中学校へ1人1台端末の整備が完了し、端末を活用した授業を実施
- ・全中学校区にコアティーチャーを配置し、小中一貫教育により、学力向上を推進

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値	実績値
1人当たりの年間図書館貸出冊数 (小学校・中学校)	75冊・10.6冊 (H28)	78冊・15冊 (R3)	82.1冊・17.4冊 (R2)

重点プロジェクト10



【施策の方針】

- ◆語学教育や国際交流を積極的に進め、世界に羽ばたくグローバルな人や新たな価値を創造する人を育む教育を推進します。
- ◆東京オリンピック・パラリンピックを契機とした地域活性化に取り組みます。
- ◆友好交流都市を中心とする諸外国との交流等を通して、国際社会に適應できる人材の育成や、市民の国際社会の一員としての理解の深化に努めます。

【主な取組 (H30~R3)】

- ・平成30年度及び令和元年度、モンゴルの若手レスリング選手と県内のジュニアレスリング選手が技術講習会を通じた交流会を実施
- ・国際交流員による市内の学校や各種講座、イベント等への参加を通じて、市民の異文化交流と国際理解を推進

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値	実績値
外国語指導助手 (ALT) 配置人員数	14人 (H28)	18人 (R2)	18人 (R2)

重点プロジェクト 11



【施策の方針】

- ◆国民スポーツ大会宮崎大会の開催に向けて、宮崎県と連携した県立陸上競技場の整備を推進します。
- ◆スポーツ施設を計画的に整備し、市民等の利便性向上と機能充実を図ります。
- ◆都城市スポーツ協会、各競技団体、大学等と連携し、指導者やトップアスリートの育成等、競技スポーツの強化を図ります。

【主な取組（H30～R3）】

- ・スポーツ教室・イベント等を年間約 120 回実施するなどし、市民の運動の習慣化を促進
- ・プロスポーツチームの合宿誘致を行い、選手による指導教室を開催し、子どもたちの競技力強化を促進
- ・早水体育文化センターサブアリーナをはじめとした拠点スポーツ施設を整備

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	実績値
拠点スポーツ施設の利用者数	526,467 人/年 (H28)	532,000 人/年 (R3)	597,868 人/年 (R元)

重点プロジェクト 12



【施策の方針】

- ◆市民参加・参画、協働についての啓発を進めるとともに、市民公益活動団体の育成や活動団体間の連携を支援します。
- ◆行政における協働の体制づくり等を進めます。
- ◆地域住民が主役となるまちづくりのために地域への分権を進めます。

【主な取組（H30～R3）】

- ・地域振興基金を活用し、第 2 期地域活性化事業（平成 29 年度～令和 2 年度）として 149 事業を実施
- ・協働商談会を開催し、市民公益活動団体同士の交流や連携の機会を創出
- ・平成 30 年度から、15 地区全てのまちづくり協議会に支援員を配置

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	実績値
市と NPO 等との協働事業数	179 事業/年 (H28)	230 事業/年 (R3)	232 事業/年 (R元)

重点プロジェクト 13



【施策の方針】

- ◆市民の来街動機を刺激する様々な取組を展開し、来街者の増加を図ります。
- ◆魅力的な店舗等の誘導による商業機能の再生、リノベーションまちづくりによる遊休不動産等の有効活用を促進し、来街者が回遊しなくなる中心市街地へと再生を進めます。

【主な取組 (H30~R3)】

- ・平成 30 年に、中心市街地中核施設が開業し、中心市街地の賑わいを創出
- ・中心市街地再生プラン事業等に引き続き取り組み、空き店舗の解消を図るとともに、令和 2 年度から、中心市街地居住推進事業を開始し、まちなか居住を促進

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値	実績値
中心市街地の歩行者通行量 (45 番街・休日)	155 人/日 (H28)	550 人/日 (R3)	430 人/日 (R2)

重点プロジェクト 14



【施策の方針】

- ◆都城の強みである「肉と焼酎」にフォーカスし、ふるさと納税制度の活用をはじめ、PR ゴゴやキャッチコピー、ぼんちくんでイメージの定着を図りながら、都城の認知度を高めていきます。
- ◆各地域の観光資源の有効活用を図るとともに、観光イベントの創出やスポーツ・文化合宿の誘致等を重点的に進めます。

【主な取組 (H30~R3)】

- ・肉と焼酎を強みに、引き続きふるさと納税による対外的 PR を推進し、令和 2 年度は、寄附件数 603,792 件、寄附金額約 135 億 2,548 万円となり、3 度目の日本一を達成
- ・スポーツ・文化合宿、ミートツーリズム事業等を積極的に展開し順調に推移

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値	実績値
都城市ふるさと納税特設サイトの会員数 (累計)	14,172 人 (H28)	30,000 人 (R3)	62,930 人 (R2)

重点プロジェクト 15



【施策の方針】

- ◆不法投棄の防止やごみの適正な処理に努めます。
- ◆4R 運動やごみの再資源化を進め、ごみの減量化を図ります。

【主な取組 (H30～R3)】

- ・不法投棄防止抑制のため、市内全域への看板設置や環境監視員による監視活動を実施
- ・使用済小型家電リサイクル事業を実施し、令和元年度 1,140kg (4,591 個)、令和2年度 1,556kg (6,698 個) を回収
- ・不要教科書リサイクル事業を実施し、令和2年度 2,830kg を回収

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値	実績値
ごみの排出量	78,272 t/年 (H28)	76,957 t/年 (R3)	73,597 t/年 (R2)

重点プロジェクト 16



【施策の方針】

- ◆広域連携を推進し、圏域全体として住民生活に必要な行政サービスの提供に努めるとともに、圏域の地域資源を活用して、産業や文化の振興を図ります。

【主な取組 (H30～R3)】

- ・都城志布志道路の早期整備に係る要望活動を実施 (令和3年度末の供用率は80%)
- ・消防団広域連携訓練に関して、令和元年度は防災講演会や大規模災害対応訓練を実施し、延べ393人が参加 (新型コロナウイルス感染症のため令和2・3年度は未実施)

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値	実績値
消防団広域連携訓練の実施	1回/年 (H28)	1回/年 (R3)	3回/年 (R元)

重点プロジェクト 17



創造的改革の推進

【施策の方針】

- ◆部門間の政策連携の強化を図るとともに、企業等と連携して、政策推進力の強化に取り組みます。
- ◆地域経済の好循環と交流人口の増大を図るために、情報発信力の強化を推進するとともに、迅速・丁寧な行政サービスの提供に取り組み、市民満足度の向上を実現します。

【主な取組（H30～R3）】

- ・平成 30 年度から令和 2 年度までに 11 団体と包括連携協定を締結（包括連携協定締結団体の総数は 21 団体）
- ・更なる人財育成による組織活性化で、市民の幸福と市の発展を実現するため、平成 31 年 4 月に都城市職員の判断基準・行動指針として「都城フィロソフィ」を策定

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	実績値
包括連携協定を締結した団体数（累計）	10 団体 (H26～H29)	10 団体 (H30～R3)	11 団体 (H30～R2)

4

基本構想及び総合戦略の体系

基本構想及び総合戦略の体系は、次のとおりです。(左ページが基本構想、右のページが総合戦略)

本市の目指すまちの姿	都市目標像	まちづくりの基本方針	施策の柱
市民が主役のまち ゆたかな心が育つまち 地の利を活かしたまち 賑わいのあるまち 緑あふれるまち	市民の笑顔が広がる南九州のリーディングシティ	1 しごと 地の利を活かして雇用を創る	1.1 圏域の経済を支える地域産業の振興 1.2 地の利を活かした拠点の整備と企業立地の促進 1.3 企業等と連携した雇用拡大と移住・定住の促進
		2 暮らし 命と暮らしを守る	2.4 安全・安心な暮らしの確保 2.5 地域医療体制の維持 2.6 ライフステージに対応した切れ目のない子育て支援 2.7 生き生きと暮らせる健康・福祉の充実
		3 ひと 人間力あふれるひとを育む	3.8 学力・愛郷心の向上と社会を生き抜く力の育成 3.9 グローバル化への対応と国際交流の推進 3.10 生涯を通じて楽しむスポーツ・文化活動の推進 3.11 協働と相互理解の推進
		4 まち 圏域の中心としての魅力を築く	4.12 人口減少社会に対応した都市機能の維持・充実 4.13 都城の魅力の構築・発信 4.14 豊かな自然環境の保全と共生のまちづくり 4.15 広域連携の推進
		5 創造的革新の推進	5.16 創造性あふれる人財育成と政策推進力の強化 5.17 地域資源を最大限に活用した行政経営 5.18 行政サービスの高質化と効率化
		行政経営の基本姿勢	施策の柱

施策	重点プロジェクト
1.1.1 儲かる農業の推進	1 農林畜産業の振興
1.1.2 豊かな森林の活用	
1.1.3 特色ある商工業の振興	
1.1.4 新「道の駅」を活かした物産振興と販路拡大	
1.1.5 産学官金・企業間の連携の促進	
1.2.1 工業団地の整備と企業立地の促進	2 新「道の駅」を活かした物産振興と販路拡大
1.3.1 企業や団体と連携した地元定着の促進	
1.3.2 移住・UIJ ターンの促進	3 地の利を活かした拠点形成と企業立地
2.4.1 災害や危機に強いまちづくりの推進	
2.4.2 消防・救急体制の確立	4 企業等との連携による移住・UIJ ターンの促進
2.4.3 交通・地域安全の推進	
2.5.1 地域医療体制の維持	
2.5.2 感染症対策の徹底	5 国土強靱化と災害対策の強化
2.6.1 出会いの創出と婚活支援	
2.6.2 出産・子育て支援の充実	6 新型コロナウイルス対策の徹底と地域医療体制の維持
2.7.1 高齢者福祉の充実	
2.7.2 障がい者福祉の充実	
2.7.3 地域福祉の充実	
2.7.4 健康づくりの推進	
2.7.5 社会保障制度の充実	7 出会い・出産・子育て支援の充実
3.8.1 学校教育の充実	
3.8.2 高等教育機関の支援	8 フレイル対策強化と健康寿命の延伸
3.8.3 歴史と地域文化資源の継承	
3.8.4 図書に親しむ環境の充実	
3.8.5 生涯学習・社会教育の充実	
3.9.1 多文化共生社会への対応と国際交流の推進	
3.10.1 国スポへの対応とスポーツによる地域活性化	9 デジタル技術を活用した学力向上と 愛郷心の醸成
3.10.2 文化芸術の振興	
3.11.1 協働によるまちづくりの推進	10 多文化共生社会への対応と国際交流の推進
3.11.2 男女共同参画社会の推進	
3.11.3 人権の尊重	
4.12.1 中心市街地の活性化とまちなか居住の推進	11 国スポへの対応とスポーツによる地域活性化
4.12.2 居心地いいまちの維持形成	
4.12.3 良好な住環境の維持	12 協働によるまちづくりの推進
4.12.4 上下水道の整備	
4.12.5 交通体系の確保	
4.12.6 中山間地域等の維持・活性化	
4.13.1 戦略的な市のPRの推進	
4.13.2 観光誘客の促進	
4.14.1 自然環境の保全	
4.14.2 循環型社会の構築	
4.14.3 脱炭素を目指した社会づくり	
4.15.1 広域連携の推進	
5.16.1 創造性あふれる人財育成と政策推進力の強化	13 中心市街地の活性化とまちなか居住の推進
5.17.1 地域資源を最大限に活用した行政経営	
5.18.1 行政サービスの高質化と効率化	14 過疎対策と中山間地域等の振興
5.18.2 開かれた行政の推進	
5.18.3 デジタル社会の創造	
5.18.3 デジタル社会の創造	
5.18.3 デジタル社会の創造	15 ふるさと納税の推進と都城の魅力の発信
5.18.3 デジタル社会の創造	
5.18.3 デジタル社会の創造	16 観光資源のブラッシュアップと誘客促進
5.18.3 デジタル社会の創造	
5.18.3 デジタル社会の創造	17 地球温暖化対策の推進と循環型社会の構築
5.18.3 デジタル社会の創造	
5.18.3 デジタル社会の創造	18 広域連携の推進
5.18.3 デジタル社会の創造	
5.18.3 デジタル社会の創造	19 人財育成と創造的改革の推進
5.18.3 デジタル社会の創造	
5.18.3 デジタル社会の創造	20 デジタル社会の創造
5.18.3 デジタル社会の創造	

基本構想に掲げる4つのまちづくりの基本方針及び行政経営の基本姿勢ごとに、次のとおり重点プロジェクトを掲げて取り組みます。

1 しごと 地の利を活かして雇用を創る ～産業振興・雇用 分野

- 1 農林畜産業の振興
- 2 新「道の駅」を活かした物産振興と販路拡大
- 3 地の利を活かした拠点形成と企業立地
- 4 企業等との連携による移住・UIJ ターンの促進

2 くらし 命とくらしを守る ～安全・安心・健康 分野

- 5 国土強靱化と災害対策の強化
- 6 新型コロナ対策の徹底と地域医療体制の維持
- 7 出会い・出産・子育て支援の充実
- 8 フレイル対策強化と健康寿命の延伸

3 ひと 人間力あふれるひとを育む ～教育・国際化・協働 分野

- 9 デジタル技術を活用した学力向上と愛郷心の醸成
- 10 多文化共生社会への対応と国際交流の推進
- 11 国スポへの対応とスポーツによる地域活性化
- 12 協働によるまちづくりの推進

4 まち 圏域の中心としての魅力を築く ～都市機能・環境 分野

- 13 中心市街地の活性化とまちなか居住の推進
- 14 過疎対策と中山間地域等の振興
- 15 ふるさと納税の推進と都城の魅力の発信
- 16 観光資源のブラッシュアップと誘客促進
- 17 地球温暖化対策の推進と循環型社会の構築
- 18 広域連携の推進

5 行政経営の基本姿勢 ～行政経営 分野

- 19 人財育成と創造的改革の推進
- 20 デジタル社会の創造

重点プロジェクト 1 農林畜産業の振興
しごと 地の利を活かして雇用を創る



農林畜産業の振興

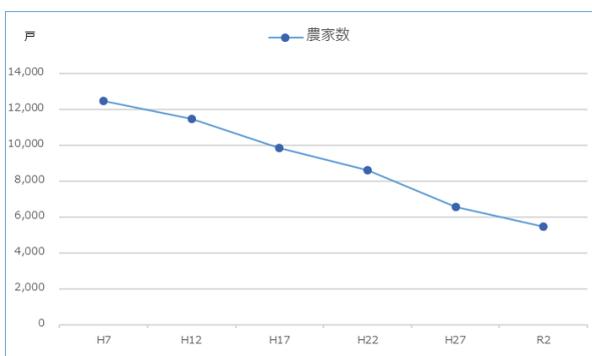
施策の方針

- ◆ 関係機関と連携して農業の担い手を育成するとともに、集落営農体制を確立します。
- ◆ 農作業の省力化や生産性の向上、高品質化を実現するスマート農業を推進します。
- ◆ 産地としての強みを活かし、食資源の高付加価値を図る「6次産業化」を推進します。
- ◆ 森林のもつ多面的かつ公益的な機能の維持を図るため、伐採跡地への再造林の促進や森林の適正な整備及び保全に努めます。

現状と課題

- ◆ 本市は、畜産部門を中心に全国有数の農業産出額を誇り、令和元年市町村別農業産出額（推計）で全国1位、部門別でも、豚と肉用牛が全国1位となりました。また、平成29年に開催された全国和牛能力共進会宮城大会では、都城市の牛が出品された肉牛の部で内閣総理大臣賞を受賞し、宮崎牛が3大会連続して日本一を獲得しました。
- ◆ 農業担い手の高齢化や後継者不足により農業従事者が減少し、耕作放棄地面積は増加しています。そのため、農業の担い手を確保するとともに担い手への農地の集積・集約を図る必要があります。また、熟練した技術がなくても、少ない人手で、効率よく高品質な農作物を作ることができ、所得向上が図られるような仕組みを作る必要があります。

【農家数の推移】



重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
行政の施策を活用してスマート農業に取り組む経営体数 (累計)	4件 (R2)	16件 (R4~R7)

重点プロジェクト2 新「道の駅」を活かした物産振興と販路拡大
しごと 地の利を活かして雇用を創る



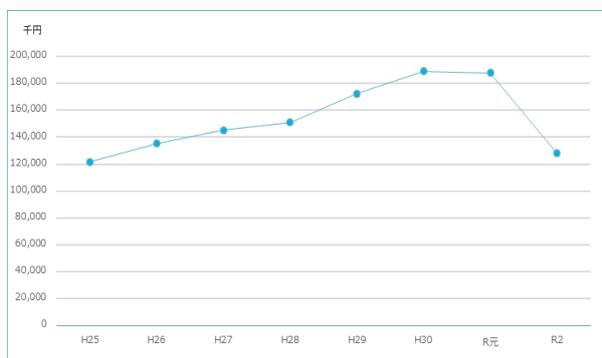
施策の方針

- ◆ 都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城を整備し、「日本一の肉と焼酎」を中心とした本市物産の魅力で地域活性化を推進します。
- ◆ 地域商社機能を持つ株式会社ココニクル都城は、6次化商品等のブラッシュアップや高付加価値化に取り組むとともに、商品のテスト販売など、地場産品の商品開発と生産販売の支援を行います。

現状と課題

- ◆ 市町村別農業産出額全国トップレベルにある本市は、従来から日本有数の食料供給基地としての役割を有しており、特に牛・豚・鶏等、畜産部門や市内の酒造メーカーによる焼酎等、「日本一の肉と焼酎のふるさと」として知名度のある産品を産出しています。
- ◆ 本市のポテンシャルを活かすためには、南九州の玄関口としての役割や「日本一の肉と焼酎」を中心とした地場産品の更なる魅力を発信し、物産振興と交流人口を拡大する拠点となる場が必要です。

【道の駅都城の年間販売額の推移】



重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城の販売額	176,226 千円/年 (R元)	959,200 千円/年 (R7)

重点プロジェクト3 地の利を活かした拠点形成と企業立地

しごと 地の利を活かして雇用を創る



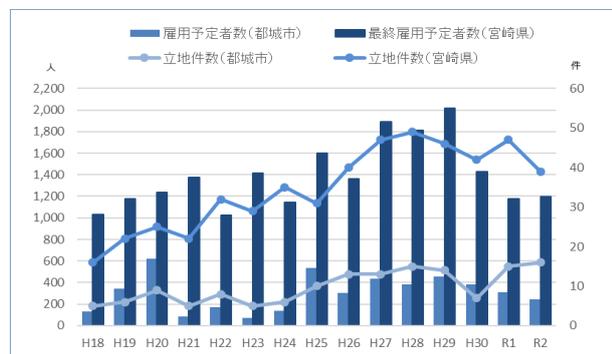
施策の方針

- ◆雇用創出を図るため、企業進出の基盤となる新たな工業団地の整備促進に努めます。
- ◆全国の企業投資情報の把握に努め、企業立地奨励措置を通じて企業立地による雇用創出に努めます。

現状と課題

- ◆南九州圏域の中心都市である本市は、地域高規格道路都城志布志道路（以下「都城志布志道路」という。）の整備促進に伴い、IC周辺地域の交通アクセスの優位性が高まり、人やモノの移動が活発化しています。
- ◆企業立地を促進するための開発適地を確保し、工業団地を整備することが今後の課題です。
- ◆企業立地活動の強化及び支援策の拡充を図り、企業ニーズを的確に把握するとともに、関係機関との連携を強化し、雇用創出が見込める企業の立地を促進する必要があります。

【宮崎県と都城市の企業立地件数及び雇用予定者数の推移】



重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
新規企業立地件数 (累計)	147 件 (H18~R2)	212 件 (H18~R7)

重点プロジェクト 4 企業等との連携による移住・UIJ ターンの促進
しごと 地の利を活かして雇用を創る



企業等との連携による 移住・UIJ ターンの促進

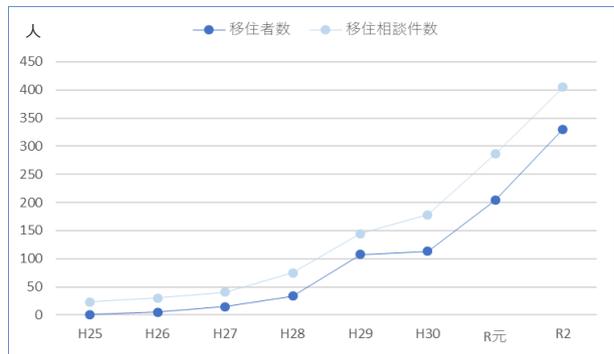
施策の方針

- ◆ 都城公共職業安定所をはじめ、企業や高等学校等とのパートナーシップを強化し、雇用・労働施策を展開するとともに、UIJ ターン人材の確保を図ります。
- ◆ 移住・定住に関するサポート体制を整備し、移住希望者等の相談にきめ細やかに対応します。

現状と課題

- ◆ 都城公共職業安定所管内（都城市・三股町）の新卒の高校生の所管内就職率は 50%以下となっており、若者の市外流失が課題です。
- ◆ 若者の地元定着を図るため、行政、企業及び高等学校等が連携して人材を確保する必要があります。
- ◆ 移住・UIJ ターンをさらに促進するために、企業等とのパートナーシップを強化し、雇用拡大による UIJ ターンの促進やスキルを有する人材を確保する必要があります。
- ◆ 各自治体が移住施策を強化する中、本市への移住を更に促進するためには、移住希望者への積極的な情報発信や移住相談・支援体制の強化が求められています。

【市の施策を活用した移住者数】



重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
市の施策を活用した移住者数	330 人/年 (R2)	420 人/年 (R7)

重点プロジェクト5 国土強靱化と災害対策の強化
くらし 命とくらしを守る



国土強靱化と 災害対策の強化

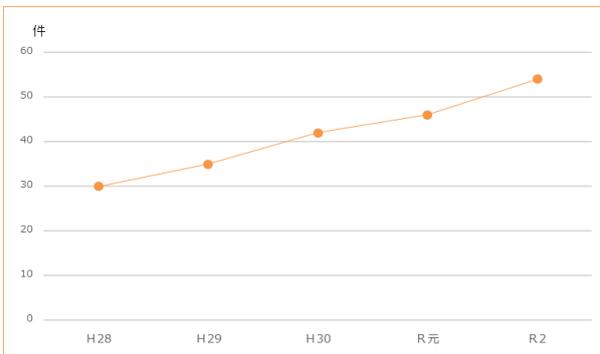
施策の方針

- ◆自然災害から市民の生命、身体、財産を守るため、総合的な防災体制を構築します。
- ◆大規模な災害の発生に備えて、相互協力及び後方支援体制を構築します。
- ◆想定される日向灘南部地震を見据え、行政機能の強化、消防力の強化、インフラの耐震化・老朽化対策、物資の備蓄推進、防災教育による意識の高揚等により災害対応力の向上を図ります。

現状と課題

- ◆災害時に被害を軽減するためには、防災意識の向上や避難体制の整備が必要です。特に情報収集・伝達の体制を強化し、迅速な避難や対応を可能にすることが重要です。
- ◆平成23年3月の東日本大震災及び平成28年4月の熊本地震を教訓として今後予測される南海トラフ巨大地震等の大規模災害を想定した対策が必要です。
- ◆市民生活や社会経済活動を支えている、道路・上下水道・公園等のインフラの老朽化対策として、定期的な巡視や劣化した箇所の補修等を適切に行い、施設の状態を良好に保ち、長寿命化等の取組の推進が必要です。

【災害時応援協定の締結数の推移（累計）】



重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
都城市災害時備蓄計画に基づく備蓄品の確保率	75.0% (R2)	100.0% (R7)

重点プロジェクト6 新型コロナ対策の徹底と地域医療体制の維持

くらし 命とくらしを守る



新型コロナ対策の徹底と 地域医療体制の維持

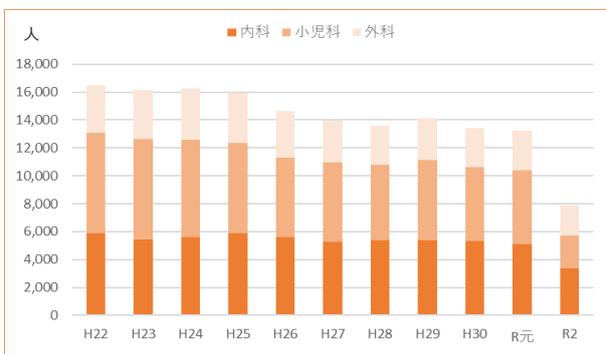
施策の方針

- ◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防する「新しい生活様式」等の更なる徹底を図り、重症者・死亡者の発生を抑制するため、ワクチン接種などの感染予防対策を進めます。
- ◆市民が安心して医療が受けられるよう、地域医療体制を維持します。

現状と課題

- ◆新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大を食い止めるためには「新しい生活様式」や業種別に策定された「感染拡大予防ガイドライン」等を市民一丸となって徹底、継続していくことが必要です。
- ◆ワクチン接種等国の進める感染予防対策に取り組む必要があります。
- ◆都城夜間急病センターと都城市郡医師会病院との相互連携により、24時間365日、切れ目のない救急医療体制を維持しています。
- ◆都城夜間急病センターは、小児科をはじめとする医師不足により厳しい運営状況にあります。そのため、大学医局や関係機関へ働きかけて、医師を確保する必要があります。

【都城夜間急病センター受診者数の推移】



重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
都城夜間急病センターの診療科目・時間の維持	3科・12時間 (R2)	3科・12時間 (R4～R7)



重点プロジェクト7 出会い・出産・子育て支援の充実

くらし 命とくらしを守る



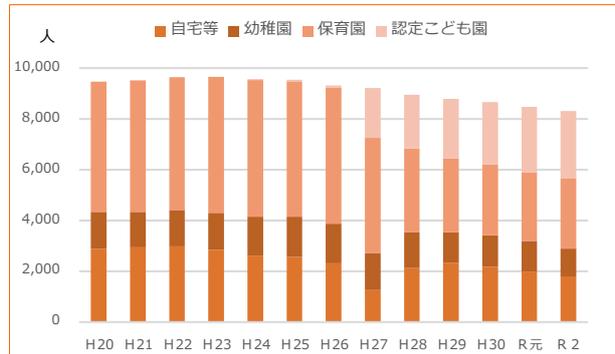
施策の方針

- ◆少子化の主な要因の一つである未婚化・晩婚化を改善するため、出会いの場の機会の創出や、結婚・出産などライフイベントについて考える機会を提供します。
- ◆妊娠・出産・育児に対し切れ目のない支援を行い、健やか親子の実現を目指します。
- ◆全ての子どもが生まれ育った環境に左右されず、現在及び将来に夢や希望をもって成長していける社会の実現を目指します。

現状と課題

- ◆出生動向基本調査において、独身者のうち結婚を希望する人は、85%を超えるものの、結婚したい相手にめぐり会えない等の理由により、独身のままでいる人が多くいます。
- ◆教育・保育や子育てに関するニーズは増加・多様化しているため、延長保育や一時預かり等の子育て支援サービスを充実していく必要があります。
- ◆貧困が子どもたちの生活や成長に影響を及ぼすことがないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもの貧困対策を進める必要があります。

【都城市の就学前児童数の推移】



重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
保育所等の空き待ち児童数	109人 (R2)	0人 (R7)

重点プロジェクト8 フレイル対策強化と健康寿命の延伸

くらし 命とくらしを守る



フレイル対策強化と 健康寿命の延伸

施策の方針

- ◆高齢者に多く見られる「フレイル¹」を予防するため、健診や保健指導等の保健事業と介護予防の取組を一体的に実施します。
- ◆健康診査及び各種検診の受診率向上を図り、生活習慣病の予防と改善を推進します。
- ◆健康寿命の延伸及び生活の質の向上を目指すため、行政と市民が一体となった健康づくりを推進します。

現状と課題

- ◆生活環境の改善や医学の進歩によって平均寿命が伸びたことにより、高齢化が進み、認知症や介護の必要な高齢者が増加し、医療費や介護給付費も増加しています。
- ◆市民一人ひとりが生活習慣病を予防・改善するための努力を惜まず、社会全体もそれを支えていく仕組みをつくることが重要です。
- ◆関係団体・機関はもとより、各自治公民館等の地域コミュニティと連携しながら、行政と市民が一体となった健康づくりの推進が必要です。

【要介護者数・要支援者数の推移】

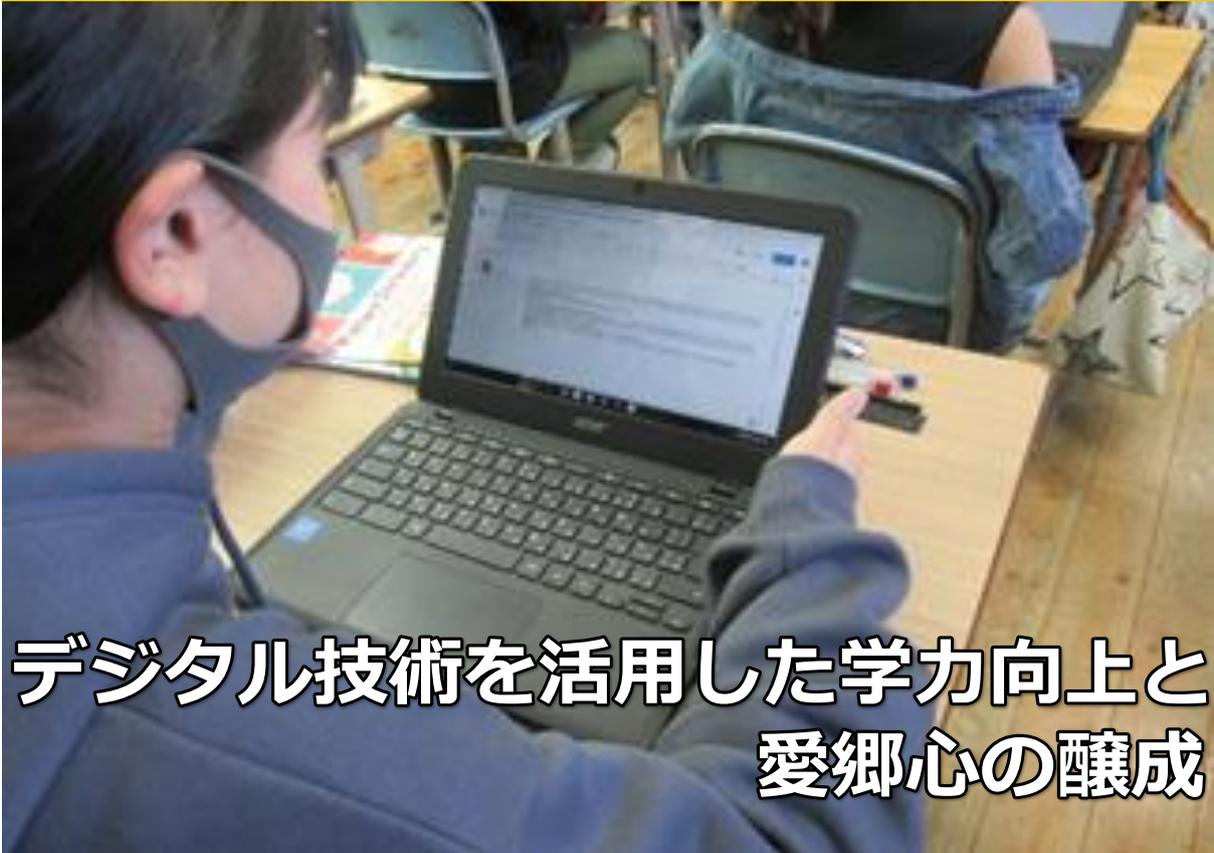


重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
健康寿命の延伸 (平均自立期間 (要介護1まで)) (算出元: 国保データベースシステム「健康スコアリング (介護)」)	男性 78.7 歳 女性 83.7 歳 (R2)	男性 79.4 歳 女性 84.4 歳 (R7)

² フレイル: 要介護段階に至る前段階として位置づけられ、加齢とともに心身の活力が低下した状態

重点プロジェクト9 デジタル技術を活用した学力向上と愛郷心の醸成

ひと 人間力あふれるひとを育む



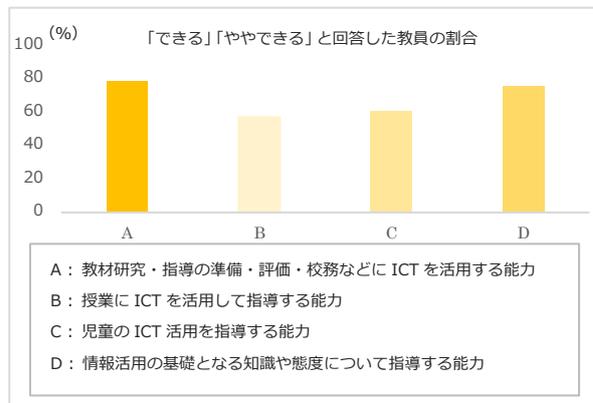
施策の方針

- ◆ デジタル技術の効果的な利活用及び学習環境の整備・充実に取り組むとともに、家庭及び地域と連携して学力を伸ばします。
- ◆ 次世代を担う子どもたちのすぐれた知性を育み、社会を生き抜く力を育成します。
- ◆ ふるさとを誇りに思い、世界に羽ばたく子どもを育む教育を推進します。

現状と課題

- ◆ 変化の激しい予測困難な社会を生きる現代の子どもたちには、未来を生きる力を身に付けることが求められます。そのためには、児童生徒のすぐれた知性や豊かな人間性を育むことが必要です。
- ◆ 多様化する教育課題に対応するため、教職員の更なる資質向上による教育内容の充実と各学校での主体的な取組や地域社会全体での取組を進めていく必要があります。
- ◆ 学校教育の充実及び学力向上のため、デジタル技術の効果的な利活用及び学習環境の整備・充実が必要です。

【教員の ICT 活用指導力の状況】



重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
教師の ICT 活用指導力の状況 「できる」「ややできる」と回答した教員の割合	A: 78.5% B: 57.1% C: 60.6% D: 75.5% (R2)	A: 95.0% B: 85.0% C: 85.0% D: 85.0% (R7)

重点プロジェクト 10 多文化共生社会への対応と国際交流の推進

ひと 人間力あふれるひとを育む



多文化共生社会への対応と 国際交流の推進

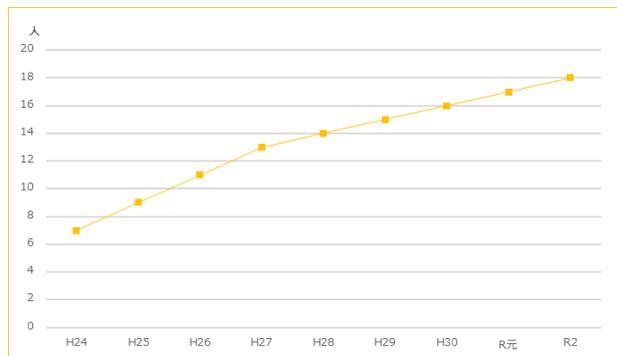
施策の方針

- ◆ 語学教育や国際交流を積極的に進め、世界に羽ばたくグローバルな人や新たな価値を創造する人を育む教育を推進します。
- ◆ 友好交流都市を中心とする諸外国との交流等を通して、国際社会に適応できる人材の育成や、市民の国際社会の一員としての理解の深化に努めます。
- ◆ 国籍や民族の違いにかかわらず、誰もがいきいきと暮らし、その能力を発揮できるような環境づくりや情報発信に取り組みます。

現状と課題

- ◆ 国際化が急速に進展している社会を生き抜く力を身に付けることが求められています。そのため、自国の文化とともに異文化を理解し、グローバルな視点を持った児童生徒の育成が必要です。
- ◆ 国籍や民族の違いにかかわらず、誰もが対等な関係を築こうとしながら共に生きていく多文化共生社会の創造を目指した環境整備が必要となっています。

【都城市の外国語指導助手（ALT）配置人員数の推移】



重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
外国語指導助手（ALT）配置人員数	18人 (R2)	27人 (R6)

重点プロジェクト 11 国スポへの対応とスポーツによる地域活性化

ひと 人間力あふれるひとを育む



国スポへの対応と スポーツによる地域活性化

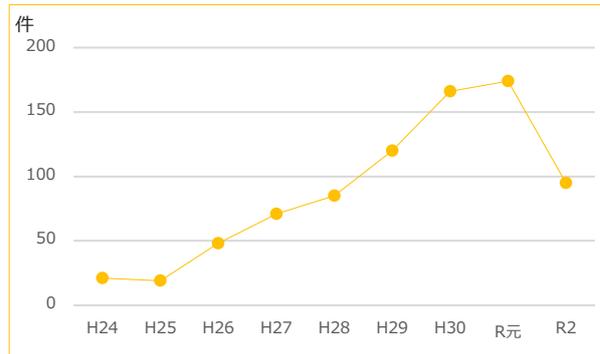
施策の方針

- ◆国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会宮崎大会の開催に向けて、宮崎県と連携した新陸上競技場の整備や都城運動公園テニスコートの整備を推進します。
- ◆スポーツ施設を計画的に整備し、市民等の利便性向上と機能充実を図ります。
- ◆本市が持つスポーツ施設の魅力・資源を最大限に活用するための組織を設立し、スポーツ振興と地域及び経済の活性化に取り組みます。

現状と課題

- ◆令和9年開催の国民スポーツ大会宮崎大会に向けて、宮崎県と連携した新宮崎県陸上競技場や都城運動公園テニスコートの整備を進めています。
- ◆都城運動公園をはじめとする拠点型スポーツ施設³は、市民の利用はもとより、全国規模の大会やプロスポーツキャンプ等にも活用できるよう計画的に整備を進める必要があります。
- ◆本市がもつスポーツ施設の魅力・資源を最大限に活用し、地域及び経済の活性化を図るためには、競技大会やスポーツイベントの開催、キャンプ・合宿等の誘致が必要です。

【スポーツ・文化合宿の誘致件数の推移】



重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
スポーツ合宿の誘致件数	123 団体/年 (R元)	190 団体/年 (R7)

³ 拠点型スポーツ施設：スポーツ大会や合宿が行える競技規格や規模を満たした施設で、本市では以下の施設を対象としている（都城運動公園、早水公園体育文化センター、山之口運動公園、高城運動公園、山田運動公園、高崎総合公園）

重点プロジェクト 12 協働によるまちづくりの推進

ひと 人間力あふれるひとを育む

P82～83



協働による まちづくりの推進

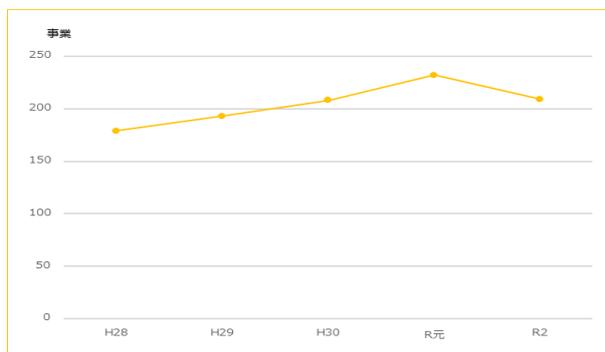
施策の方針

- ◆ 市民参加・参画、協働についての啓発を進めるとともに、市民公益活動団体の育成や活動団体間の連携を支援します。
- ◆ 行政における協働の体制づくり等を進めます。
- ◆ 地域住民が主役となるまちづくりのために地域への分権を進めます。

現状と課題

- ◆ 地方分権の進展、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来や価値観の多様化等により、自治体と市民を取り巻く環境は大きく変化し、地域課題は多様化しています。
- ◆ 厳しい財政状況の中、行政だけで全ての地域課題に対応するには限界があります。
- ◆ 「住民の力で考え、意思決定し、実践していく」という住民自治の基盤をつくり、コミュニティの自立を確立することが、重要課題となっています。

【市と市民公益活動団体等との協働事業数】



重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
市と市民公益活動団体との協働事業数	232 事業/年 (R元)	250 事業/年 (R7)

重点プロジェクト 13 中心市街地の活性化とまちなか居住の推進

まち 圏域の中心としての魅力を築く



中心市街地の活性化と まちなか居住の推進

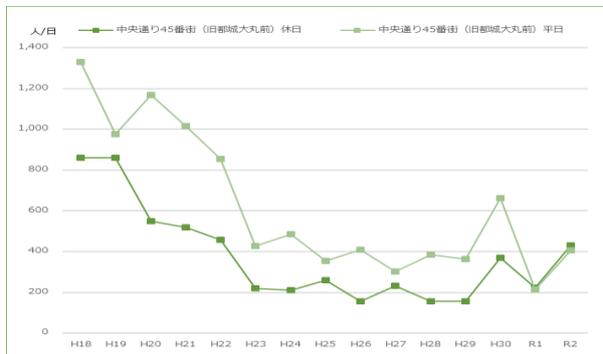
施策の方針

- ◆ 中心市街地への定住促進を図る取組を展開し、居心地が良く、歩きたくなる「まちなか」の形成を推進します。
- ◆ 市民の来街動機を刺激する様々な取組を展開し、来街者の増加を図ります。
- ◆ 魅力的な店舗等の誘導による商業機能の再生、リノベーションまちづくりによる遊休不動産等の有効活用を促進し、回遊したくなる中心市街地へと再生を進めます。

現状と課題

- ◆ 中心市街地においては、経営者の高齢化や後継者不足、人口減少等により、地域コミュニティ機能の低下が危惧されており、定住促進につながる施策を展開する必要があります。
- ◆ 中心市街地の魅力を回復するため、多様な都市機能を集約し、求心力を高める必要があります。
- ◆ リノベーション手法等により空き店舗や空き家、空き地等の未利用資源の有効活用を図ることで、中心市街地の新たな魅力を創出する必要があります。

【中心市街地歩行者通行量（45番街）の推移】



重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
中心市街地の歩行者通行量（中央通り 45 番街・休日）	430 人/日 (R2)	643 人/日 (R7)

重点プロジェクト 14 過疎対策と中山間地域等の振興

まち 圏域の中心としての魅力を築く



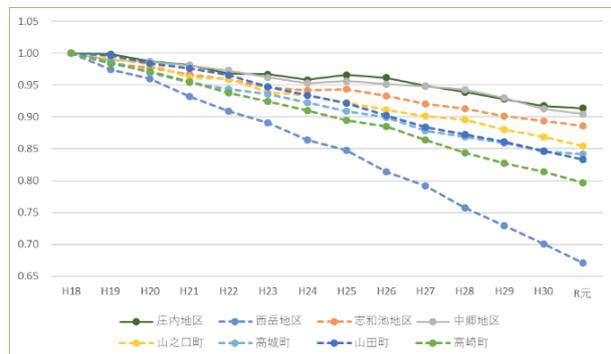
施策の方針

- ◆中山間地域等が、将来にわたって維持・活性化されるとともに、地域住民が安心してずっとらせるよう、総合的かつ横断的に取り組みます。
- ◆地域資源を活用した新たな魅力の創造を図り、地域経済の活性化に取り組みます。
- ◆地域を担う人材の育成をすすめるとともに、都市部との交流や移住・定住の促進等により地域を支える人材を確保し、地域の活力向上に努めます。

現状と課題

- ◆本市の全体面積の約9割を占める中山間地域等⁴は、水源のかん養、食料の供給等、多面的かつ公益的な機能を有し、市民の生活を守る重要な役割を果たしています。
- ◆本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来により、若年層の減少や地域の後継者不足等の課題が顕著で、耕作放棄地や鳥獣被害の増加に加え、住民間のつながりの希薄化、地域リーダーの負担増、各種団体の衰退、地域コミュニティの弱体化等が懸念される状況となっています。

【中山間地域の人口の推移】



重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
中山間地域等におけるコミュニティバス・乗合タクシーの利用者数	8,675 人/年 (R2)	11,806 人/年 (R7)

⁴ 中山間地域等:山之口地区、高城地区、山田地区、高崎地区、志和池地区、庄内地区、西岳地区、中郷地区

重点プロジェクト 15 ふるさと納税の推進と都城の魅力の発信

まち 圏域の中心としての魅力を築く



ふるさと納税の推進と 都城の魅力の発信

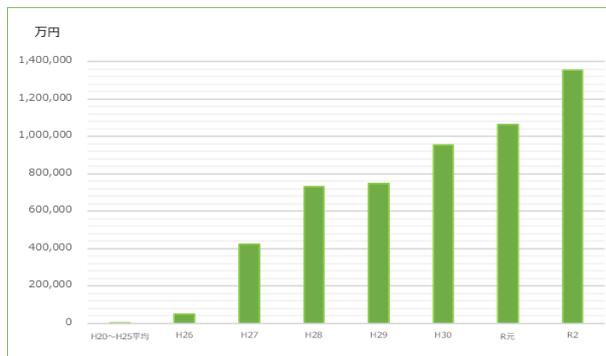
施策の方針

- ◆本市の強みである 3 つの日本一「農業産出額日本一、ふるさと納税日本一、焼酎の酒造メーカー売上高日本一」の有機的 PR や相乗効果により、「日本一の肉と焼酎のふるさと」にこれまで以上にフォーカスするとともに、ふるさと納税制度をはじめ、みやこんじょ大使や PR 看板等、PR 素材の活用を図りながら、都城の認知度を高めていきます。

現状と課題

- ◆地元の強みを活かして、本市が成長していくためには、本市の魅力をもっと多くの人に知ってもらう必要があります。そのためには、地域の特色を見つめなおし、新たな魅力を掘り起こしていかなければなりません。
- ◆全国の自治体が交流人口の拡大やふるさと納税の拡充等に取り組んでいますが、選ばれる自治体となるよう市内外へ「都城市」の魅力を伝えるための取組を戦略的に進めていく必要があります。

【都城市のふるさと納税の年間寄附金額の推移】



重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
都城市ふるさと納税特設サイトの会員数 (累計)	62,930 人 (R2)	73,000 人 (R7)

重点プロジェクト 16 観光資源のブラッシュアップと誘客促進

まち 圏域の中心としての魅力を築く



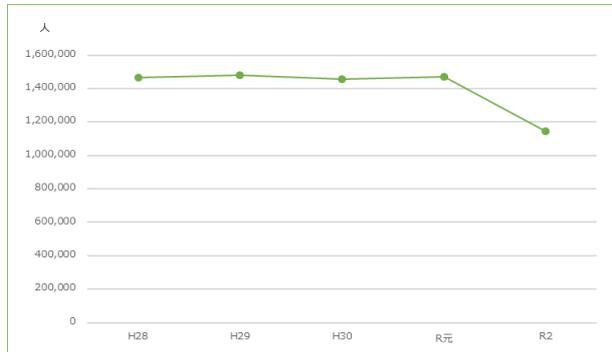
施策の方針

- ◆ 関之尾公園をはじめとする各地域の観光資源の有効活用を図るとともに、観光イベントの創出を重点的に進めます。
- ◆ 「日本一の肉と焼酎」を観光資源として、誘客を図る「ミートツーリズム」「酒蔵ツーリズム」を推進します。

現状と課題

- ◆ 本市は、自然や文化、歴史を活かした魅力ある観光資源のほか、キャンプ場、公園、温泉及びスポーツ施設等を所有しています。これらを有効活用して、観光誘客を図る必要があります。
- ◆ アフターコロナにおける旅行形態は、より個人化すると見込まれており、これまで以上にモノ消費からコト消費へ移行すると考えられることから、本市における体験型商品を増やす必要があります。

【都城市の観光入込客数の推移】



重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
観光入込客数	1,699,448 人/年 (R元)	1,818,000 人/年 (R7)

重点プロジェクト 17 地球温暖化対策の推進と循環型社会の構築

まち 圏域の中心としての魅力を築く



地球温暖化対策の推進と循環型社会の構築

施策の方針

- ◆ 地域での地球温暖化対策の連携体制構築を図り、脱炭素を目指した社会づくりに取り組みます。
- ◆ 不法投棄の防止やごみの適正な処理に努めます。
- ◆ 4R 運動やごみの再資源化を進め、ごみの減量化を図ります。

現状と課題

- ◆ 気候変動の原因となっている温室効果ガスは、経済活動・日常生活に伴い排出されています。温室効果ガスを抑制するためにも脱炭素⁵を目指した社会づくりに取り組むことが必要です。
- ◆ 令和 2 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 1,232 g で、平成 30 年度と比較すると、1 人当たりの排出量は増加傾向にあります。
- ◆ 市民・企業・行政がそれぞれの役割を認識し、協働により、ごみ減量やリサイクル活動等の 4R⁶運動を推進する必要があります。

【都城市のごみ排出量の推移】



重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
ごみの排出量	73,597 t/年 (R2)	65,998 t/年 (R7)

⁵ 脱炭素：地球温暖化の大きな要因となっている二酸化炭素排出量が実質ゼロとなること

⁶ 4R：Refuse：ゴミになるものを断る、Reduce：ごみを減らす、Reuse：繰り返し使う、Recycle：再生利用する

重点プロジェクト 18 広域連携の推進

まち 圏域の中心としての魅力を築く



施策の方針

- ◆ 広域連携を推進し、圏域全体として住民生活に必要な行政サービスの提供に努めるとともに、圏域の地域資源を活用して、産業や文化の振興を図ります。
- ◆ 都城志布志道路や志布志港の整備促進によるストック効果を活かして、更なる広域救急医療体制・産業の振興・防災機能の強化を図ります。

現状と課題

- ◆ 本格的な少子高齢・人口減少社会の到来等により、財政状況は一層厳しくなり、単独の自治体だけで現行の行政サービスを維持することが困難になることが予想されます。
- ◆ 広域的視点に立って関係市町と連携することにより、圏域住民の生活に必要な機能を維持するとともに、圏域の地域資源を活用し、産業や文化の振興を図る必要があります。

【主な協議会の設置状況】

設置年月日	協議会等の名称（構成市町）
H6.8.30	吉都線利用促進協議会（湧水町、高原町、小林市、都城市、えびの市）
H18.1.1	都城・三股広域行政推進協議会（都城市、三股町）
H19.11.9	環霧島会議（都城市、高原町、小林市、えびの市、湧水町、霧島市、曾於市）
H20.7.9	都城広域定住自立圏構想協議会（都城市、三股町、曾於市、志布志市）
H20.10.14	霧島ジオパーク推進連絡協議会（霧島市、曾於市、都城市、小林市、えびの市、高原町）
H28.2.22	宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会（宮崎市、日南市、串間市、都城市、小林市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町）

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
都城広域定住自立圏市町間の連携事業数	48 件/年 (R2)	54 件/年 (R7)

重点プロジェクト 19 人財育成と創造的改革の推進
行政経営の基本姿勢



人財育成と 創造的改革の推進

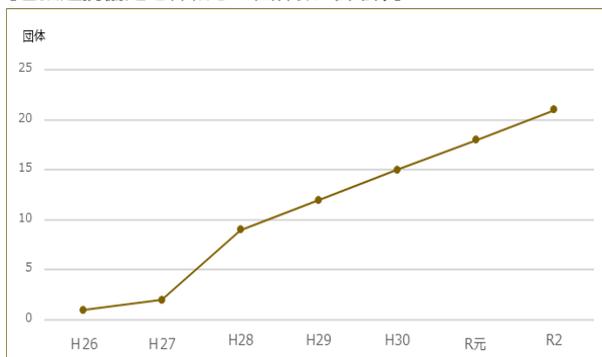
施策の方針

- ◆ 職員の行動指針である都城フィロソフィを根幹とした人財育成を推進します。
- ◆ 部門間の政策連携の強化を図るとともに、企業等と連携して、政策推進力の強化に取り組めます。
- ◆ 地域経済の好循環と交流人口の増大を図るために、情報発信力を強化するとともに、迅速・丁寧な行政サービスの提供に取り組み、市民満足度の向上を実現します。

現状と課題

- ◆ 職員は、職種や役職等を問わず、市民の立場に立ち、培ってきた知識や経験、柔軟な発想、技術等を持って困難な課題に果敢に取り組む必要があります。
- ◆ 多様化・高度化する市民ニーズや課題に対し、企業等の持つノウハウ等を活用して課題解決を図る必要があります。
- ◆ 少子高齢・人口減少が大きな社会問題となっている中、必要な都市機能や行政サービスを提供し続けるためには、引き続き行財政改革を推進することが重要です。

【包括連携協定を締結した団体数（累計）】



重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
職場活性化調査による都城フィロソフィ ⁷ の浸透度	—	90%以上 (R7)

⁷ 都城フィロソフィ：都城市役所職員が、市民の皆様へ「都城市が日本一の市（自治体）である」と思っていただけのように、職員全員が同じ方向を向いて仕事に邁進するための指針を示したものです。

重点プロジェクト 20 デジタル社会の創造 行政経営の基本姿勢



デジタル社会の創造

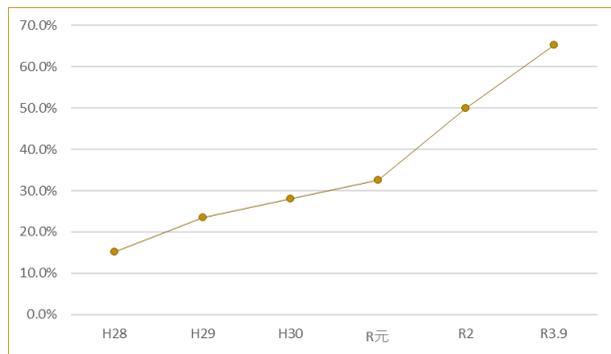
施策の方針

- ◆「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を実現し、一人ひとりに最適化されたサービスを提供します。
- ◆「都城デジタル化推進宣言 2.0」に基づき、街全体のデジタル化を進めます。
- ◆デジタル社会のインフラであるマイナンバーカードの更なる普及・利活用を進めます。

現状と課題

- ◆本市は、市民の幸福と市の発展を図ることを目的として、デジタル技術の積極的な活用を図っています。
- ◆マイナンバーカードについては、デジタル社会のインフラとなることから、都城方式と呼ばれるタブレットを活用した申請補助を制度開始時より継続して実施しており、全国トップクラスの交付率を誇っています。
- ◆急速に進展するデジタル社会において、デジタル格差の解消に市が率先して取り組むことで「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を実現していく必要があります。

【マイナンバーカード交付率】



※R3は9月末時点

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
マイナンバーカードの交付枚数 (累計)	90,897 枚 (R2)	164,506 枚 (R4)

基本構想で掲げる4つのまちづくりの基本方針及び行政経営の基本姿勢ごとに掲げる施策及び施策の方向性を定めます。

1 しごと 地の利を活かして雇用を創る ～産業振興・雇用 分野

1.1 圏域の経済を支える地域産業の振興

- 1.1.1 儲かる農業の推進
- 1.1.2 豊かな森林の活用
- 1.1.3 特色ある商工業の振興
- 1.1.4 新「道の駅」を活かした物産振興と販路拡大
- 1.1.5 産学官金・企業間の連携の促進

1.2 地の利を活かした拠点の整備と企業立地の促進

- 1.2.1 工業団地の整備と企業立地の促進

1.3 企業等と連携した雇用拡大と移住・定住の促進

- 1.3.1 企業や団体と連携した地元定着の促進
- 1.3.2 移住・UIJ ターンの促進

1.1.1 儲かる農業の推進

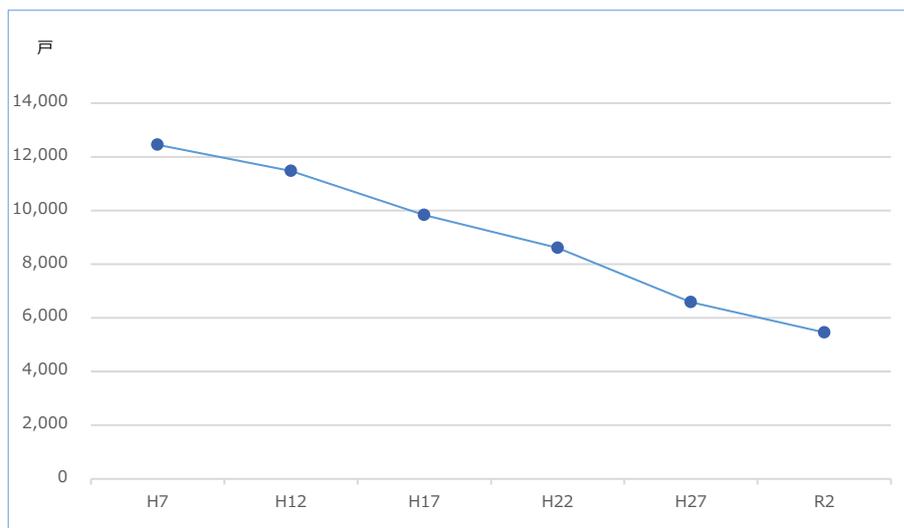
施策の方針

- ◆関係機関と連携して農業の担い手を育成するとともに、集落営農体制を確立します。
- ◆農地を集積・集約化するとともに、農業生産基盤の整備を進め、生産性の向上を図ります。
- ◆農作業の省力化や生産性の向上、高品質化を実現するスマート農業を推進します。
- ◆消費者へ安全・安心な農畜産物を供給するとともに、「地産地消」「食育⁸」を推進します。
- ◆産地としての強みを活かし、食資源の高付加価値化を図る「6次産業化」を推進します。

現状と課題

- ◆本市は、畜産部門を中心に全国有数の農業産出額を誇り、令和元年市町村別農業産出額（推計）で全国1位、部門別でも豚と肉用牛が全国1位となりました。また、平成29年に開催された全国和牛能力共進会宮城大会では、本市の牛が出品された肉牛の部で内閣総理大臣賞を受賞し、宮崎牛が3大会連続して日本一を獲得しました。
- ◆農業担い手の高齢化や後継者不足により農業従事者が減少し、耕作放棄地面積は増加しています。そのため、農業の担い手を確保するとともに担い手への農地の集積・集約を図る必要があります。あわせて、熟練した技術がなくても、少ない人手で、効率よく高品質な農作物を作ることができ、所得向上が図られるような仕組みを作る必要があります。
- ◆経営の安定化を図るため、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜防疫対策や、イノシシ、シカ、サル等の有害鳥獣被害に対応する必要があります。
- ◆TPPやEPA、日米貿易協定等の発効に伴う関税引き下げにより、海外農畜産物の輸入量が増加する恐れがあります。
- ◆消費者ニーズに応えるため、安全で安心な農業を推進する必要があります。
- ◆地域内消費を拡大するため、地産地消や食育を推進する必要があります。
- ◆関係者（生産者・食品加工業者・製造業者、卸売業者、小売業者、行政、関係機関）が連携して生産体制・販売戦略の構築に努める6次産業化を推進し、攻めの販売戦略に取り組む必要があります。

図表 1.1.1 農家数の推移



出典：農林業センサス

⁸ 食育：「食」に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てる仕組みのこと



施策の方向性

方向性1 農業の担い手を育成します

- ◆新規就農者の就農直後の不安定な経営に対して支援を行います。
- ◆認定農業者⁹制度や農業経営の法人化を推進します。
- ◆認定農業者等を中心に兼業農家や高齢農家を含めた集落営農¹⁰体制を確立します。
- ◆女性農業者や青年農業者が活躍できる環境づくりに努めます。

方向性2 農業生産基盤の整備と農村環境の保全を進め、生産性を高めます

- ◆農地の集積を図り、畑地かんがい用水を利用した営農及び重点品目の大規模生産団地化を進めます。
- ◆家畜の飼養頭数を維持・拡大するため、家畜防疫対策を推進し、生産性向上体制の構築を図ります。
- ◆農家と地域住民、自治公民館、関係団体が幅広く参画し、農村の基盤となる農地や水路等の施設及び農村の自然や景観等の環境保全を図る多面的機能支払制度¹¹を促進します。

方向性3 スマート農業を推進します

- ◆AI や ICT 等の先端技術を活用して、農作業の省力化や生産性の向上、高品質化に取り組むスマート農業を推進します。
- ◆スマート農業を推進するために、農業者と民間企業等との連携により実証し、効果が立証されたスマート農業の横展開を図ります。

方向性4 農畜産物の品質を確保し、地産地消、食育を推進します

- ◆GAP¹²の導入等を推進し、安全で安心できる農畜産物の品質確保に努めます。
- ◆地産地消に対する取組を強化するとともに、食育を推進します。

方向性5 6次産業化の推進等、攻めの販売戦略に取り組みます

- ◆マーケットインによる商品開発、都城産「宮崎牛」や都城茶をはじめとする既存商品のブランド化や品質向上に努め、販売先に応じた商品力の強化に取り組みます。
- ◆6次化商品を含む都城産農林畜産物の大都市圏や海外を意識した販売強化に努め、オンラインショップ等を含む様々な機会を捉えた販路確保に取り組みます。

方向性	重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	新規就農者数	21 人/年 (H29～R2)	21 人/年 (R7)
2	農地中間管理事業による農地の集積面積 (事業開始時期からの累計)	2,166ha (H26～R2)	3,100ha (H26～R7)
3	行政の施策を活用してスマート農業に取り組む経営体数 (累計)	4 件 (R2)	16 件 (R4～R7)
4	学校給食における地場農畜産物(牛、豚、鶏、青果)の使用割合(金額ベース)	74.7% (R2)	76.0% (R7)
5	6次化商品の商談成約件数(累計)	50 件 (R2)	200 件 (R4～R7)

⁹ 認定農業者：地域の特性を考慮して設定された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫により経営の改善を図ろうとする意欲ある農業者で市町村が認定するもの

¹⁰ 集落営農：集落を単位として、多様な農家が農業生産過程における全部又は一部を共同で取り組むこと

¹¹ 多面的機能支払制度：農道等、農業を支える供用設備を維持管理するための地域の共同作業に交付金が支払われる制度

¹² GAP (農業生産工程管理)：農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に即して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動

1.1.2 豊かな森林の活用

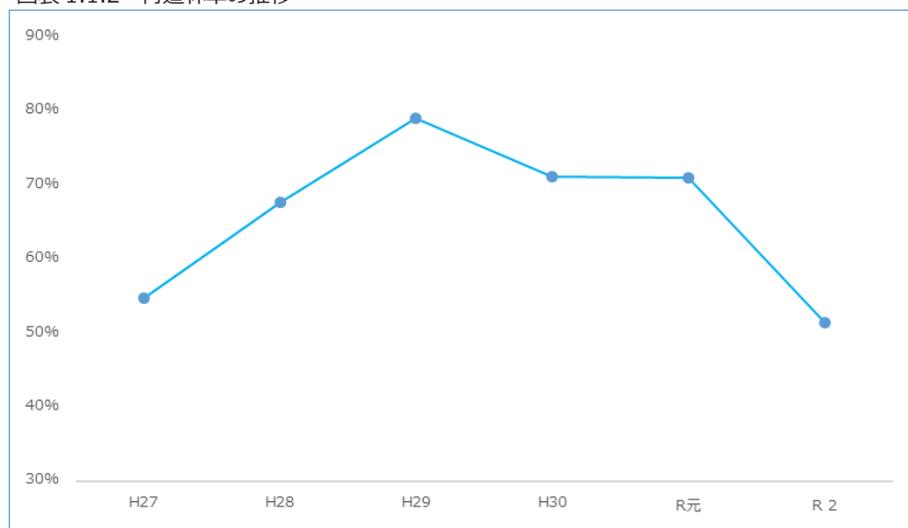
施策の方針

- ◆路網¹³整備や高性能林業機械の導入及び施業の集約化等の基盤整備や林産物の生産振興等林業の生産性の向上を図るとともに、林業の担い手の確保に努めます。
- ◆森林のもつ多面的かつ公益的な機能の維持を図るため、伐採跡地への再造林の促進や森林の適正な整備及び保全に努めます。

現状と課題

- ◆本市の森林は、本市面積の約 55%を占めており、戦後に造林された人工林が本格的な収穫期を迎え、近年は伐採が急速に進んでいます。
- ◆飛躍的に増大している素材生産量¹⁴に対応するために、木材の利用を促進するとともに、素材生産から加工販売まで一貫した流通加工体制の整備を図る必要があります。
- ◆人工林の高齢級化が進んでおり、生産量の増加が見込まれる大径材¹⁵を活用した断面の大きな構造材や内装材等の利用拡大を図る必要があります。
- ◆しいたけ等の特用林産物は労働の省力化を図るとともに、各種事業の実施及び品質向上のための技術指導や供給体制の更なる合理化を図る必要があります。
- ◆木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や、境界及び所有者が不明になった林地の増加、林業就業者の減少及び高齢化等により、未整備の森林や伐採後の造林放棄地が増加しており、森林の持つ多面的かつ公益的機能の低下が懸念されています。
- ◆近年の災害の激甚化・頻発化に対し、土砂災害防止機能や水源かん養機能を持つ森林の役割が、大きく注目されています。
- ◆森林伐採が増加している状況を踏まえ、施業¹⁶コストの縮減を図り、再造林の着実な実施や森林施業の適正な実施及び林業従事者の育成確保を図る必要があります。

図表 1.1.2 再造林率の推移



出典：都城市環境森林部森林保全課(「伐採及び伐採後の造林の届出書」から算出)
※各計画の届出

¹³ 路網：森林内の林道、作業道、作業路の総称

¹⁴ 素材生産量：立木を伐倒、枝払いした丸太（素材）の生産量のこと

¹⁵ 大径材：丸太の細い方の直径が 30 cm以上のもの

¹⁶ 施業：植栽（植林）、下刈り、除伐、間伐、伐採等、森林に対する何らかの人為的働きかけのこと

施策の方向性

方向性1 林業の基盤を整備します

- ◆路網・作業路・伐出路等の整備を進めるとともに、高性能林業機械やコンテナ苗¹⁷及び伐植一貫作業システム¹⁸の導入等による労働の合理化や低コスト化を進め、林業経営の改善を図るとともに、主伐後の着実な再造林や適正な森林整備の実施を図ります。
- ◆施業の集約化を図り、作業路網の開設や間伐等により健全な森林育成、整備を進めます。

方向性2 林業の担い手を育成します

- ◆林業就業者の高齢化や担い手不足に対応するため、就労環境を改善し担い手の育成を図ります。

方向性3 木材利用を促進します

- ◆公共建築物における木造化・木質化に取り組むとともに、地元木材の良さを幅広くPRし、地元産木材の需要拡大を図ります。

方向性4 林産物の供給体制を整備します

- ◆人工乾燥材等品質の良い林産物や消費者のニーズにあった製品を生産するとともに、木材供給基地として木材製品のブランド化や、大径材加工に対応した生産ラインの整備等の流通加工体制を整備します。
- ◆しいたけ等の特用林産物については、恵まれた自然環境を活かしたこだわりの商品として生産性の向上等に努めます。

方向性5 森林の適正な経営管理を推進します

- ◆森林環境譲与税等を活用し、森林所有者や林業経営者と連携し、森林経営管理制度による森林の適正な経営管理を推進します。
- ◆林地台帳を整備し、所有者の明確化を進めます。
- ◆森林の持つ多面的かつ公益的機能を増進するために、長伐期施業¹⁹・育成複層林施業²⁰・針広混交林施業等の多様な森林整備を進めるとともに、森林資源の循環利用や山村地域の活性化を図ります。

方向性	重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	スギコンテナ苗生産量	25.5 万本/年 (R2)	60 万本/年 (R7)
2	林業大学校を卒業した新規林業就業者数	1 人/年 (R2)	3 人/年 (R7)
3	公共施設の単位面積当たりの木材利用率 (公営住宅・PR性の高い施設)	0.032 m ³ /m ² (R2)	0.05 m ³ /m ² (R7)
4	生しいたけ生産量 (原木・菌床)	2,531,738 kg/年 (R2)	2,582,000 kg/年 (R7)
5	伐採跡地への再造林面積	162ha/年 (R2)	263ha/年 (R7)

¹⁷ **コンテナ苗**：苗の根巻きを防止できる専用容器で育成された苗のことで植栽後の活着率が良く、通常の植栽適期（春・秋）以外でも植栽が可能

¹⁸ **伐植一貫作業システム**：これまで別々に行ってきた伐採作業と植栽作業を一体的に行う作業システムのことで伐採・搬出に使用する林業機械を林地の後片付けや苗木の運搬等に活用することで再造林コストの縮減を図ることができる

¹⁹ **長伐期施業**：標準伐採樹齢の約2倍の樹齢に達するまで伐採しないこと

²⁰ **複層林施業**：森林を構成する立木を部分的に伐採し、植林により複数の樹齢層を有する森林を造成し、森林の崩壊や災害を防止すること

1.1.3 特色ある商工業の振興

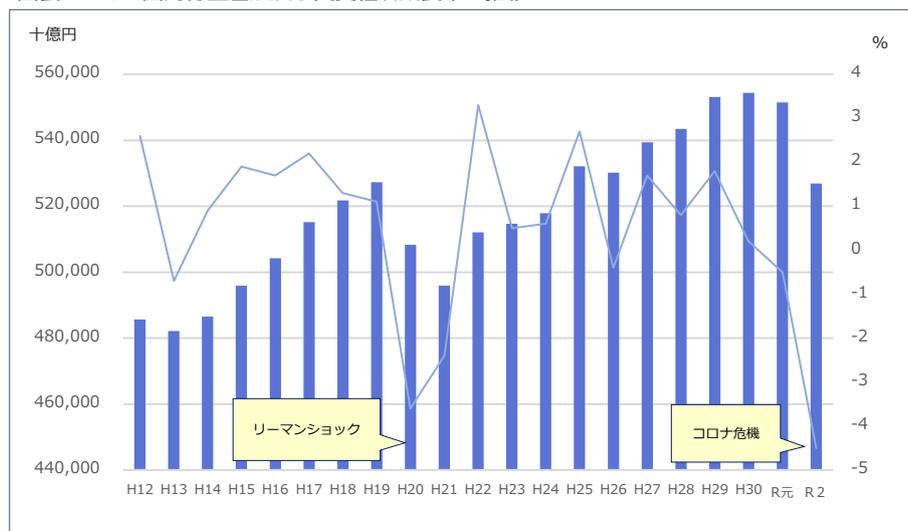
施策の方針

- ◆新型コロナウイルス感染症により影響を受けた地域経済の回復を図ります。
- ◆地域の特性を生かした商店街づくりを支援します。
- ◆事業承継や創業支援等を推進するほか、金融の円滑化や地域産業を支える人材育成により中小企業等の経営の安定化を図ります。

現状と課題

- ◆新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う社会経済活動の自粛要請により、飲食業や観光業等中小企業・小規模事業者は大きな打撃を受けており、地域経済の回復を図る必要があります。
- ◆地域商店街においては、経営者の高齢化や後継者不足等により空き店舗が増えています。そのため、市民生活を支える身近な商業基盤として維持していく必要があります。
- ◆中小企業の経営の安定を図るため、融資制度の拡充等の支援策を講じる必要があります。
- ◆中小企業の休廃業、解散及び倒産を抑制するため、事業承継や人材育成等積極的に支援する必要があります。
- ◆地域経済を活性化するため、創業や第二創業²¹等新たな創業者を支援する必要があります。

図表 1.1.3 国内総生産額及び実質経済成長率の推移



出典：内閣府国民経済計算（GDP統計）統計データをもとに作成

²¹ **第二創業**：経営者等が業態転換したり新しい事業へ進出したりして起業すること

施策の方向性

方向性1 新型コロナウイルス感染症で落ち込んだ地域経済を回復します

- ◆商工会議所・商工会と連携しながら、各種支援策を実施し、新型コロナウイルス感染症で落ち込んだ地域経済の回復を図ります。
- ◆インターネット販売・キャッシュレス・テイクアウト等の新たなビジネスモデルへの参入や転換への取組を支援します。

方向性2 地域に愛される商店街をつくります

- ◆地域の商店街を市民生活の維持に必要な社会資本と位置付け、商工団体や地域住民と連携しながら、維持・存続に向けた取組を進めます。
- ◆地域の特性を生かした街並づくり、賑わい創出、後継者育成等を進め、地域コミュニティの交流空間としての再生を図ります。

方向性3 商工業者を元気にします

- ◆新商品開発・情報技術の活用を推進するとともに、人材育成を目的としたセミナー・講習会等の開催を支援します。
- ◆商工業者の経営の安定と育成を目的に金融制度の拡充を図るとともに、経営に対する指導・相談に取り組む関係機関への支援を行います。
- ◆事業承継²²の推進を図り、休業業、解散及び倒産等の増加を抑制します。

方向性4 地域産業を支える人材を育成します

- ◆都城地域高等職業訓練校やポリテクセンター宮崎等、各種訓練機関と連携し、企業の求める人材を育成します。
- ◆創業前の指導から創業後のフォローまでを支援し、創業や第二創業等新たな創業家を育成します。
- ◆都城少年少女発明クラブの活動や学校創意工夫工作展の開催等、ものづくりを通じた能力開発に取り組み、将来を担う子どもたちの発想や創造力の向上を図ります。

方向性	重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	有効求人倍率 (都城管内)	1.55 倍 (R2)	1.75 倍 (R7)
2	商店街が開催するイベントの参加者数 (市補助分)	17,500 人/年 (R 元)	18,000 人/年 (R7)
3	利子補給による設備投資企業数	51 件/年 (R 元)	60 件/年 (R7)
4	創業支援計画に沿った経営指導等を受けて創業した起業家数 (累計)	33 件 (R 元)	100 件 (R3~R7)

²² 事業承継：会社の経営権を後継者に引き継ぐことで事業承継には、親族内承継、従業員承継、M&A（外部への承継）の3種類がある

1.1.4 新「道の駅」を活かした物産振興と販路拡大

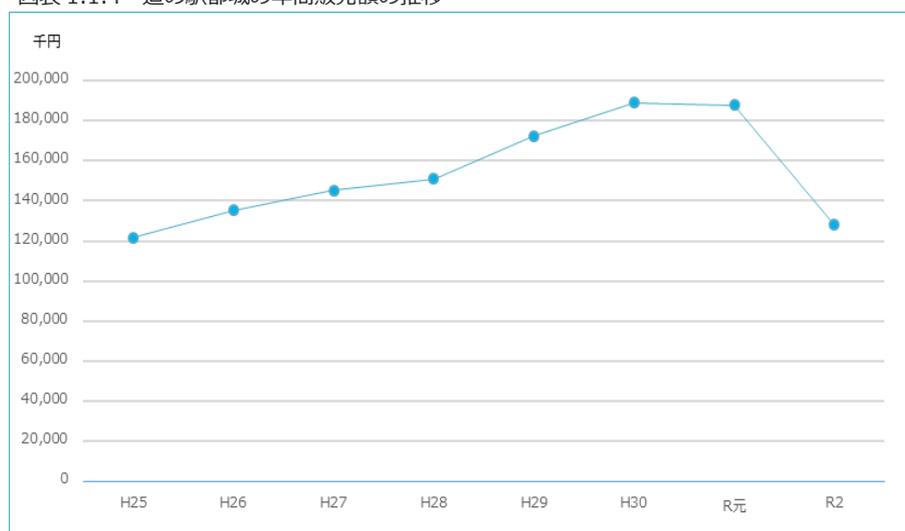
施策の方針

- ◆都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城を整備し、「日本一の肉と焼酎」を中心とした本市物産の魅力で地域活性化を推進します。
- ◆地域商社的機能を担う株式会社ココニクル都城は、6次化商品等のブラッシュアップや高付加価値化に取り組むとともに、商品のテスト販売等、地場産品の商品開発と生産販売の支援を行います。
- ◆九州縦貫自動車道宮崎線都城 IC に近い立地を活かし、市内や定住自立圏域内への観光周遊、インバウンド促進等、「南九州の玄関口」の役割を果たします。
- ◆地域住民や周辺企業、学校等と連携し、清掃活動やイベントへの積極的な参加等地域貢献にも努めます。
- ◆南海トラフ巨大地震等の大災害が発生した際は、防災「道の駅」として TEC-FORCE²³の活動拠点として機能するとともに、地域防災の拠点としての役割も担います。

現状と課題

- ◆市町村別農業産出額全国トップレベルにある本市は、従来から日本有数の食料供給基地としての役割を有しており、特に牛・豚・鶏等畜産部門や市内の酒造メーカーによる焼酎等、「日本一の肉と焼酎のふるさと」として知名度のある産品を産出しています。
- ◆本市のポテンシャルを活かすためには、南九州の玄関口としての役割や「日本一の肉と焼酎」を中心とした地場産品の更なる魅力を発信し、物産振興と交流人口を拡大する拠点となる場が必要です。
- ◆物産振興を推進するため、商品開発支援やマーケティング、販路拡大等の支援機能の他、生産・製造・販売に関わる事業者の情報共有や連携の場が求められています。
- ◆農畜産物等や地場産品等の高付加価値化により、所得向上を図るとともに、オンラインショップ等の新たな需要の高まりに対応できる人材の育成に取り組む必要があります。

図表 1.1.4 道の駅都城の年間販売額の推移



出典：都城市ふるさと産業推進局

²³ TEC-FORCE：国土交通省緊急災害対策派遣隊



施策の方向性

方向性 1 物産振興拠点施設を整備し、地域産業の活性化を図ります

- ◆ 都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城を整備し、「日本一の肉と焼酎」を中心とした本市物産振興の魅力で地域活性化を推進します。
- ◆ 第3セクター「株式会社ココニクル都城」は、「道の駅」を拠点とした地域商社機能を担い、商品開発・マーケティング・販路拡大等の支援を行うとともに、自ら農商工連携による商品開発に取り組み、収益向上を図ります。
- ◆ 商談会等に積極的に参加するとともに、オンラインショップ等の新たな媒体を活用して地場産品の販路拡大を図ります。また、ECサイト²⁴やキャッシュレス決済等の新たな需要の高まりに対応できる人材を育成します。
- ◆ 国の伝統的工芸品の指定を受けている「都城大弓」や県指定の「都城木刀」「宮崎ロクロ工芸」等の工芸品の展示販売を行う等、魅力発信に努めます。

方向性 2 地域住民や地域企業、学校等と連携して地域貢献に取り組みます

- ◆ 道守活動の一環として、国道10号の清掃活動に周辺企業や住民と連携して取り組みます。
- ◆ 出店者や交流のある「道の駅」等と連携して、「盆地まつり」や「焼肉カーニバル」等の地域イベントに積極的に参加します。
- ◆ 交流のある「道の駅」が一堂に会するイベント等を開催し、地域と連携した賑わいを創出します。
- ◆ 県内唯一の防災「道の駅」として、有事の際にはTEC-FORCEの活動拠点の役割を担うとともに、自衛隊や警察、消防等のほか多くの関係機関との連携を図りながら、広域的な防災拠点としての機能を確保します。
- ◆ 防災意識の高揚や防災知識の普及・啓発を図るため、関係機関や地元住民と協力し、防災啓発イベントを開催します。
- ◆ 子どもたちの学習意欲の向上や創造性・探究心の育成を図るため、地域の小学生を対象としたものづくり体験教室等を開催します。

方向性	重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城の販売額	176,226 千円/年 (R元)	959,200 千円/年 (R7)
2	地域連携・賑わい創出のためのイベント数	—	19 回/年 (R7)

²⁴ EC サイト: インターネットを使ったモノやサービスの販売サイトのこと

1.1.5 産学官金・企業間の連携の促進

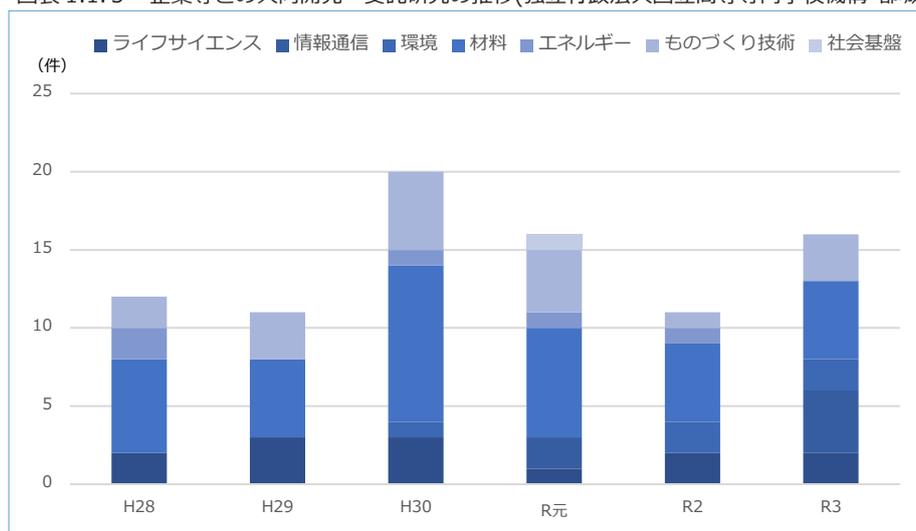
施策の方針

- ◆産学官金の連携により、農林業、工業、商業、情報産業等の業種を超えた新規創業や新製品、新商品の開発を促進します。

現状と課題

- ◆本市は、国内有数の食料供給基地です。令和元年市町村別農業産出額では全国第1位になりました。中でも、肉用牛、豚、ブロイラーでは、全国トップクラスの農業産出額を誇り、焼酎や乳製品等数多くの食品類が生産されています。一方で畜産については、担い手の減少や防疫対策、国内消費の縮小等、将来の不安があります。
- ◆工業製造出荷額についても、令和元年現在、県内トップの状況です。
- ◆自社の技術力向上や、新分野への進出等のため、異業種の交流や産業間の連携を望む声があります。そのため、産学官金・企業間が連携できる仕組みを構築する必要があります。
- ◆産学官金・企業間連携により、地域資源を活かした付加価値の高い製品開発に取り組む必要があります。

図表 1.1.5 企業等との共同開発・受託研究の推移(独立行政法人国立高等専門学校機構 都城工業高等専門学校)



出典：都城市総合政策部総合政策課

施策の方向性

方向性 1 産学官金・産業間の連携を促進します

- ◆国立大学法人 宮崎大学・学校法人南九州学園 南九州大学・独立行政法人国立高等専門学校機構 都城工業高等専門学校と連携し、本市の基幹産業である農畜産業が持つ課題の解決に向けて、飼養技術や防疫技術を強化し、新たな生産基盤づくりに取り組みます。
- ◆学術研究機関²⁵、試験研究機関²⁶及び金融機関等との交流を推進し、地域資源を有効活用した新規創業や新製品の開発を促進します。
- ◆起業家を育成するため、製品開発や素材開発にかかわるベンチャー企業²⁷等への積極的な支援に努めます。
- ◆農畜産物等の付加価値を高めるため、農商工連携による 6 次産業化の技術支援、販路開拓等の促進を図ります。
- ◆宮崎県産業振興機構や宮崎県職業能力開発協会、中小企業庁宮崎県よろず支援拠点等を活用した新商品の開発、ものづくりや販路開拓等、関係機関と連携した産業支援を行います。
- ◆地域連携テクノセンター²⁸等を活用し、高等教育機関との共同研究や、企業間との技術提携による地域資源を活用した付加価値の高い製品開発等により、地域産業の振興を図ります。

方向性	重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	産学官金交流会の参加団体数	60 団体 (R 元)	65 団体 (R 7)

²⁵ 学術研究機関：独立行政法人国立高等専門学校機構都城工業高等専門学校の地域連携テクノセンター、学校法人南九州学園南九州大学等

²⁶ 試験研究機関：九州沖縄農業研究センター、宮崎県木材利用技術センター、宮崎県食品開発センター等

²⁷ ベンチャー企業：新しく起業して、新分野の業種に特化して取り組んでいる企業

²⁸ 地域連携テクノセンター：独立行政法人国立高等専門学校機構都城工業高等専門学校内にある、地域の中小企業をはじめとする産業界を対象とした技術相談、共同研究、技術者のリフレッシュ教育を集約的に行い、地域産業の振興・活性化を助長し、地域の経済力向上に資することを目的とした施設

1.2.1 工業団地の整備と企業立地の促進

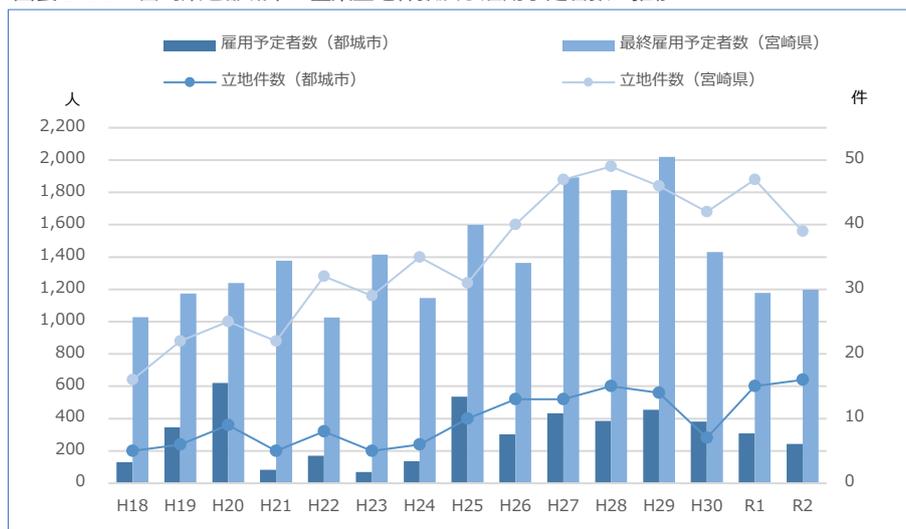
施策の方針

- ◆雇用創出を図るため、企業進出の基盤となる新たな工業団地の整備促進に努めます。
- ◆全国の企業投資情報の把握に努め、企業立地奨励措置を通じて企業立地による雇用創出に努めます。

現状と課題

- ◆南九州圏域の中心都市である本市は、都城志布志道路の整備促進に伴い、IC 周辺地域の交通アクセスの優位性が高まり、人やモノの移動が活発化しています。
- ◆企業立地を促進するための開発適地を確保し、工業団地を整備することが今後の課題です。
- ◆企業立地活動の強化及び支援策の拡充を図り、企業ニーズを的確に把握するとともに、関係機関との連携を強化し、雇用創出が見込める企業の立地を促進する必要があります。
- ◆都城公共職業安定所管内の有効求人倍率は県内で最も高い一方、事務職の有効求人倍率は 0.57（令和 3 年 3 月末現在）と低く、事務系の雇用の場を確保することが必要です。

図表 1.2.1 宮崎県と都城市の企業立地件数及び雇用予定者数の推移



出典：都城市商工観光部企業立地推進室

施策の方向性

方向性1 開発適地を確保し、工業団地を整備します

- ◆更なる企業の立地ニーズに応えるため、新たな工業団地を整備し、地域産業の振興と新たな雇用の創出を図ります。
- ◆都市計画や農業振興計画にもとづく開発状況の確認、不動産物件情報及び交通アクセス等をもとに開発適地の確保を図ります。
- ◆都城志布志道路の全線開通等を見据え、都城インターチェンジ周辺における土地利用のニーズ及び課題を調査分析した上で、都市計画用途地域（工業専用地域）の拡大等を図ります。

方向性2 地の利を活かした企業立地を促進します

- ◆企業立地²⁹活動を強化し、立地環境及び地域の人材や技術等の情報発信を行うとともに、企業立地奨励措置の拡充を行い、製造業や物流関連企業、情報サービス業の積極的な企業立地を推進し、雇用創出に努めます。
- ◆若者に人気のあるIT企業や希望者が多い事務系企業の立地を促進するため、情報収集・企業訪問を積極的に実施します。
- ◆リスク分散や、BCP³⁰を踏まえた企業の立地を促進します。

方向性3 関係機関と連携し、立地企業への雇用促進を図ります

- ◆就職説明会やUIJターン等国、県、市等関係機関の人材確保支援策の情報提供等を通じて、立地企業の雇用促進を図ります。

方向性	重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
1	都城インター工業団地桜木地区の土地売却率	－ (R2)	100% (R6)
2	新規企業立地件数（累計）	147件 (H18～R2)	212件 (H18～R7)
3	立地企業の新規学卒者採用数（累計）	682人 (H29～R2)	1,623人 (H29～R7)

²⁹ 企業立地：市外からの企業誘致と地場企業による事業拡大のこと

³⁰ BCP：Business Continuity Plan（事業継続計画）の略で、災害や事故等の不測の事態を想定して、事業継続の視点から対応策をまとめたもの。危機発生の際、重要業務への影響を最小限に抑え、仮に中断しても可及的速やかに復旧・再開できるようにあらかじめ策定しておく行動計画のこと

1.3.1 企業や団体と連携した地元定着の促進

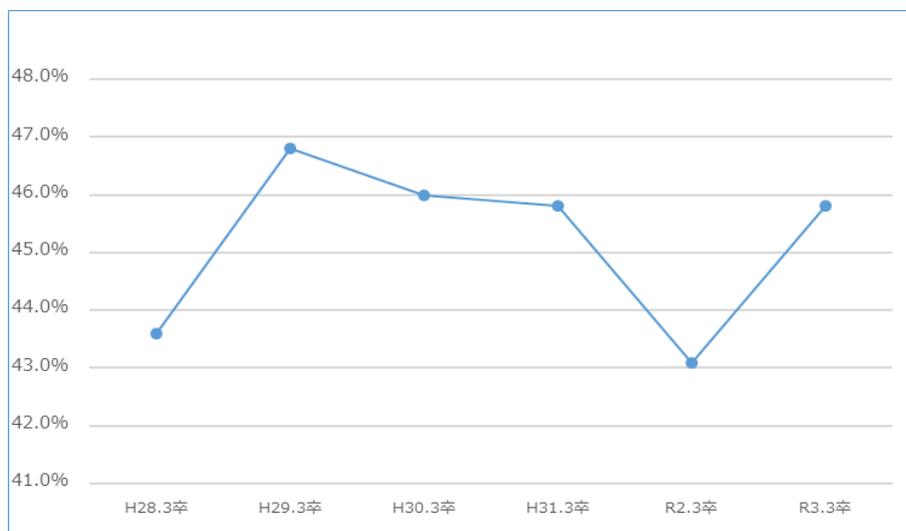
施策の方針

- ◆都城公共職業安定所をはじめ、企業や高等学校等とのパートナーシップを強化し、雇用・労働施策を展開します。

現状と課題

- ◆都城公共職業安定所管内（都城市・三股町）の新卒高校生の所管内就職率は50%以下となっており、若者の市外流出が課題です。
- ◆若者の地元定着を図るため、行政、企業及び高等学校等が連携して人材を確保する必要があります。
- ◆若者が市外へ流出する原因の1つとして、地元企業に関する情報不足が考えられるため、地元企業に関する情報を提供し、就職活動を支援することが必要です。
- ◆大学進学や就職等の機会も捉えつつ、大学生・高校生等に対して学校卒業後に地元への定住を促したり、働く場を提供することが有効と考えられます。
- ◆宮崎県の新卒の高校生及び大学生の3年以内の離職率は35%を超えており、全国平均と比べて高い状況が続いていることから、離職率の改善に努める必要があります。
- ◆結婚・出産・育児・病気等により働いていないけれども、働きたい人のために安心して働く機会や活躍する機会を創出する必要があります。
- ◆契約社員やパート等、非正規雇用により収入や雇用が不安定となっており、正社員化や賃金、福利厚生等の充実が必要です。また、ワークバランス等働き方の改革が必要です。

図表 1.3.1 都城公共職業安定所管内の管内内就職率の推移（高等学校）



出典：宮崎労働局職業安定課・都城公共職業安定所

施策の方向性

方向性1 「地元で働きたい」就職希望者を支援します

- ◆都城公共職業安定所をはじめ、企業や高等学校等とのパートナーシップを強化し、若者の定住促進を図ります。
- ◆高校生等に地元企業に関する情報を提供し、「地元で働きたい」就職希望者を支援します。
- ◆一般求職者、高齢者、障がい者、生活困窮者等の雇用促進を図るために、企業立地を含め、就職説明会やセミナー等の開催や情報提供、外国人労働者の雇用等について関係機関と連携を図ります。

方向性2 若年層の地元定着を促進します

- ◆早い段階からの職業教育に取り組み、仕事に対する認識不足から生じる離職率の改善を図ります。
- ◆地元企業における人材育成を支援することにより、企業の枠を超えた若年層のネットワーク化を図り、若年層の離職率改善に取り組みます。

方向性3 雇用の安定化及び働き方の改革を図ります

- ◆非正規雇用者の正社員化、賃金の向上、福利厚生等の充実、多様な働き方の促進のほか、女性の活躍や復職支援、仕事と家庭の両立、男女雇用機会均等を啓発し、働き方改革の推進を図ります。

方向性	重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	都城公共職業安定所管内における一般職業紹介の就職率（新規学卒及びパートタイムを除く）	45.8% (R2)	47% (R7)
2	都城公共職業安定所管内の新卒高校生の所管内就職率	45.8% (R2)	50% (R7)
3	子育てサポート企業「くるみん認定企業 ³¹ 」数(累計)	1社 (R2)	4社 (R4～R7)

³¹ **くるみん認定企業**：次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業で、申請により厚生労働省の認定を受けた企業

1.3.2 移住・UIJ ターンの促進

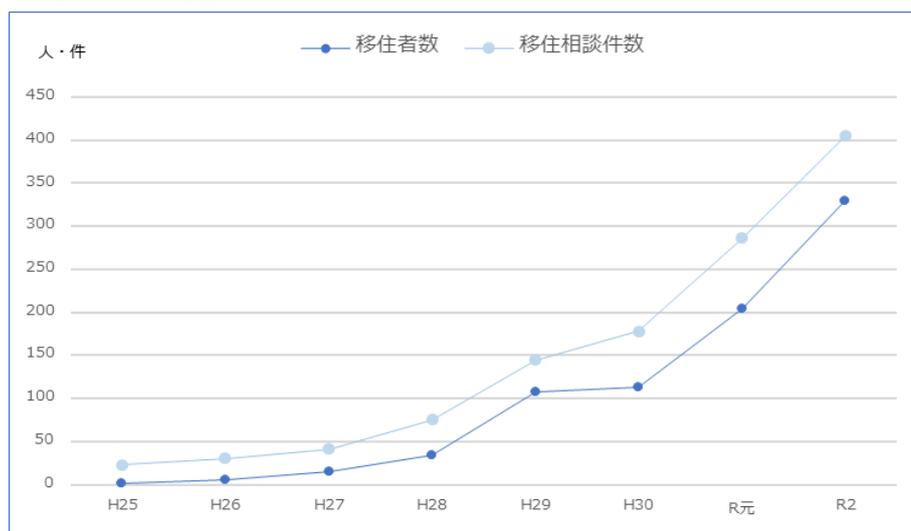
施策の方針

- ◆移住・定住に関するサポート体制を整備し、移住希望者等の相談にきめ細やかに対応します。
- ◆企業等とのパートナーシップを強化し、雇用拡大による UIJ ターン人材の確保を図ります。

現状と課題

- ◆国が行った東京在住者を対象とした移住に関する意向調査において、移住に関する情報が十分でないと感じている方々が4割いることが発表されています。
- ◆各自治体が移住施策を強化する中、本市への移住をさらに促進するためには、移住希望者への積極的な情報発信や移住相談・支援体制の強化が求められています。
- ◆全国的に企業の採用意欲が高まっており、進学・就職期を中心とした若年層の転出超過傾向の加速が懸念されています。
- ◆移住・UIJ ターンをさらに促進するために、企業等とのパートナーシップを強化し、雇用拡大による UIJ ターンの促進やスキルを有する人材を確保する必要があります。

図表 1.3.2 移住者数の推移



出典：都城市総合政策課

施策の方向性

方向性1 移住希望者に対する各種サービスの充実を図ります

- ◆移住希望者のニーズに合ったまち・ひと・しごと・住まいの情報を一元化し、適切かつ積極的に情報を発信します。
- ◆市ホームページをはじめ、SNS³²の活用や関係機関との連携等、多様な手段により、多くの移住希望者に情報を発信します。
- ◆UIJ ターンにより多くの専門的な技術、技能を有する人材を呼び込むため、移住の際に生じる費用を支援します。
- ◆奨学金返還を支援し、若者のUターン促進を図ります。

方向性2 移住希望者に対する受入体制を強化します

- ◆県や関係団体が主催する都市圏における移住相談会やオンライン移住相談会等に積極的に参加するとともに、実際に移住された方々や関係機関とも連携しながら、移住・定住サポートセンターにおける相談体制の強化を図ります。
- ◆地元企業等とのパートナーシップの強化や、人材と地元企業等とのマッチングの支援等、移住支援と就職支援をセットにして、人材誘致を積極的に推進します。
- ◆地元企業の採用活動を支援するとともに、民間人材ビジネス事業者等と連携しながら、UIJ ターン人材の確保を図ります。

方向性	重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	市の施策を活用した移住者数	330 人/年 (R2)	420 人/年 (R7)
2	移住相談件数	405 件/年 (R2)	530 件/年 (R7)

³² SNS：(Social Networking Services) 人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイト及びネットサービス

2

くらし 命とくらしを守る ～安全・安心・健康 分野

2.4 安全・安心な暮らしの確保

- 2.4.1 災害や危機に強いまちづくりの推進
- 2.4.2 消防・救急体制の確立
- 2.4.3 交通・地域安全の推進

2.5 地域医療体制の維持

- 2.5.1 地域医療体制の維持
- 2.5.2 感染症対策の徹底

2.6 ライフステージに対応した切れ目のない子育て支援

- 2.6.1 出会いの創出と婚活支援
- 2.6.2 出産・子育て支援の充実

2.7 生き生きと暮らせる健康・福祉の充実

- 2.7.1 高齢者福祉の充実
- 2.7.2 障がい者福祉の充実
- 2.7.3 地域福祉の充実
- 2.7.4 健康づくりの推進
- 2.7.5 社会保障制度の充実

2.4.1 災害や危機に強いまちづくりの推進

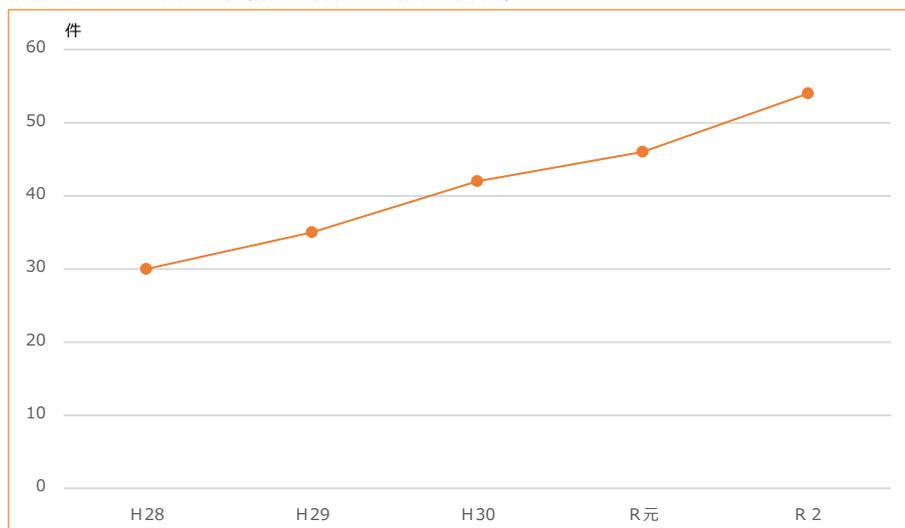
施策の方針

- ◆自然災害から市民の生命、身体、財産を守るため、総合的な防災体制を構築します。
- ◆大規模な災害の発生に備えて、相互協力及び後方支援体制の構築並びに想定される避難者数が最大である日向灘南部地震を見据えた備蓄品を確保します。
- ◆想定される日向灘南部地震を見据え、行政機能の強化、消防力の強化、インフラの耐震化・老朽化対策、物資の備蓄推進、防災教育による意識の高揚等により災害対応力の向上を図ります。

現状と課題

- ◆本市は、山に囲まれた広大な盆地にあり、水に対して脆弱なシラス土壌がその多くを占めており、台風や集中豪雨により、土砂災害等がしばしば発生しています。そのため、危険区域の整備に加えて、避難体制の充実が必要です。
- ◆都市化が進み雨水の地下浸透能力が減少したため、大淀川沿いの低地部では浸水被害が顕著になっています。そのため、調整池、浸透施設等の整備が必要です。
- ◆開発事業等においても、雨水流出を抑制するための対応策を検討する必要があります。
- ◆災害時に被害を軽減するためには、防災意識の向上や避難体制の整備が必要です。特に情報収集・伝達の体制を強化し、迅速な避難や対応を可能にすることが重要です。
- ◆平成 23 年 3 月の東日本大震災及び平成 28 年 4 月の熊本地震を教訓として今後予測される南海トラフ巨大地震等の大規模災害を想定した対策が必要です。
- ◆市民生活や社会経済活動を支えている、道路・上下水道・公園等のインフラの老朽化対策として、定期的な巡視や劣化した箇所の補修等を適切に行い、施設の状態を良好に保ち、長寿命化等の取組の推進が必要です。
- ◆近年は、自然災害のほか、テロや新型肺炎、口蹄疫や鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等、過去に経験のない不測の事態が数多く発生しています。新たな危機に対処するための体制の強化も必要です。

図表 2.4.1 災害時応援協定の締結数の推移（累計）



出典：都城市総務部危機管理課

施策の方向性

方向性 1 南海トラフ地震や日向灘南部地震等の大規模災害発生時に備えます

- ◆「都城市災害時備蓄計画」に基づき、想定される避難者数が最大である日向灘南部地震を見据えた備蓄を計画的に行います。
- ◆市民と企業と行政が一体となった防災・減災体制をつくり、自助を推進する地域防災力を強化します。
- ◆小中高生を含めた市民の防災教育の推進、防災士養成の支援、防災訓練の実施等により、市民の防災意識を高めます。
- ◆高齢者・障がい者等の身体状況や基礎疾患等を把握する福祉専門職が、個別支援計画の作成を支援することで、災害時における避難支援体制の充実を図ります。

方向性 2 災害を未然に防ぎ、被害を低減します

- ◆関係機関等による災害危険箇所の調査や土砂災害警戒区域の指定等、災害防止対策を講じるとともに、関係機関等と連携して流域治水対策も推進し、災害の発生を抑止します。
- ◆災害時の避難対策を強化するため、地震、火山災害、土砂災害警戒区域³³、浸水想定区域³⁴等、各種災害想定に対応したハザードマップ³⁵を作成します。
- ◆迅速で的確な情報収集に努め、様々な情報伝達手段を活用した避難誘導を実施します。

方向性 3 災害発生時における相互協力及び後方支援体制を構築します

- ◆大規模な災害の発生に備えて、県南部地域の市町と平時から連携して防災・減災対策の推進に努め、災害発生時における相互協力体制を構築するとともに、沿岸部と内陸部を結束し、共通認識のもとで各種施策に取り組み、後方支援体制を構築します。

方向性 4 新たな危機に対しては総合的に対策を進めます

- ◆市民の生命、身体、財産に影響を及ぼすような様々な危機事象に対処するため、総合的な危機管理対策を進めます。また、武力攻撃事態³⁶や緊急処理事態³⁷に対しては、関係機関と連携して、市民の避難救援や保護に努めます。

方向性	重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
1	都城市災害時備蓄計画に基づく備蓄品の確保率	75.0% (R 2)	100.0% (R 7)
2	土砂災害警戒区域内の希望する世帯への防災行政無線戸別受信機の設置（累計）	1,686 台 (R 2)	1,900 台 (R 7)
3	後方支援を想定した訓練の実施（累計）	6 回 (R 2)	10 回 (R 4～R 7)
4	Jアラートの情報伝達訓練の実施	3 回/年 (R 2)	3 回/年 (R 4～R 7)

³³ 土砂災害警戒区域：急傾斜地の崩壊が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき区域として県が指定した区域

³⁴ 浸水想定区域：河川がはん濫した場合や水門が閉められ排水が出来なくなった場合に、浸水が想定される区域

³⁵ ハザードマップ：自然災害で予想される被害と避難情報等を示した地図

³⁶ 武力攻撃事態：我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

³⁷ 緊急処理事態：武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの

2.4.2 消防・救急体制の確立

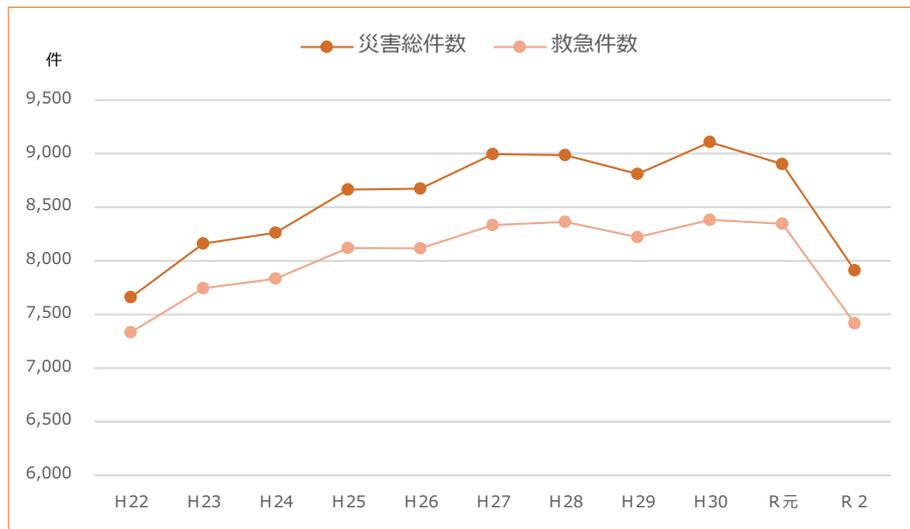
施策の方針

- ◆火災予防の啓発と応急手当の普及を推進し、市民と一体となって防災意識の高揚と消防・救急体制の充実を図ります。
- ◆大規模災害等に備え災害活動体制を確立し、施設や設備を充実するとともに、消防団をはじめ各関係機関との連携強化を推進します。

現状と課題

- ◆本市では、人口当たりの出火率は常に全国平均を上回っており、たき火に起因する火災の割合が全国と比較して高い傾向です。
- ◆本市における火災による死者のほとんどは住宅火災での逃げ遅れによるものです。
- ◆火災発生時に迅速に対応するため、普段の消防・救助訓練等により技術の向上を図るとともに、消防・救急体制を充実する必要があります。
- ◆火災予防の広報活動を強化し、住宅用防災機器の普及に努める必要があります。
- ◆高齢者の入居する福祉施設が増加しているため、実態を把握する必要があります。
- ◆救急に対する需要は、年々増加傾向にありましたが、令和元年度及び令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少に転じました。その要因としては、緊急事態宣言時の外出自粛に伴い、交通事故や怪我が減少したこと、また、手洗い、マスク着用等の感染症対策が徹底されたことが考えられます。しかし、救急車の現場到着時間は、全国及び宮崎県の平均を上回っているため、救命率の低下に繋がらないよう対策を講じる必要があります。
- ◆広域的な視点では、東日本大震災や熊本地震等の大規模災害への緊急消防援助隊³⁸の応援体制の強化に加え、近い将来発生が懸念されている南海トラフ巨大地震等への対応や被害の軽減、さらには沿岸市町への後方支援体制についても準備を進めていくことが必要です。

図表 2.4.2 都城市の救急件数・災害件数の推移



出典：都城市消防局警防救急課

³⁸緊急消防援助隊：被災地の消防力のみでは対応困難な大規模災害時に、消防組織法に基づき消防庁長官が各都道府県隊に指示し、被災地での災害活動を行う部隊

施策の方向性

方向性1 消防・救助技術の向上と消防体制の充実に努めます

- ◆消防・救助訓練を通じて技術の向上を図るとともに、車両や資器材等の施設・設備の整備に努めます。また、消防組織の再編も視野に入れて消防体制の充実強化に努めます。
- ◆防火広報の充実及び住宅用火災警報器³⁹並びに住宅用消火器の設置推進に努めます。
- ◆事業所や高齢者福祉施設、危険物施設等の予防査察⁴⁰を強化し、火災の未然防止を図ります。

方向性2 救急・救命技術の向上と救急体制の充実に努めます

- ◆メディカルコントロール⁴¹体制の充実に努めるとともに、ドクターカー、ドクターヘリ、宮崎県防災救急ヘリ、関係機関等との緊密な相互連携を強化します。
- ◆救急用資器材の充実に努めるとともに、救急救命士⁴²・認定救急救命士⁴³の養成や救急隊員の技術向上に努めます。
- ◆救急車両の充実や署所の再編を図り、現場到着までの所要時間の地域格差の解消に努めます。
- ◆市民を対象にした自動体外式除細動器（AED）⁴⁴の使用方法も含めた応急手当講習の充実に努め、勇気をもって応急手当のできる市民を育成します。

方向性3 大規模災害に備え、各関係機関との連携強化に努めます

- ◆県内の各消防本部や定住自立圏加入市町等、関係各機関との連携を推進します。
- ◆大規模災害に対する備えを促進するとともに、消防団や自治公民館、自主防災組織等と連携し、地域防災力を含めた総合的な消防力の充実強化に努めます。

方向性	重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
1	市在住者を対象とした防火講話の実施回数	20回/年 (R元)	20回/年 (R7)
2	普通救命講習・救命入門コース開催数	73回/年 (R2)	135回/年 (R7)
3	消防団との連携訓練実施回数	2回/年 (R2)	5回/年 (R7)

³⁹ **住宅用火災警報器**：住宅火災による死者数の低減を図るため、平成18年6月1日から新築の一般住宅（それ以前の既存住宅については、平成23年5月31日まで）に設置が義務化された

⁴⁰ **予防査察**：消防機関が、火災予防に必要な建物や危険物施設に立ち入って実態を把握し、その関係者に対して必要な指導を行うこと

⁴¹ **メディカルコントロール**：救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等について医師が指示、指導、助言及び検証することにより、応急処置等の質を保証するための体制のことで、本市では都城市北諸県医師会及び関係機関の協力の下、平成15年3月に「都城地区メディカルコントロール協議会」が発足している

⁴² **救急救命士**：厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示のもとに、救急救命処置を行うことのできる高度かつ専門的な知識と技術を習得した救急隊員のことで、救命率の向上に大きな効果がある

⁴³ **認定救急救命士**：救急救命士のうち、気管挿管等を実施することができる資格を有する救急救命士

⁴⁴ **自動体外式除細動器（AED）**：コンピュータが自動的に心臓の状態を電気ショックが必要かどうか判断し、救命処置を行う機器のこと。音声で処置方法を指示してくれるので、一般の人でも簡単・確実に操作できる。最近では、駅、デパート等、多数の人が出入りする場所にAEDの設置が普及し、応急手当の実効性が高まっている

2.4.3 交通・地域安全の推進

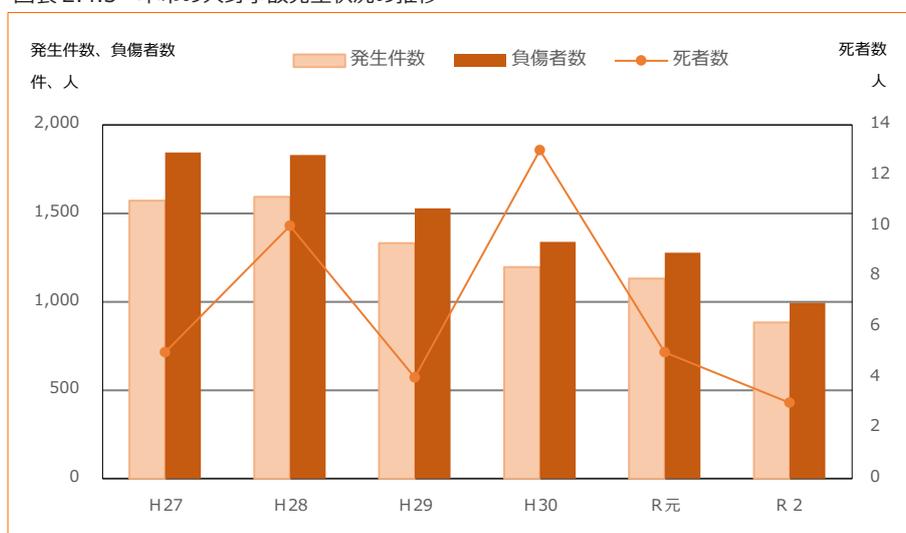
施策の方針

- ◆交通安全に関する啓発活動を推進し、市民の交通安全意識の高揚を図ります。
- ◆市民の防犯意識を高め、犯罪のない安全で安心して生活できるまちづくりを目指します。
- ◆多重債務問題、悪質商法や特殊詐欺防止のための啓発活動に努めます。
- ◆狂犬病の発生を防ぐため、犬の登録と狂犬病予防注射を徹底します。

現状と課題

- ◆本市の交通事故は、発生件数、負傷者数いずれも減少傾向にあります。65歳以上の高齢者の交通事故の割合が増加傾向にあり、事故の発生原因としては、その多くが脇見・動静不注視等の緊張感を欠いた漫然運転によるものです。
- ◆飲酒運転者は、依然として後を絶たず、市民一丸となった飲酒運転根絶に対する意識の向上が喫緊の課題となっています。
- ◆子どもや女性に対する声かけ等、犯罪の芽ともいえる事案が身近に発生しています。そのため、市民の防犯意識を高め、地域の治安向上に努める必要があります。
- ◆ライフスタイルの多様化、流通形態の変化により、消費者トラブルも複雑・多様化しています。このような社会状況を踏まえ、関係機関と連携しながら、地道な啓発活動が大切です。
- ◆近隣諸国でも発生している市民の生活を脅かす狂犬病を未然に防ぐため啓発を進めるとともに、犬の登録と狂犬病予防注射を徹底していくことが必要です。

図表 2.4.3 本市の人身事故発生状況の推移



出典：宮崎県警察本部交通部交通統計

施策の方向性

方向性1 市民の交通安全意識を高めます

- ◆参加・体験・実践型の教育方法を取り入れ、道路を利用する全ての人々のマナーアップを図るため、運転者や歩行者、年代別等対象にあわせた、きめ細かな交通安全教育を推進します。
- ◆交通安全推進団体等の活動を支援するとともに、学校、地域、企業等と連携して地域ぐるみの活動を行い、交通安全意識を高めます。
- ◆飲酒運転根絶のため、飲酒運転根絶宣言事業所の認定、事業者と連携した飲酒運転通報体制の構築、ハンドルキーパー運動等の啓発活動に取り組みます。

方向性2 防犯意識を高め、犯罪のないまちづくりを進めます

- ◆防犯意識を高めるために、広報、啓発活動を推進し、防犯パトロール等の防犯活動に市民のみなさんとともに取り組みます。また、防犯灯 LED 化の助成を行い、犯罪のないまちづくりを進めます。

方向性3 消費生活に関する啓発、相談の充実に努めます

- ◆地域の高齢者団体や小・中学生等の青少年を対象とした講座を開催し、消費生活トラブルの具体的な事例を通じて、被害の防止と消費生活問題に関する問題意識を高めます。
- ◆消費生活に関する市民の不安解消を図るため、相談窓口業務を強化します。

方向性4 犬の登録及び狂犬病予防注射を徹底し、狂犬病を予防します

- ◆狂犬病を予防するため、保健所や獣医師会、動物病院等の関係機関と連携して、犬の登録と狂犬病予防注射を徹底し、未登録犬及び未注射犬の解消に努めます。

方向性	重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	交通安全教室開催数	21 回/年 (R 2)	50 回/年 (R 7)
2	防犯灯の LED 化率	45% (R 2)	56% (R 7)
3	消費生活出前講座開催数	44 回/年 (R 元)	45 回/年 (R 7)
4	狂犬病予防注射の接種率	74.31% (R 2)	79.0% (R 7)

2.5.1 地域医療体制の維持

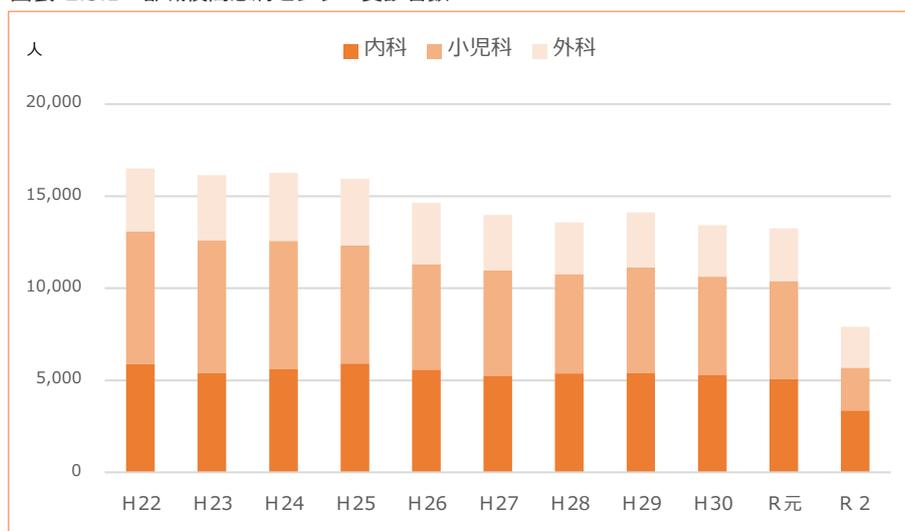
施策の方針

- ◆市民が安心して医療が受けられるよう、地域医療体制を維持します。
- ◆都城夜間急病センターに従事する医師を確保できるよう大学医局や関係機関へ働きかけます。

現状と課題

- ◆都城夜間急病センターと都城市郡医師会病院との相互連携により、24 時間 365 日、切れ目のない救急医療体制を維持しています。
- ◆都城夜間急病センターでは、特に小児科の利用が多く、全体の約4割を占めています。
- ◆都城夜間急病センターは、小児科をはじめとする医師不足により厳しい運営状況にあります。そのため、大学医局や関係機関へ働きかけて、医師を確保する必要があります。
- ◆本市では、脳血管疾患及び心疾患の標準化死亡比⁴⁵が高い傾向にあることから、高度医療体制の強化が求められています。
- ◆都城夜間急病センターは、急病のための応急処置をする所であり、目的に沿った適正利用の啓発に努める必要があります。
- ◆都城健康サービスセンターについては、市民の公衆衛生の向上に努める観点から、保健事業の推進が求められています。

図表 2.5.1 都城夜間急病センター受診者数



出典：都城市健康部健康課

⁴⁵ 標準化死亡比：年齢構成が異なる地域間の死亡状況を比較するための指標

施策の方向性

方向性1 地域医療体制を維持します

- ◆ 初期救急医療を担う都城夜間急病センターや休日急患診療医療機関及び二次救急医療を担う都城市郡医師会病院は、本市と定住自立圏域の2市1町（曾於市、志布志市、三股町）との利用協定に基づき、救急医療体制を維持します。
- ◆ 都城夜間急病センターに従事する医師を確保できるよう大学医局や関係機関へ働きかけます。
- ◆ 都城北諸県医療圏や曾於保健医療圏の行政や関係医療機関で構成する都城圏域救急医療広域連携連絡協議会において、救急医療を取り巻く課題解決に向けて取り組みます。
- ◆ 都城市郡医師会病院において、圏域に求められる高度医療体制の強化を支援します。
- ◆ 救急医療、休日医療における適正受診についての啓発に努めます。

方向性2 都城健康サービスセンターにおける保健事業を推進します

- ◆ 都城健康サービスセンターについては、都城市北諸県郡医師会と連携し、市民の健康増進、疾病予防等を積極的に取り組みます。
- ◆ 市が保有する他の保健施設と連携し、福祉の向上に努めます。

方向性	重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
1	都城夜間急病センターの診療科目・時間の維持	3科・12時間 (R 2)	3科・12時間 (R 4～R 7)
2	都城健康サービスセンターの健診等受診者数	48,956人/年 (R 2)	48,500人/年 (R 7)

2.5.2 感染症対策の徹底

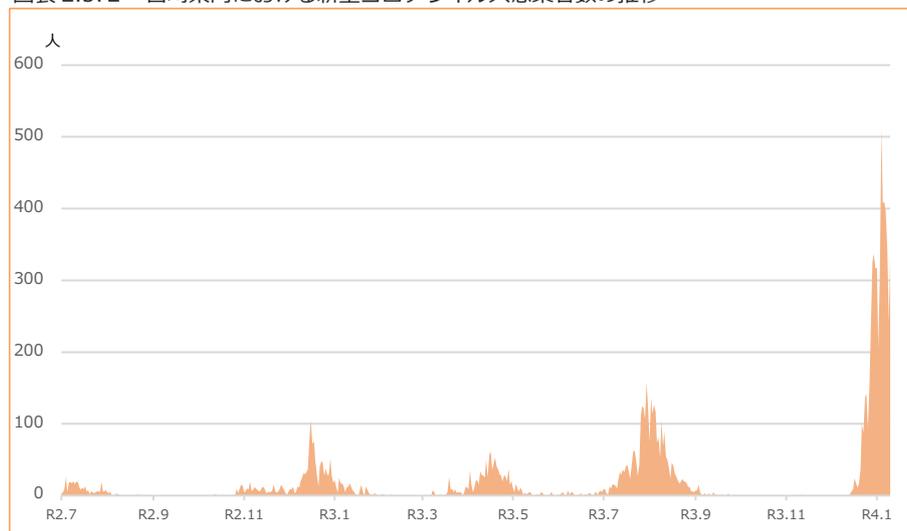
施策の方針

- ◆感染症に対する正しい知識の普及に努めます。
- ◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防する「新しい生活様式」等の更なる徹底を図り、重症者・死亡者の発生を抑制するため、ワクチン接種等の感染予防対策を進めます。

現状と課題

- ◆令和元年度末に国内で発生した新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大し、本市の市民生活や地域の経済活動に大きな影響を及ぼしています。
- ◆新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大を食い止めるため、市民や事業者に対し感染予防のための「新しい生活様式」の実践や業種別に策定された「感染拡大予防ガイドライン」の徹底が必要です。
- ◆感染した方や感染症対策に携わる方に対する不当な差別、偏見、いじめ等を防止する必要があります。
- ◆国内外の感染状況に注視しつつ、ウイルスの存在を前提として、感染対策と日常生活の両立が重要であり、感染症の発生時における危機管理体制を平常時から整備するとともに、感染症患者に対する適切な医療の提供が求められます。
- ◆新型コロナウイルス感染症の早期収束に向けて、希望する全ての市民へのワクチン接種を迅速に行う必要があります。その一方で、ワクチン接種を希望されない方や病気等の理由で接種ができない方が、接種の強制、差別的な扱い、偏見を受けることがないように配慮する必要があります。
- ◆予防接種法に基づき、市が主体となって、麻しん・風しん、ポリオ、肺炎球菌等の予防接種（定期接種）を実施しています。感染すると重篤な状態を引き起こす可能性があるため、重症化予防やまん延防止といった予防接種の重要性について、今後も継続して周知していく必要があります。

図表 2.5.2 宮崎県内における新型コロナウイルス感染者数の推移



出典：宮崎県

施策の方向性

方向性1 感染防止対策を徹底します

- ◆市民が感染症について正しい知識を身に付け予防できるよう啓発を行うとともに、新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症発生時に対応できるよう、必要な資機材の整備と計画的な備蓄を行います。
- ◆市内の医療機関・福祉施設等に市内感染期に備えた事業継続計画の策定やマスクや消毒液等必要物品の備蓄を呼びかけます。
- ◆新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症発生時には迅速かつ適切な情報提供を行う等、感染拡大防止を図ります。
- ◆感染拡大時には、状況に応じ、公共施設の利用者間の接触の機会を減らすための措置を講じます。
- ◆ウイルスの存在を前提として、感染対策と日常生活の両立が可能となるよう、感染症の発生時における危機管理体制を平常時から整備するとともに、国内外の感染状況に注視しつつ、感染症患者に対する適切な医療の提供を支援します。
- ◆感染症の発生やまん延を防ぐために、市民が年齢に応じて、麻しん・風しん、ポリオ、肺炎球菌等の予防接種を適切に受けられるよう体制を整えます。

方向性2 新型コロナウイルスワクチン接種を推進します

- ◆ワクチン接種については、都城市北諸県郡医師会と連携し、希望する全ての市民への接種を迅速に行う体制を構築します。
- ◆ワクチンについて有効性・安全性、副反応、接種対象や接種順位、接種体制といった具体的な情報、相談窓口について積極的に正しい情報提供を行います。

方向性	重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	感染症についての職員研修実施	－ (R 2)	年1回 (R 7)
2	新型コロナウイルスワクチン3回目接種率 (2回接種終了者に対する接種の割合)	－ (R 2)	90% (R 4)

2.6.1 出会いの創出と婚活支援

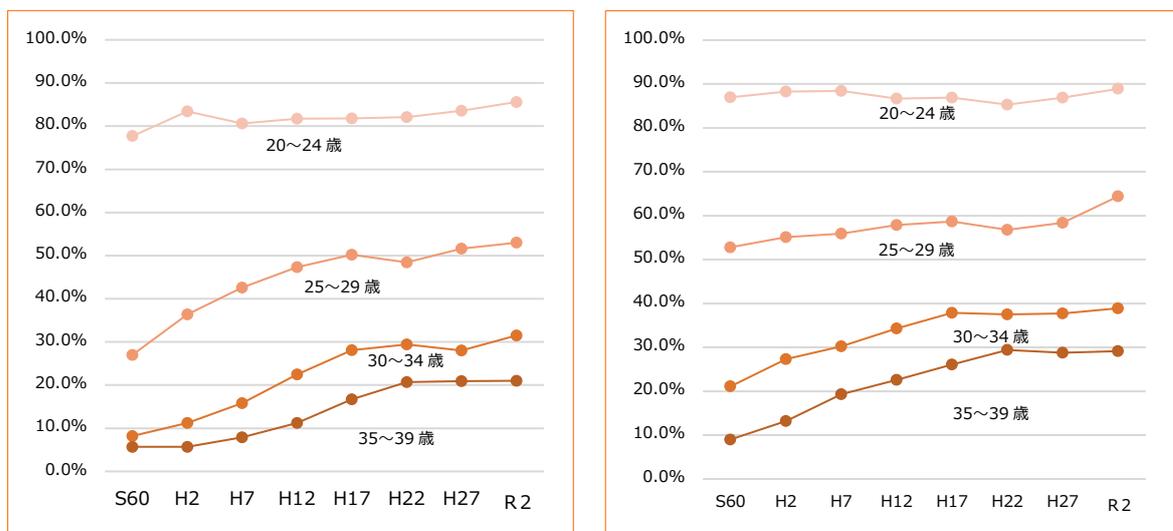
施策の方針

- ◆少子化の主な要因の一つである未婚化・晩婚化を改善するため、出会いの場の機会の創出や、結婚・出産等ライフイベントについて考える機会を提供します。
- ◆結婚や出産に関する情報と併せて、若年層が必要とする情報を提供します。
- ◆結婚に関する相談・支援体制を強化するとともに、地元企業やNPO等と連携し、地域一体となった結婚支援に取り組みます。

現状と課題

- ◆30～34歳の未婚率（令和2年）は、女性で31%、男性で38%と上昇傾向にあります。
- ◆出生動向基本調査において、独身者のうち結婚を希望する人は85%を超えるものの、結婚したい相手にめぐり会えない等の理由により、独身のままでいる人が多くいます。
- ◆出会いの機会の創出や、出会いから交際までをサポートする団体への支援等、様々な結婚支援に取り組む必要があります。
- ◆結婚や出産等、ライフイベントについて考える機会を提供するとともに、交際に向け交流を促すイベントを提供することにより、結婚を意識していない若年層に対する意識を啓発することが必要です。

図表 2.6.1 都城市の未婚率の推移（左：女性、右：男性）



出典：国勢調査

施策の方向性

方向性1 各種団体等と連携した出会いの場を創出します

- ◆市内で結婚支援活動を行っている団体等と連携しながらイベント等を実施することで、より多くの出会いの場の創出に繋がります。
- ◆コミュニケーション・身だしなみや結婚に関するスキルを学ぶセミナーや、若年層の交流を目的としたイベントを実施します。

方向性2 結婚に関する情報を、結婚を希望する方へ直接届けます

- ◆市内で行われる婚活イベント情報を収集し、婚活イベント等の情報を発信します。
- ◆婚活情報を必要としている方が登録をし、結婚に関するイベント情報を市から直接受け取るとともに、イベント等への参加申込ができるサービスを提供し、イベント等への参加者数を増やします。

方向性3 結婚に関する支援体制を強化します

- ◆少子化の主な要因の一つである未婚化・晩婚化を改善するため、結婚に関する相談・支援体制の強化を図るとともに、出会いの機会の創出や結婚・出産に関する知識の啓発と意識の醸成を図ります。
- ◆企業、NPO や各種団体、地域の人々を含む人材育成やネットワーク化を図り、地域一体となった結婚支援の取組を推進することで、結婚支援に携わる人材の育成を行います。
- ◆地域おこし協力隊による婚活支援体制の強化を図ります。
- ◆結婚を希望する誰もが安心して相談できる体制を構築するために、県の関係機関との連携を強化します。

方向性	重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	各種団体と連携した婚活イベントでのカップル成立数 (累計)	9組/年 (R2)	92組 (R4～R7)
2	婚活情報配信システムへの登録者数 (累計)	— (R2)	250人 (R4～R7)
3	婚活応援企業等への登録企業数 (累計)	42社 (H29～R2)	50社 (H29～R7)

2.6.2 出産・子育て支援の充実

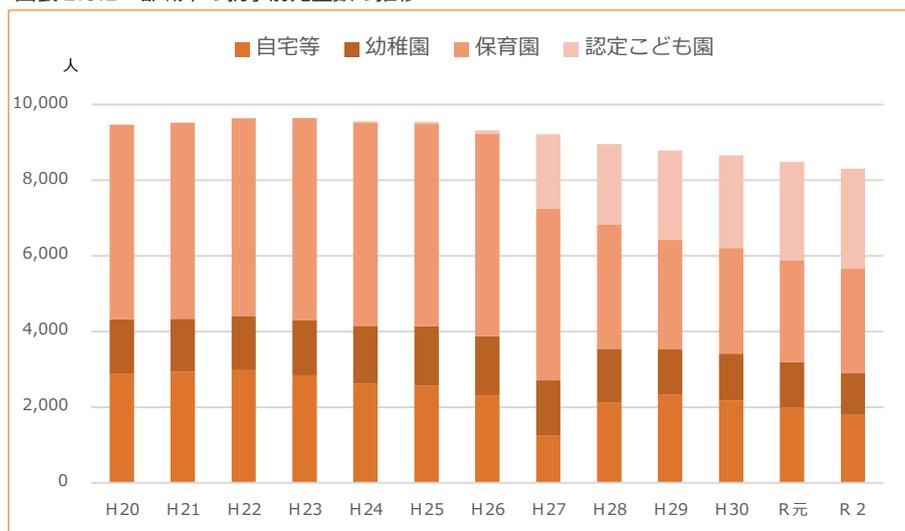
施策の方針

- ◆妊娠・出産・育児に対し切れ目のない支援を行い、健やか親子の実現を目指します。
- ◆乳幼児期の教育・保育サービス、子育て支援サービスの充実により、安心と喜びの中でゆとりをもって子どもを産み、育てられる社会を目指します。
- ◆全ての子どもが生まれ育った環境に左右されず、現在及び将来に夢や希望をもって成長していける社会の実現を目指します。

現状と課題

- ◆不妊を心配したことがある夫婦は約3割といわれており、治療によっては医療保険が適用されないものもある等経済的な負担があるため、支援する必要があります。
- ◆妊婦や乳幼児の健康を守るため、できる限り多くの人が健診を受診する必要があります。
- ◆本市の幼児のむし歯保有率は、全国平均と比較して高いため、早期の対策が必要です。
- ◆本市の人工妊娠中絶率は、全国と比較して高い状況にあります。そのため、命の尊さを学ぶと同時に「次代の親」となる自覚を促すために、思春期からの性教育を進める必要があります。
- ◆本市においては、待機児童は発生していないものの、希望する保育所等に入所できない空き待ち児童⁴⁶が存在しています。
- ◆教育・保育や子育て支援に関するニーズは増加・多様化しているため、延長保育や一時預かり等の教育・保育サービス及び子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター等の子育て支援サービスを充実していく必要があります。
- ◆保護者が就労等により昼間家庭にいない世帯が増えているため、児童の放課後等の安全な居場所づくりが必要です。
- ◆貧困が子どもたちの生活や成長に影響を及ぼすことがないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、子どもの貧困対策を進める必要があります。
- ◆全ての子どもに良質な成育環境を保障するため、経済的支援に取り組む必要があります。
- ◆核家族化や地域の連帯感の希薄化等が進む中、育児不安や心的ストレスの増大等による育児放棄等の問題が生じているため、支援が必要な家庭へ早期に対応する必要があります。

図表 2.6.2 都城市の就学前児童数の推移



出典：都城市福祉部保育課

⁴⁶ **空き待ち児童**：保育所等に入所申し込みをしておき、他の施設には空きがあるものの、希望する保育所等に入所できない児童のこと



施策の方向性

方向性1 健康診査の実施や相談体制の確立により、「健やか親子」を実現します

- ◆安心して妊娠・出産・産後を迎えるための支援を実施し、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進します。
- ◆定期的な健康診査や訪問指導等を実施し、健診未受診者の解消を目指すとともに、予防接種による疾病の予防を推進します。
- ◆子どもの発達に不安を感じた時などに相談できる窓口機能の充実を図り、支援が必要な子どもが、早期に支援を受けられるよう地域の関係機関との連携に努めます。
- ◆家庭における健康管理の具体的な方法や栄養指導、むし歯予防を含めた保健指導を行います。
- ◆両親（特に父親）の育児参加を促すとともに、各子育て支援機関や団体とのつながりを持ち、活動の周知に努めることで、地域や家庭における育児支援を充実します。
- ◆生命の尊さを学ぶために、思春期の児童生徒に対し年齢に応じた教育に努めます。

方向性2 乳幼児期の教育・保育サービスを充実します

- ◆保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育等、乳幼児期における教育・保育サービスの一層の充実を図り、空き待ち児童の解消に努めます。
- ◆延長保育、一時預かり、病児・病後児保育⁴⁷、休日保育等の多様な教育・保育サービスの充実を進めます。
- ◆教育、保育を支える人材確保、資質向上に努め、教育・保育サービスの質の向上を図ります。

方向性3 子育て支援サービスを充実し、子どもの健全育成を支援します

- ◆育児に関する情報提供や相談体制を確立し、育児に不安をもつ保護者を支援します。
- ◆子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター事業等、保護者のニーズに対応したサービスを提供します。
- ◆放課後児童クラブや放課後子ども教室の拡充、児童館・児童センターの運営により、子どもの安全な居場所を確保するとともに、子どもの健全育成の場として充実を図ります。
- ◆児童手当や児童扶養手当の支給、子どもの医療費助成やひとり親家庭等に対する医療費助成等により、経済的理由で子どもの健やかな成長や学びを妨げることのないように努めます。
- ◆生まれ育った環境や家庭の経済状況に左右されることなく、全ての子どもがそれぞれの夢に挑戦できるよう、学習の支援等を行います。
- ◆学童期及び思春期の子どもたちが、悩みについて気軽に相談できる体制づくりを推進し、学童期及び思春期特有の成長発達を踏まえた支援に努めます。
- ◆要保護児童対策地域協議会⁴⁸を活用し、要保護児童の早期発見・早期対応に努めます。

方向性	重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
1	乳児健康診査の受診率	89.8% (R元)	95% (R7)
2	保育所等の空き待ち児童数	109人 (R2)	0人 (R7)
3	ファミリー・サポート・センター活動件数	5,573人/年 (R2)	6,100人/年 (R7)

⁴⁷ 病後児保育：0歳から小学6年生までの、傷病の回復期にある児童で、保護者が勤務等の都合により自宅において育児を行うことが困難な場合に、市内の医療関係機関等で行う一時預かり保育のこと

⁴⁸ 要保護児童対策地域協議会：市や児童相談所、医療機関、警察、保育所（園）等、子どもにかかわる20団体で構成される組織で、虐待の未然防止と早期発見に取り組んでいる

2.7.1 高齢者福祉の充実

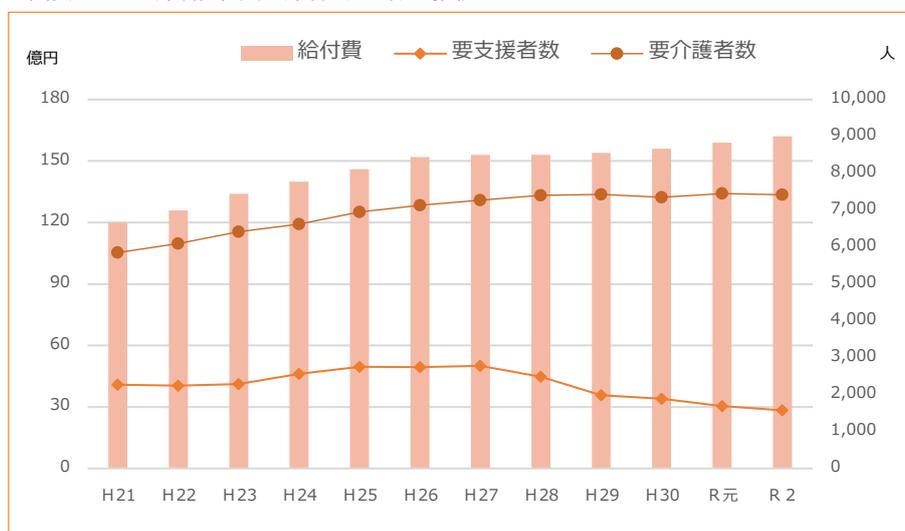
施策の方針

- ◆高齢者が健康で自分らしい生活を続けるため、生きがいづくりや社会参加を支援します。
- ◆高齢者が住み慣れた我が家や地域で、安全かつ安心して暮らせるように、地域で支え合い、助け合う地域包括ケアシステムを推進します。
- ◆多様化する生活様式や価値観に対応する介護予防及び介護サービスを提供します。
- ◆高齢者の尊厳と権利を守る社会づくりを推進します。

現状と課題

- ◆本市では、現在、全国平均を上回るスピードで高齢化が進んでいます。さらに今後、認知症⁴⁹高齢者等介護が必要な人も増加することが見込まれています。
- ◆高齢者が地域において、高齢者クラブ等での仲間づくりやシルバー人材センター等での社会参加をすることは、地域活動の担い手として重要な役割を果たしています。
- ◆高齢者一人ひとりが健康で生きがいのある生活を実現するため、介護予防や重度化防止のためのサービスの充実を図ることが必要です。
- ◆多様化する生活様式や価値観に対応した介護予防及び介護サービスの提供が必要です。
- ◆高齢者の権利を守り、自分らしい生活を維持できるよう支援していくことや、高齢者の虐待や孤独死を未然に防ぐ取組が必要です。
- ◆安定した生活の基盤である住まいについて、高齢になっても安心して暮らせる住環境の整備が必要です。

図表 2.7.1 介護給付費、介護認定者数の推移



出典：都城市健康部介護保険課

⁴⁹ 認知症：脳の後天的な変化によりおこる病気で、社会生活や日常生活が困難になる



施策の方向性

方向性1 高齢者の生きがいがづくりや社会参加しやすい環境づくりを進めます

- ◆高齢者の生きがいがづくりや社会参加を支援し、充実した生活を送る体制を整えます。
- ◆養護老人ホーム入所者に適切なサービスが提供されるように、必要な助言や指導を行います。

方向性2 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上を進めます

- ◆要支援・要介護認定者が、できる限り住み慣れた我が家や地域で、安心して自分らしく暮らし続けられるように介護予防・生活支援も含め、安定した介護保険制度の運営を図ります。
- ◆地域ケア会議やサービス提供事業所の実地指導を通して、サービス提供事業者の資質向上を図り、介護サービスの質を高めます。
- ◆地域住民や関係機関とのネットワークづくりを推進し、地域包括ケアシステムを支える人材の育成を図ります。

方向性3 高齢者の介護サービスの充実やその人に応じた自立支援を目指し、介護予防を推進します

- ◆高齢者が、健康で自分らしい生活を維持できるよう、地域での見守りや社会参加を支援します。
- ◆要介護状態になることを防止し、健康で自立した日常生活を送れるように、介護予防を目的とした事業を推進します。

方向性4 高齢者の権利を守り、個人の尊厳を保持する体制づくりを進めます

- ◆認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者を消費生活上のトラブルから守るために、成年後見制度の利用促進や権利擁護の啓発を図ります。
- ◆関係機関・団体と密に連携し、高齢者虐待の早期発見や高齢者の孤独死の防止を図ります。また、認知症高齢者を地域で支えるための体制を強化します。

方向性	重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	健康増進施設利用助成券の利用総数	189,295 回/年 (R元)	197,250 回/年 (R7)
2	圏域別ケア会議の実施地区数	— (R2) ※	15 地区 (R7)
3	こけないからだづくり講座参加人数 (累計)	4,154 人 (R元)	4,240 人 (R7)
4	認知症サポーター養成講座受講者数 (累計)	26,506 人 (R2)	29,000 人 (R7)

※ R3から事業開始

2.7.2 障がい者福祉の充実

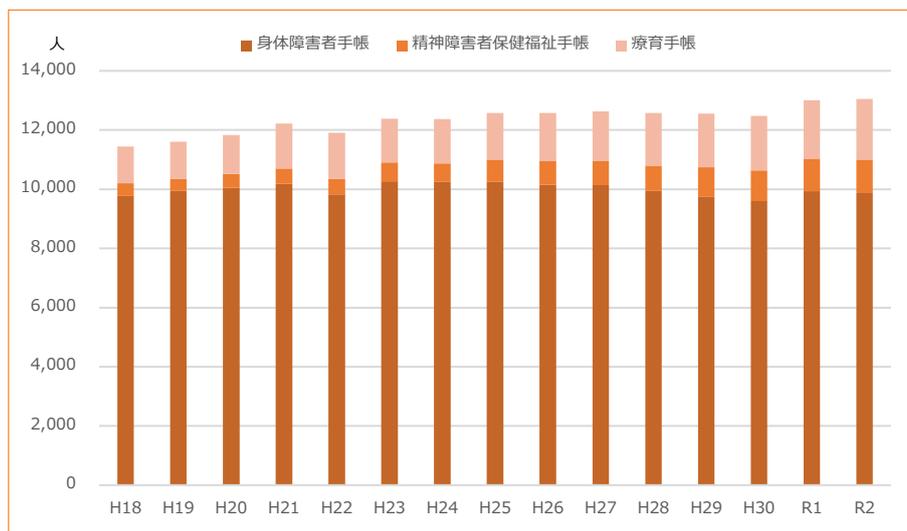
施策の方針

- ◆障がいの状況やライフスタイルに応じて、多様なニーズに対応するきめ細かな在宅福祉サービスの充実を図ります。
- ◆障がい者の就労支援等を行い、社会活動への参加を進めます。
- ◆障がいを予防し、早期に発見するため、保健・医療・福祉の連携を図ります。
- ◆バリアフリー⁵⁰を促進し、安全で安心な住みよいまちづくりを目指します。

現状と課題

- ◆発達障がいについては、早期発見・早期診断とともに障がい児の療育や教育の充実が求められ、障がい児が身近な地域でより専門的な支援を受けられるよう、障がい児通所支援事業の量的拡大と質の向上を図ることとされました。
- ◆ソーシャルワーカー等には、複合的な課題を抱える世帯を包括的に支援するために、子ども、障がい者、高齢者等の福祉関係だけでなく、医療、保健、就労、教育、司法等多岐にわたる分野の機関と協働で支援するスキルが求められています。
- ◆平成 24 年度に障害者虐待防止法、平成 28 年度に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、障がい者への差別禁止や合理的配慮⁵¹の提供が義務付けられました。
- ◆障がい者が地域の中で安心して暮らし、文化活動や就労等の様々な社会活動に主体的に参加できるよう支援する必要があります。
- ◆近年は、予防可能な生活習慣病⁵²の合併症による障がいも増加しており、「障がいを予防する」という視点も重要になっています。
- ◆地域、教育、企業等幅広い分野で障がい者への理解を深め、社会的、制度的、心理的なバリアフリーをより一層進めていく必要があります。

図表 2.7.2 都城市の障害者手帳所持者数の推移



出典：都城市福祉部福祉課

⁵⁰ **バリアフリー**：高齢者や障がい者が社会生活するうえで妨げとなっているものを取り除いて、住みやすい生活環境を実現することで、建築上の障壁のほか、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去のこと

⁵¹ **合理的配慮**：障がい者から何らかの助けを求める意思表示があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと

⁵² **生活習慣病**：食習慣・運動習慣・休養・喫煙・飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する症候群のことで、心臓病・脳卒中・糖尿病・高脂血症・高血圧・肥満等がその代表例

施策の方向性

方向性1 障がい者の自立した地域生活を支援します

- ◆障がい者が住み慣れた地域で自立した生活ができるように、介護給付⁵³や訓練等給付⁵⁴等の福祉サービスを提供し、支援します。また、相談や地域の特性に応じた生活支援に努めます。
- ◆障がいを予防し、早期に発見するため、保健・医療・福祉の連携を進めます。
- ◆障がい者を消費生活上のトラブルから守るために、成年後見制度の利用促進の啓発に努めます。
- ◆障がい者やその家族が抱える複合化・複雑化した課題の解決に向け、障がい者（児）基幹相談支援センターと関係機関との連携が図られるよう支援を行います。

方向性2 障がい者の社会参加を支援します

- ◆障がい者の能力や障がいの程度に応じた就労機会の確保や拡大に努めるとともに、スポーツや文化等の社会活動への参加を促進します。
- ◆精神障がい者や知的障がい者が地域の中で安心して暮らし、そして社会活動に主体的に参加できるように生活の場の確保を支援します。

方向性3 障がい児の早期療育に努めます

- ◆障がい児が早期の療育を受けられるよう、早期発見、早期診断に努め、必要な支援を受けられるよう関係機関の連携を強化します。
- ◆児童相談所等の関係機関と連携し、障がいの程度に合わせた教育・育成施策の充実を図ります。

方向性4 バリアフリーを進めます

- ◆バリアフリーをより一層進めるとともに、ユニバーサルデザイン⁵⁵の理念のもとに、障がい者を含む全ての人が利用しやすい環境になるように努めます。
- ◆福祉の分野だけでなく教育や産業等、様々な分野でバリアフリーの考え方を推進し、市民一人ひとりが、障がいや障がい者に対する理解を深められるように努めます。

方向性	重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
1	福祉施設入所者の地域生活への移行者数	5人/年 (R 2)	15人/年 (R 7)
2	就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	18人/年 (R 2)	23人/年 (R 7)
3	医療的ケア児等コーディネーターの配置	0人 (R 2)	1人 (R 7)
4	意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣回数）	336回/年 (R 2)	350回/年 (R 7)

⁵³ **介護給付**：障害者総合支援法に基づく給付の一つで、居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所、行動援護、同行援護、重度訪問介護、生活介護、重度障害者等、包括支援、療養介護、施設入所支援がある

⁵⁴ **訓練等給付**：障害者総合支援法に基づく給付の一つで、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、共同生活援助（グループホーム）がある

⁵⁵ **ユニバーサルデザイン**：空間づくりや商品のデザイン等に関して、誰もが利用しやすいデザインをはじめから取り入れておこうとする考え方のこと

2.7.3 地域福祉の充実

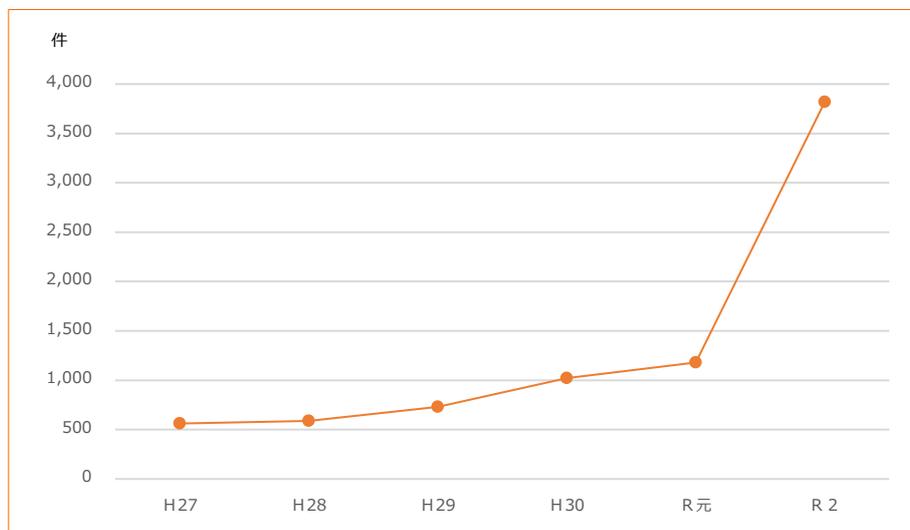
施策の方針

- ◆住民・地域・関係機関・行政等が相互に連携・協働することにより、自助・共助・公助の調和の取れた、ともに助け合い、支え合う、地域福祉社会の実現を目指し、市民の福祉意識の向上に努めます。

現状と課題

- ◆本格的な少子高齢・人口減少社会の到来や核家族化の進展により、地域の助け合いや住民間の交流も希薄になり、高齢者や障がい者等が地域で孤立したり、子育てや介護の悩みを誰にも相談できないといった状況が発生しています。
- ◆ひとり親世帯や複数の複雑な問題を抱えた世帯の増加による生活困窮の問題や解決困難な問題への取組が必要です。
- ◆地域課題を解決するため、地域住民が主体的に関わり、支え合う体制を構築するとともに、地域の関係機関⁵⁶、社会福祉協議会⁵⁷、福祉関係機関⁵⁸等との連携を強め、地区社会福祉協議会⁵⁹による相談体制をさらに強化する必要があります。
- ◆民生委員・児童委員⁶⁰等の地域福祉の担い手を育成し、その活動を支援する必要があります。
- ◆地区社会福祉協議会を拠点に様々な地域活動を行っている自治公民館等の小地域でのネットワークづくりや活動の継続のための担い手の育成を支援する必要があります。
- ◆社会福祉協議会や自治公民館、民生委員・児童委員、社会福祉法人、ボランティア、市民活動団体等とともに地域共生社会⁶¹の実現に向けた取組の推進を充実強化することが求められています。

図表 2.7.3 自立相談支援事業における相談者数の推移



出典：都城市福祉部福祉課

⁵⁶ 地域の関係機関：自治公民館、まちづくり協議会、学校、病院等

⁵⁷ 社会福祉協議会：社会福祉法により、地域福祉の推進の中心的な担い手として位置付けられる公共性・公益性の高い民間社会福祉団体

⁵⁸ 福祉関係機関：地域包括支援センター、介護・福祉事業所、NPO、ボランティア団体等

⁵⁹ 地区社会福祉協議会：「身近な福祉を住民の手で」を理念とし、住みやすい地域社会を目指して、住民がすすんで福祉活動に参加できることを目的として設立された組織

⁶⁰ 民生委員・児童委員：厚生労働大臣の委嘱を受け、住民の立場に立ったいちばん身近な相談支援者として活動している民間の奉仕者

⁶¹ 地域共生社会：制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



施策の方向性

方向性1 福祉で豊かな人と心をみんなで作ります

- ◆福祉教育やボランティア活動を推進することにより、思いやる心を育み、その人の状態・状況に関係なく人権を尊重する意識を啓発し、地域福祉を担う人材を育成します。
- ◆民生委員・児童委員の活動に対する理解を深めるため、積極的な広報活動や地域の課題解決のための各種研修会の開催を行うとともに、民生委員・児童委員が活動しやすい環境となるよう支援に努めます。
- ◆平和の大切さや命の尊さを次世代に伝えるために、慰霊行事等の開催を支援します。

方向性2 まちのしくみをみんなで作ります

- ◆地域福祉推進の拠点である地区社会福祉協議会の機能強化を図り、地域住民のニーズに対する福祉等サービスの情報提供と相談・支援体制の充実に努めます。
- ◆福祉等サービスが、利用しやすく質の高い内容が提供されるよう支援し、サービス内容についての外部評価等の導入による透明性の確保を図っていきます。
- ◆住民や地域の専門分野の関係機関との連携強化を図り、地域全体で支え合える重層的支援体制づくりを推進します。

方向性3 人を活かす環境をみんなで作ります

- ◆生活自立相談センターを中心に就労支援の関係機関、企業や事業所等とも連携して、生活困窮者が地域で自立した生活を営むことを包括的に支援します。
- ◆地域の学校や空き店舗等を活用した居場所づくりの創出と社会福祉法人の取組を活用した就労の場の創出や地域福祉財源としての寄附寄贈文化の醸成を図り地域活動を推進します。
- ◆避難支援については、高齢者・障がい者・乳幼児等の個別支援計画を作成し、災害時における避難支援体制の整備を図ります。
- ◆災害、紛争地域での救護活動や途上国の開発援助、ボランティア育成等の日本赤十字活動を推進します。

方向性	重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	地域福祉等出前講座の実施回数	26 件/年 (R元)	31 件/年 (R7)
2	地区社会福祉協議会における相談受付件数	270 件/年 (R2)	360 件/年 (R7)
3	自立相談支援事業による就業件数	37 件/年 (R元)	43 件/年 (R7)

2.7.4 健康づくりの推進

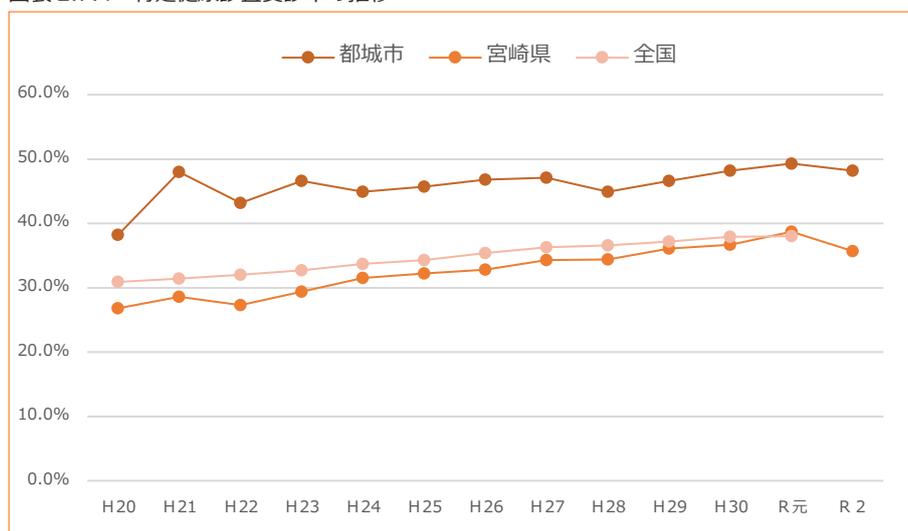
施策の方針

- ◆健康診査及び各種検診の受診率向上を図り、生活習慣病の予防と改善を推進します。
- ◆健康寿命の延伸及び生活の質の向上を目指すため、行政と市民が一体となった健康づくりを推進します。
- ◆増加している自殺に対しては、企業や地域ぐるみの幅広い対策を講じます。
- ◆高齢者に多く見られる「フレイル」を予防するため、健診や保健指導等の保健事業と介護予防の取組を一体的に実施します。

現状と課題

- ◆5年ごとに国が公表する完全生命表によりますと、令和2年の全国の平均寿命は、男性81.56歳、女性87.71歳であり、5年前の平成27年と比較して、男女ともに延びています。
- ◆生活環境の改善や医学の進歩によって平均寿命が延びたことにより、高齢化が進み、認知症や介護の必要な高齢者が増加し、医療費や介護給付費も増加しています。
- ◆本市では、生活習慣と関係の深い肥満者の割合が多く、肥満が原因と考えられる生活習慣病も多くなっています。
- ◆市民一人ひとりが生活習慣病を予防・改善するための努力を惜みず、社会全体もそれを支えていく仕組みをつくるのが重要です。
- ◆関係団体・機関はもとより、各自治公民館等の地域コミュニティと連携しながら、行政と市民が一体となった健康づくりを推進していくことが大切です。
- ◆本市では、全国や県と比べて自殺死亡率が高く、高齢者の自殺の増加や、心の健康に関する相談先を知らない人が多い現状があるため、関係機関や地域と連携を図り、幅広い対策を講じる必要があります。

図表 2.7.4 特定健康診査受診率の推移



出典：都城市健康部健康課



施策の方向性

方向性 1 健康診査及び各種検診の受診率向上を図ります

- ◆がん検診や各種健康診査の受診率の向上を図り、健康教育や健康相談、訪問指導等を進めるとともに、栄養相談や食生活改善指導に努め、生活習慣病の予防と減少を図ります。

方向性 2 家庭や地域と一体となった健康づくりを推進します

- ◆栄養、運動、休養や喫煙等の課題に対する目標を設定し、家庭・学校・職場・地域が一体となった健康づくりを推進します。
- ◆「いつでも・どこでも・だれでも・楽しく・気軽にできる」運動プログラムを推進し、個人の健康づくりを支援するとともに、地域で支え合う健康づくりを進めます。

方向性 3 心の病の早期発見・早期治療のために、関係機関との連携を図ります

- ◆うつ病等を抱えた人を孤立させることなく、適切な相談機関につなげるため、ゲートキーパーの啓発活動を継続するとともに関係機関との連携に努め、個別の支援を行います。
- ◆自殺総合対策大綱に沿った自殺対策行動計画を策定し、総合的に自殺対策を推進します。

方向性 4 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進します

- ◆糖尿病や高血圧等の生活習慣病の重症化を防止するため、保健指導を積極的に行います。
- ◆高齢者に身近な地域の通いの場を活用して、フレイル予防の健康教育を行います。

方向性	重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	特定健康診査受診率（受診者数÷長期入院者等を除く 40 歳以上の国民健康保険被保険者数）	48.0% (R 2)	60.0% (R 7)
2	1 回 30 分以上の運動を週 2 回以上実施している人の割合(国保 特定健診:40～74 歳問診票)	47.1% (R 2)	55.0% (R 7)
3	ゲートキーパー養成講座の実施回数	5 回/年 (R 2)	7 回/年 (R 7)
4	健康寿命 ⁶² の延伸（平均自立期間（要介護 1 まで）） （算出元：国保データベースシステム「健康スコアリング（介護）」）	男性 78.7 歳 女性 83.7 歳 (R 2)	男性 79.4 歳 女性 84.4 歳 (R 7)

⁶² **健康寿命**：健康寿命は、「日常生活に制限のない期間の平均」として都道府県ごとに算定される。市町村ごとに算定することは困難なため、健康寿命の補完的な指標として「日常生活に介護を要しない期間の平均」である「平均自立期間」を採用している。

2.7.5 社会保障制度の充実

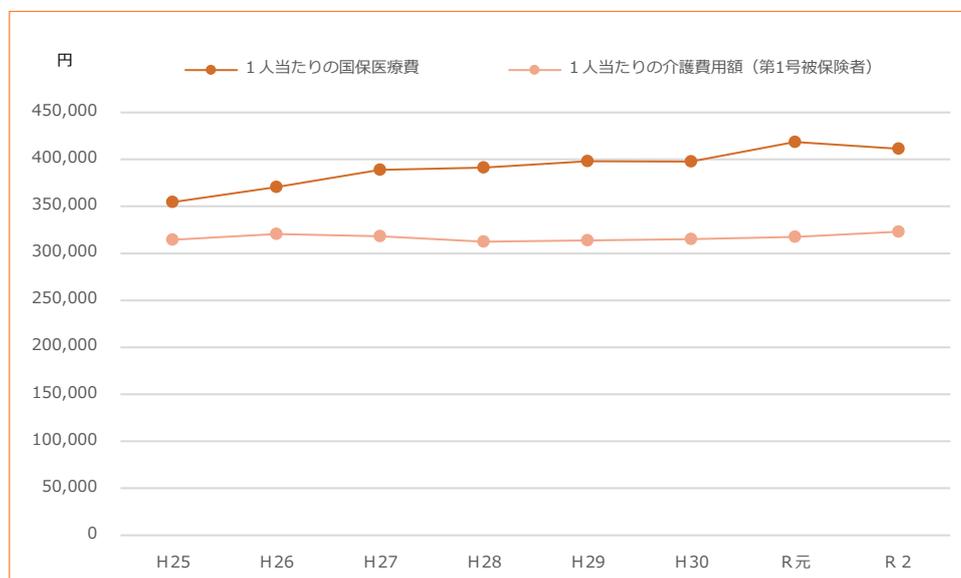
施策の方針

- ◆国民健康保険制度や後期高齢者医療制度において、安定した給付を保つために、公平・公正な負担を目指し、誰もが安心して利用できる社会保障制度の適正かつ健全な運営を推進します。
- ◆生活に困窮している人に対し、社会的孤立の防止や社会参加、自立に向けて支援します。
- ◆生活保護の実施に当たっては、生活困窮者の実態に応じた適正・公平な保護に努め、最低限度の生活を保障するとともに、自立のために必要な支援を行います。

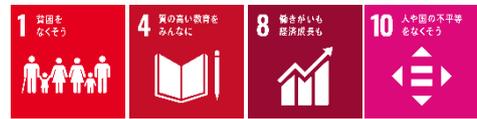
現状と課題

- ◆国民健康保険制度については、平成30年度から財政運営の責任主体となった宮崎県と連携して、保険税収納率の向上や給付と負担の公正化に努める必要があります。
- ◆疾病予防を積極的に推進し、健康寿命の延伸や生活の向上を図り、かかりつけ医・かかりつけ薬局の利用勧奨を行う等、医療費の適正化に努める必要があります。
- ◆市民がよりよい安定した生活を過ごせるよう、国民年金制度を正しく理解してもらうとともに、年金未加入者や年金保険料未納を解消していく必要があります。
- ◆生活に困窮している人の状況は、高齢、障がい、病気、多重債務、社会的孤立等の生活課題を複合的に抱えている場合が多く、深刻化する前の早期の段階で支援を行う必要があります。
- ◆本市では、生活保護受給者数が横ばいの傾向にあります。相談者や被保護者の個々の実態把握に努め、実情に応じた保護を実施するとともに、被保護者の就労、自立支援に向けた取組が必要です。

図表 2.7.5 都城市の1人当たり国保医療費及び介護費用額（第1号被保険者）の推移



出典：都城市健康部保険年金課及び介護保険課



施策の方向性

方向性1 国民健康保険の適正な運営を進めるとともに、疾病の予防に取り組みます

- ◆医療費の適正化に努めるとともに、被保険者の負担の公平化を図り、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の収納率向上に取り組みます。
- ◆受診回数が多い人や同じ疾病で複数の医療機関を受診している人に対しては、保健師等の訪問を行い、適正な受診となるよう促します。
- ◆ジェネリック医薬品の活用を推奨し、医療費の節減を図ります。
- ◆関係機関と連携して健康診査等の疾病予防対策に積極的に取り組みます。

方向性2 老後の安定した年金受給に向けた相談・広報業務に取り組みます

- ◆年金事務所等との連携を強化し、円滑かつ効率的な相談体制を構築します。
- ◆年金制度に関する広報活動を充実させるとともに、分かりやすい情報提供に努め、年金未加入者及び年金保険料未納者の減少に取り組みます。

方向性3 生活困窮者に対する福祉を進めます

- ◆民生委員、関係機関及び庁内関係課と連携を密にして生活困窮者の実態把握に努め、生活実態に応じた適正かつ公平な保護を行います。
- ◆就労による自立⁶³、日常生活自立⁶⁴、社会生活自立⁶⁵を実現するきめ細かな支援策を実施します。
- ◆生活保護健康診査の受診率を向上させ、健診結果に基づき個別に健康管理支援を行います。

方向性	重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	国民健康保険税の収納率	95.46% (R 2)	95%以上 (R 7)
2	年金の仕組みや手続に関する啓発活動 (ホームページや広報紙への掲載)	12回/年 (R 2)	12回/年 (R 4～R 7)
3	生活保護健康診査の受診率向上	19.6% (R 2)	22.6% (R 7)

⁶³ 就労による自立：就労による経済的自立を図ること

⁶⁴ 日常生活自立：自分で健康、生活管理を行い、自立した日常生活を送ること

⁶⁵ 社会生活自立：社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること

3

ひと 人間力あふれるひとを育む ～教育・国際化・協働 分野

3.8 学力・愛郷心の向上と社会を生き抜く力の育成

- 3.8.1 学校教育の充実
- 3.8.2 高等教育機関の支援
- 3.8.3 歴史と地域文化資源の継承
- 3.8.4 図書に親しむ環境の充実
- 3.8.5 生涯学習・社会教育の充実

3.9 グローバル化への対応と国際交流の推進

- 3.9.1 多文化共生社会への対応と国際交流の推進

3.10 生涯を通じて楽しむスポーツ・文化活動の推進

- 3.10.1 国スポへの対応とスポーツによる地域活性化
- 3.10.2 文化芸術の振興

3.11 協働と相互理解の推進

- 3.11.1 協働によるまちづくりの推進
- 3.11.2 男女共同参画社会の推進
- 3.11.3 人権の尊重

3.8.1 学校教育の充実

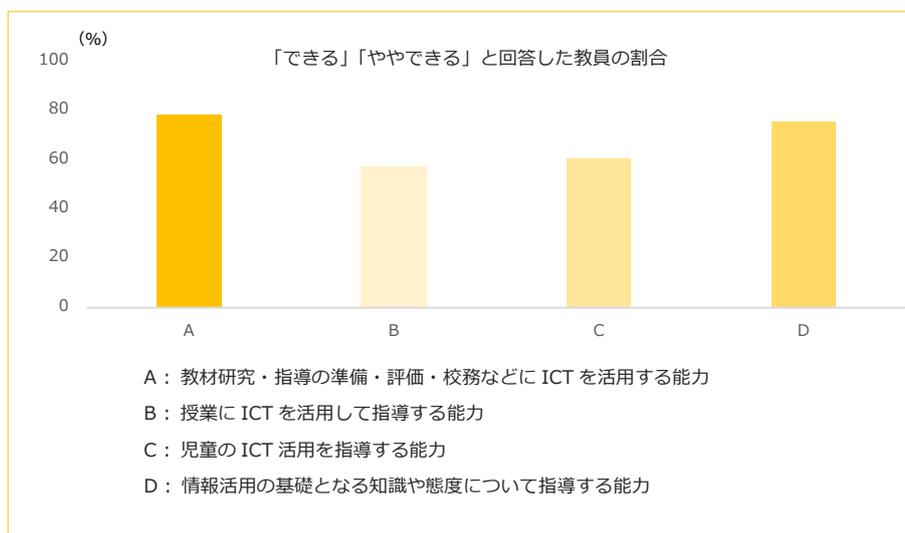
施策の方針

- ◆デジタル技術の効果的な利活用及び学習環境の整備・充実に取り組むとともに、家庭及び地域と連携して学力を伸ばします。
- ◆次世代を担う子どもたちのすぐれた知性を育み、社会を生き抜く力を育成します。
- ◆ふるさとを誇りに思い、世界に羽ばたく子どもを育む教育を推進します。
- ◆地域総ぐるみによる教育を推進します。

現状と課題

- ◆学校教育の充実及び学力向上のため、デジタル技術の効果的な利活用及び学習環境の整備・充実が必要です。
- ◆変化の激しい予測困難な社会を生きる現代の子どもたちには、未来を生きる力を身に付けることが求められます。そのためには、児童生徒のすぐれた知性や豊かな人間性を育むことが必要です。
- ◆多様化する教育課題に対応するため、教職員の更なる資質向上による教育内容の充実と各学校での主体的な取組や地域社会全体での取組を進めていく必要があります。
- ◆知育、徳育⁶⁶、体育の基盤となる「食育」の重要性が求められています。生涯を通じて健康な食生活を送るために、学校・家庭・地域と連携して「食」についての意識を見直すことが必要です。
- ◆児童生徒の心と体の健康を支えるため、保健衛生に配慮するとともに、安全性に十分配慮する必要があります。
- ◆小学校教育を支える就学前の教育は、家庭の環境に大きく影響されることから、家庭や地域との連携を密にしながら、安心して育てられる環境の充実を図る必要があります。

図表 3.8.1 教員の ICT 活用指導力の状況（令和 2 年度）



出典：都城市教育委員会学校教育課

⁶⁶ 徳育：子どもに物事に対する人間の在るべき態度を身につけさせ、理想を自覚させる教育



施策の方向性

方向性1 デジタル技術等の推進により教育内容を充実し、すぐれた知性を育みます

- ◆学校支援訪問を実施し、子どもたちにとって分かりやすい授業内容になるよう改善に取り組みます。
- ◆小中一貫の9年間の系統的・継続的な指導計画による授業等の工夫改善を図り、児童生徒一人ひとりに確かな学力を育成します。
- ◆デジタル技術を活用し、これまで蓄積された授業のノウハウの利点や教育クラウドの良さを活かした授業を行い、「主体的・対話的で深い学び」の実現につなげていきます。
- ◆国際理解、情報、環境、福祉・健康等の時代の流れに対応できる力を培う教育を推進し、社会を生き抜く力を育みます。
- ◆特別支援教育の視点に立って子どもたちの教育的ニーズを把握し、その支援体制の充実や関係機関との連携に努めます。
- ◆子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校、小学校と中学校との連携の推進を図ります。
- ◆計画的に学校施設を整備するとともに、非構造部材⁶⁷の耐震対策やバリアフリー⁶⁸を進めます。

方向性2 豊かな心とたくましいからだを育む教育を推進します

- ◆図書館サポーターを配置し、読書を通して豊かな感性を育む教育を推進します。
- ◆子どもたちに命を大切にすることを育み、豊かな人間性を育むために、心の教育を推進します。
- ◆いじめ、不登校や非行等個々の児童生徒に対応した相談業務の充実に努めます。
- ◆発達の段階に応じた体力づくりを推進します。

方向性3 食育を推進し、安全・安心な学校給食の安定供給に努めます

- ◆栄養教諭及び学校栄養職員を積極的に活用した食育を推進します。
- ◆衛生管理に努め、安全・安心な学校給食の安定供給に努めるとともに、学校給食センターの施設見学等を通して、学校給食に対する理解と関心を深めます。

方向性4 地域とともにある学校づくりを推進します

- ◆学校が、家庭、地域と目標やビジョンを共有し、一体となって子どもたちを育てていくために、学校運営協議会制度の推進を図ります。
- ◆生涯学習の基盤及び地域の防災拠点として学校開放を進めます。

方向性	重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	教師の ICT 活用指導力の状況 「できる」「ややできる」と回答した教員の割合 A: 教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用する能力 B: 授業に ICT を活用して指導する能力 C: 児童の ICT 活用を指導する能力 D: 情報活用の基礎となる知識や態度について指導する能力	A: 78.5% B: 57.1% C: 60.6% D: 75.5% (R2)	A: 95.0% B: 85.0% C: 85.0% D: 85.0% (R7)
2	1人当たりの年間図書館貸出冊数 (小学校・中学校)	82冊・17冊 (R2)	83冊・25冊 (R7)
3	栄養教諭・栄養職員を活用した食育に関する取組を行った学校数	12校/年 (R2)	33校/年 (R7)
4	学校運営協議会を通して、学校の支援がなされている学校数の割合	100% (R2)	100% (R7)

⁶⁷ 非構造部材：建築物を構成する部材のうち、天井材・窓ガラス・照明器具・空調設備等、建物のデザインや居住性の向上等を目的に取り付けられるもの

⁶⁸ バリアフリー：高齢者や障がい者が社会生活するうえで妨げとなっているものを取り除いて、住みやすい生活環境を実現することで、建築上の障壁のほか、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去のこと

3.8.2 高等教育機関の支援

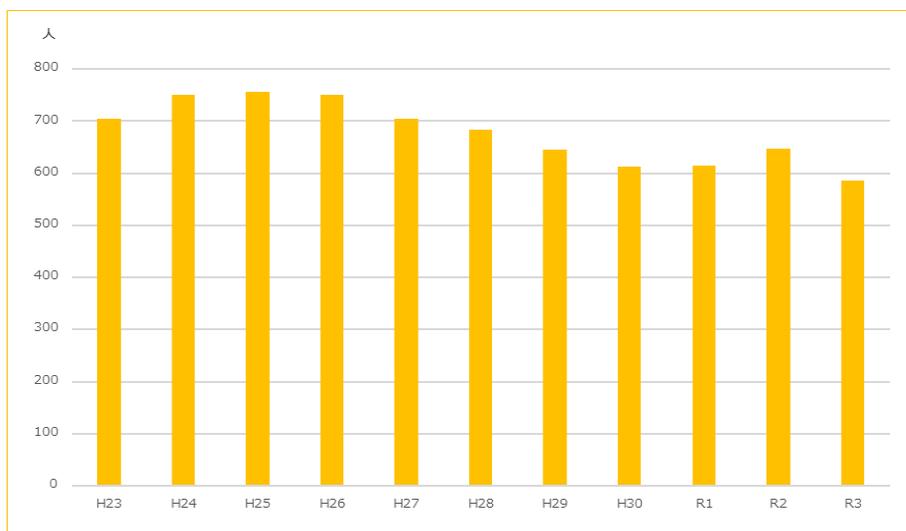
施策の方針

- ◆高等教育機関を、地域に密着した「知」の拠点として永続的に発展できるよう支援します。
- ◆産学官連携の強化による地元産業界との共同研究の促進及び学生の地元就職を支援します。
- ◆高等教育機関の安定的な学生確保を支援します。

現状と課題

- ◆都城市内及び三股町の高等教育機関は、令和3年4月現在で10校⁶⁹あり、福祉、園芸、工学、看護分野が充実しています。特に学校法人南九州学園 南九州大学と独立行政法人国立高等専門学校機構 都城工業高等専門学校は、優れた研究機能を有しています。
- ◆学校法人南九州学園 南九州大学都城キャンパスは、求心力のある都市となるために必要であり、「地域密着型の大学」として成長発展し、高等教育機関の知見・研究成果を地域へ還元することが必要です。
- ◆独立行政法人国立高等専門学校機構 都城工業高等専門学校は、研究推進や産学官連携活動を通して、知的資源を積極的に社会に還元し、次世代の人材育成と持続可能な地域社会の構築に必要です。
- ◆高等教育機関が持つ知見・研究成果を活用した共同研究等を進めるため、産学官連携を推進する必要があります。
- ◆圏域の様々な産業に求められる人材を育成し、地元企業への就職を促進するために、安定的に学生を確保することが必要です。

図表 3.8.2 都城市内及び三股町の高等教育機関入学者数の推移



出典：都城市総合政策部総合政策課

⁶⁹ 10校：学校法人南九州学園南九州大学、独立行政法人国立高等専門学校機構都城工業高等専門学校、都城コアカレッジ、都城デンタルコアカレッジ、都城リハビリテーション学院、国立病院機構都城医療センター附属看護学校、藤元メディカルシステム附属医療専門学校、都城調理師高等専修学校、都城看護専門学校、豊心福祉学園

施策の方向性

方向性 1 高等教育機関を地域に密着した「知」の拠点として支援します

- ◆ 高等教育機関と市が、幅広い分野で連携協力できるよう、連携体制を構築し、相互の資源及び機能を活かし、本市の政策課題の解決や地域社会の発展につながる事業の推進を図ります。
- ◆ 高等教育機関の知見等を地域に還元するため、市民が参加できる各種イベント等を支援し、認知度の向上を図ります。
- ◆ 高等教育機関が主催するイベント等について、広報紙等を活用して積極的に情報発信します。
- ◆ 高等教育機関の新規学卒者の就職支援のため、就職支援に必要な協力及び連携を図ります。

方向性 2 高等教育機関の安定的な学生確保を図ります

- ◆ 広報紙等を活用し、高等教育機関のオープンキャンパスや入試情報等の周知を図ります。
- ◆ 高度な教養と専門技術を学ぶ教育機関を支援し、多様な教育の場を確保します。

方向性	重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
1	高等教育機関との連携事業数	36 事業/年 (R 元)	40 事業/年 (R7)
2	都城市の高等教育機関の入学者数	585 人/年 (R3.4)	650 人/年 (R7.4)

3.8.3 歴史と地域文化資源の継承

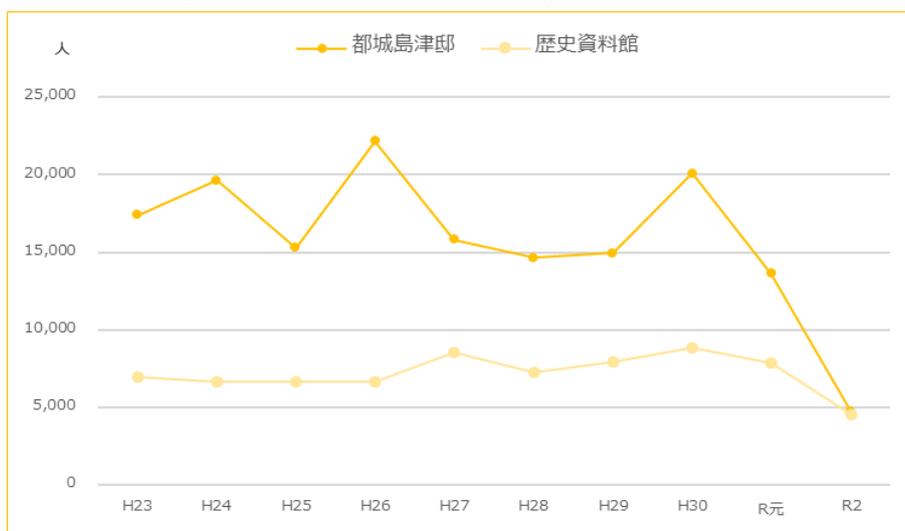
施策の方針

- ◆有形・無形の文化財や埋蔵文化財等の歴史遺産の収集・保存・整備に努め、文化財を活用した地域づくりを推進します。
- ◆都城島津邸等の歴史資源を活用して、郷土の歴史学習及び市民交流を推進します。
- ◆民俗芸能の保存・伝承や担い手の育成支援を図り、ふるさとの正しい認識を深め、愛郷心を育みます。

現状と課題

- ◆本市には、先人たちが培ってきた数多くの有形・無形の文化財や地下に包蔵された埋蔵文化財があります。
- ◆学校教育現場との連携強化、文化財保護に対する理解と関心を深める方策の充実、ホームページやパンフレット、キャプション⁷⁰等の多言語化、文化財の積極的な公開、文化財所有者の負担軽減等が課題です。
- ◆インターネットの普及が進んでいる中、ホームページや SNS 等を通じた文化財等の公開、広報等が有効になってきています。また、感染症等による外出自粛・休館が求められる際の文化財等の公開にもインターネットは有用です。
- ◆未指定文化財の保護、出土品等の適正な保存、文化財に関する専門的な知識・技術を有する人材を継続的に確保する仕組みづくり等が必要です。
- ◆民俗芸能は、古くから地域の人々の暮らしと一体となって保存・伝承されてきました。特に、小中学校における伝承研究会の活動を通して大切に継承されています。
- ◆本市には、六月灯をはじめ、数多くの伝統行事等が受け継がれています。これらを後世に伝えるとともに、地域コミュニティの場として活用し、愛郷心の醸成を図る必要があります。
- ◆次代を担う子どもたちが、地域の歴史や文化に対する理解を深めると同時に、経験豊かな高齢者等と一緒に地域活動に参加することで、地域コミュニティの活性化に繋がっています。
- ◆民俗芸能の発表機会の減少や指導者・後継者不足とともに、衣装や道具を製作する担い手が減少しています。

図表 3.8.3 都城島津伝承館、歴史資料館の入館者数の推移



出典：都城市教育委員会文化財課・都城島津邸

⁷⁰キャプション：図版や写真に添えられた説明文

施策の方向性

方向性1 郷土の歴史を伝え、愛郷心を高めます

- ◆発掘した出土品を活用した企画展や体験学習会等を実施し、「都城の歴史と人物⁷¹」や「絵本 都城の歴史⁷²」等の郷土の歴史に関する書籍を活用することで、小中学生を始め市民に歴史資源や埋蔵文化財の周知・理解を深め、郷土愛を高めます。
- ◆都城島津家の居城で市名の由来地である都城歴史資料館周辺や平安時代前期の有力者屋敷跡である国指定史跡大島畠田遺跡を都城の歴史を体感できる場として活用を図ります。
- ◆都城島津家史料をはじめとする歴史資源のネットワーク化を推進するとともに、それらを活用したイベント及び歴史講座等の歴史教育研修を実施します。
- ◆都城島津邸をより魅力的な施設とするため、歴史観光ガイドを核とした市民との協働による博物館活動の推進を図ります。

方向性2 文化遺産の保存と活用に努めます

- ◆市全域にわたる文化財の基礎調査を実施し、その把握と顕彰に努めます。
- ◆貴重な文化遺産を適切に保存管理し、それらを地域づくりに活用するとともに、市内外への情報発信に努めます。
- ◆都城島津家史料と関連史料及び都城島津家住宅を計画的に修復し、適正な保存と継承に努めます。
- ◆目録作成を終えた都城島津家史料とその関係史料の更なる研究を進めつつ、収蔵史料展や企画展・特別展を開催することにより、史料の公開を行っていきます。
- ◆文化財等のデジタル化を推進し、文化財等そのものの保存を図るとともに、ホームページやSNS等を活用したインターネット上での公開を行っていきます。

方向性3 伝統文化の保存・伝承を支援します

- ◆各地域の民俗芸能を把握・整理し、その記録保存に努め、歴史教育に活用する等後世に伝えます。
- ◆小中学校での民俗芸能伝承活動の支援を行うとともに、民俗芸能をはじめとする伝統文化を継承している個人や団体の育成支援を図ります。
- ◆市民が伝統文化に触れる機会や情報の提供等を通じ、保存・継承の意識づくりを進めます。

方向性4 伝統文化を活用した交流を進めます

- ◆伝統文化に関する市民の理解を深めるとともに、地域コミュニティを活性化するため、民俗芸能の発表機会を充実させる等、伝統文化を活用した地域や世代間の交流を進めます。

方向性	重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	都城島津伝承館、歴史資料館の入館者数 (累計)	21,508 人/年 (R 元)	89,600 人 (R4~R7)
2	文化財指定及び登録件数 (累計)	123 件 (R2)	128 件 (R7)
3	小中学校民俗芸能伝承活動事業実施学校数	20 校/年 (R2)	20 校/年 (R7)
4	都城民俗芸能祭の来場者数	432 人/年 (R 元)	550 人/年 (R7)

⁷¹ 「都城の歴史と人物」：本市の伝統・文化、先人の業績を網羅した郷土歴史読本

⁷² 「絵本 都城の歴史」：都城盆地誕生からアジア・太平洋戦争、現代までの各時代の出来事と特色をわかりやすい文章とイラストで紹介した絵本

3.8.4 図書に親しむ環境の充実

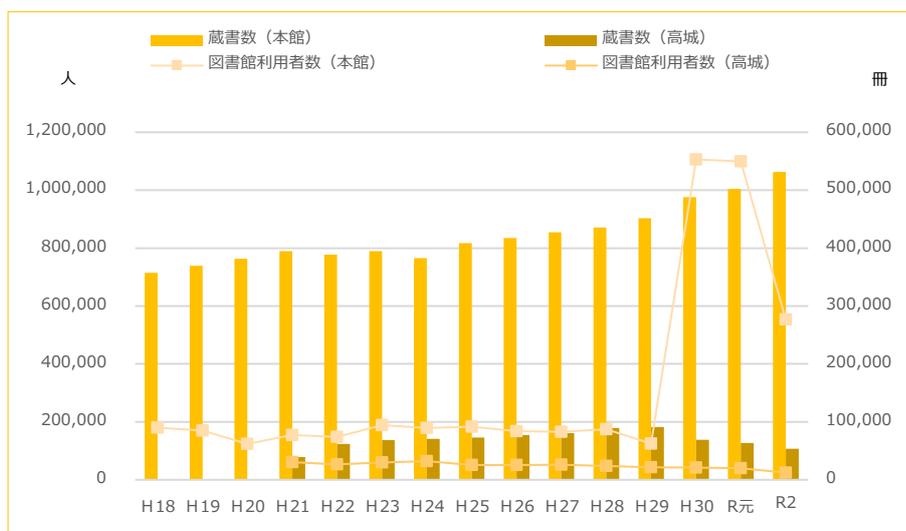
施策の方針

- ◆読書活動の推進はもとより、生涯学習・社会教育の拠点、さらには情報発信・まちづくりの拠点としても多様なニーズに対応できる図書館機能の整備・充実を図ります。
- ◆「誰もが気軽に楽しめる図書館」、「市民の知的活動を支える図書館」、「市民の交流を育み、豊かな文化を創造する図書館」として、より一層の図書資料の充実を図ります。
- ◆「だれでも、いつでも、どこでも」図書館サービスを受けられるように、市全域にわたるサービスを展開します。

現状と課題

- ◆図書館は、市民に情報、知識、教養等を提供する社会教育及び生涯学習の拠点施設として大きな役割を担っています。
- ◆平成 30 年 4 月に都城市中町に移転した市立図書館は、空間デザインや各種機能、居心地の良さ等から多くの利用者が訪れる施設となり、令和 3 年 8 月には来館者数 300 万人を突破しました。
- ◆移転に伴って多くの方に利用してもらうようになり、利用者が求めるニーズも多岐に亘っていることから、利用者ニーズを充足する資料の購入が求められています。

図表 3.8.4 都城市図書館の蔵書数及び年間利用者数の推移



出典：都城市教育委員会図書館

施策の方向性

方向性1 図書館に備えるべき機能・サービスの整備・充実を図ります

- ◆利用しやすい図書館として、開館時間（午前9時～午後9時）と開館日数（基本的に無休）を維持します。
- ◆図書館の2階にあるファッションラボでのティーンズ向けのワークショップや、館内のギャラリー等で地域資源を生かした展示を行い、図書館が多くの人たちの居場所となり、自発的な学びを続けられるよう、市民、地域と共に活動を積極的に展開していきます。
- ◆宮日データベースや日経テレコン等のデータベースを導入し、図書館サービスのデジタル化に取り組みます。
- ◆館内に設置されている「大事なもののメモリー」を活用し、利用者が「読んだ本のリスト」や「気になる本のリスト」等を記録する「デジタル読書通帳」機能を積極的に活用し、市民の読書活動の支援に取り組みます。
- ◆時代の要請に応えるため、レファレンス機能⁷³の充実はもとより、生涯学習・社会教育及び情報発信・交流の場の提供等まちづくりの拠点機能を備えた図書館づくりを進めます。
- ◆読み聞かせ活動の支援や読書感想文コンクールの開催を通じて、文化・読書活動を推進します。

方向性2 図書資料の充実を図ります

- ◆図書館1階に設置されたショーケースを活用し、図書館で購入する前の図書を利用者が実際に手に取って、購入してほしい図書を選ぶ等、利用者が図書資料の選定に関わることができる取組を行います。
- ◆利用者から多く寄せられる図書購入のリクエストのあった図書は積極的に購入し、利用者が図書館に求める多様化するニーズに応え、図書資料の充実を図ります。
- ◆視聴覚教育を支援するため、視聴覚資料及び教材等の充実に努めます。

方向性3 市全域にわたる図書サービスの展開を図ります

- ◆「だれでも、いつでも、どこでも」図書館サービスを受けられるように、県立図書館等との連携はもとより、分館（高城図書館）の利用向上や、山之口・山田・高崎の各地区図書室の支援、移動図書館車・ひばり文庫⁷⁴・団体貸出等の活用、学校図書室との連携により、各図書館との連携や市全域にわたるサービスを展開します。

方向性	重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
1	図書館（本館＋高城分館）貸出冊数	550,322 冊/年 (R 元)	577,800 冊/年 (R7)
2	利用者からのリクエストのあった図書の購入冊数	776 冊/年 (R 元)	840 冊/年 (R7)
3	移動図書館車の個人貸出冊数	62,277 冊/年 (R 元)	65,300 冊/年 (R7)

⁷³ **レファレンス機能**：資料・情報を求める利用者への文献紹介・情報提供等を行う支援業務

⁷⁴ **ひばり文庫**：図書館を直接利用することが困難な地域住民のために、個人宅・児童館等に図書館の本を設置し、貸出し等を行っているもので「ひばり文庫」の名称は、昭和45年の開設の際に市民より公募した

3.8.5 生涯学習・社会教育の充実

施策の方針

- ◆生涯学習に対するニーズの多様化に対応するため、公立公民館等の機能の充実を図るとともに、人材の育成・発掘に努め、学んだ成果が、地域づくりに活かせる仕組みを構築します。
- ◆社会教育関係団体の振興を図り、地域の活性化や人的ネットワークの形成を促進します。

現状と課題

- ◆生きがいづくりや自己学習のために、生涯学習の果たす役割はますます重要となっています。学習機会の提供や指導者と学習者をつなぐネットワークの確立を進める必要があります。
- ◆公立公民館等の社会教育施設は、学習・交流活動・情報の拠点としての役割が期待され、その整備・機能の充実が求められます。
- ◆地域課題の解決に社会教育への期待が高まる一方、社会教育関係団体は組織力の低下が続いており、今後、団体組織のあり方、活性化を図っていく必要があります。
- ◆放課後子ども教室の開設には、地域の方々の協力が必要であるため、地域との連携及び運営にあたるスタッフの確保、後継者育成を図る必要があります。
- ◆子どもを取り巻く様々な教育課題は多様化、複雑化しています。今後は、地域総ぐるみで子どもが健やかに育つ環境づくりを進める必要があります。

図表 3.8.5 放課後子ども教室開設数、登録数の推移



出典：都城市教育委員会生涯学習課

施策の方向性

方向性1 生涯学習の機会を充実させます

- ◆市民の自己実現を図るために、学習機会の拡充や生涯学習指導者の育成と人材ネットワークの充実、さらに、学習成果を地域に還元する仕組みづくりに努めます。
- ◆多種多様化した市民の生涯学習活動の機会づくりのため、社会教育施設の機能の充実を図ります。

方向性2 社会教育の充実を図ります

- ◆社会教育関係団体等の活性化やリーダー養成を図り、情報交換や研修の機会を拡充し、地域課題に取り組む活動への支援の充実に努めます。
- ◆公立公民館の施設保守及び整備を計画的に実施し、地域交流拠点としての機能の充実に努めます。
- ◆まちづくりにおける社会教育の課題と役割を明らかにし、学習支援のあり方の研究、公立公民館の機能の充実に努めます。
- ◆地域ぐるみで青少年を守り育てるシステムづくりを支援するとともに、子どもの安全を確保し健全な育成を図るため、放課後や週末の活動を支援します。
- ◆家庭教育が全ての教育の出発点であるという認識を高めるために、「家庭の日⁷⁵」の啓発と推進に努め、家庭教育学級や子育て支援の更なる充実を図ります。

方向性3 「都城教育の日」の普及啓発を図ります

- ◆一人ひとりが学びについて考えて、理解と関心を深める原点の日として平成28年に定めた「都城教育の日」(2月18日)の普及啓発、情報提供等をとおして、教育に対する市民意識の醸成を図ります。

方向性	重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	生涯学習講座延べ学習者数	20,945 人/年 (R元)	22,000 人/年 (R7)
2	放課後子ども教室開設数	9 教室/年 (R2)	10 教室/年 (R7)
3	「都城教育の日」の認知度	9 % (R元)	50 % (R7)

⁷⁵ 家庭の日：宮崎県民が青少年の健全な育成に監視家庭の役割についての理解を深めるため、毎月第3日曜日を家庭の日として宮崎県が定めた日

3.9.1 多文化共生社会への対応と国際交流の推進

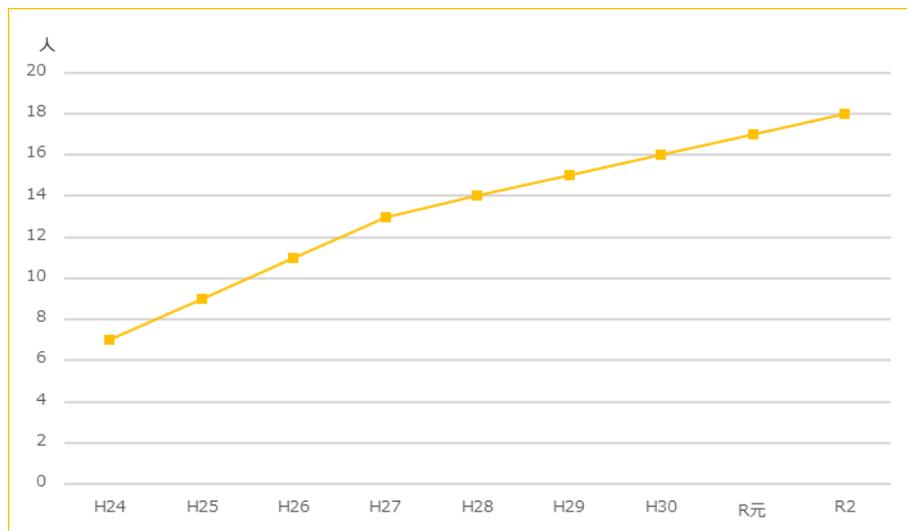
施策の方針

- ◆語学教育や国際交流を積極的に進め、世界に羽ばたくグローバルな人や新たな価値を創造する人を育む教育を推進します。
- ◆友好交流都市を中心とする諸外国との交流等を通して、国際社会に適応できる人材の育成や、市民の国際社会の一員としての理解の深化に努めます。
- ◆都城国際交流協会をはじめ、各種団体、近隣市町や国・県等と連携を図ります。
- ◆国籍や民族の違いにかかわらず、誰もがいきいきと暮らし、その能力を発揮できるような環境づくりや情報発信に取り組みます。

現状と課題

- ◆国際化が急速に進展している社会を生き抜く力を身に付けることが求められています。そのため、自国の文化とともに異文化を理解し、グローバルな視点を持った児童生徒の育成が必要です。
- ◆本市に在住する外国人市民は、言葉の壁や文化・習慣の違いから行政サービス等を日本人の市民同様に得ることが困難な状況があります。
- ◆グローバル化の動きは活発になり、本市においても、国境を越えた人・物・情報の動きがあります。食料・環境・資源・エネルギー等の諸問題は、諸外国との関係を見無視しては解決できない状況であり、市民一人ひとりが「国際社会の一員である」ことを自覚し、行動することが必要です。
- ◆国籍や民族の違いにかかわらず、誰もが対等な関係を築こうとしながら共に生きていく多文化共生社会⁷⁶の創造を目指した環境整備が必要となっています。

図表 3.9.1 都城市の外国語指導助手（ALT）配置人員数の推移



出典：都城市教育委員会学校教育課

⁷⁶ **多文化共生社会**：国籍、民族等が異なる人々が、お互いの文化的な背景の違いを認めながら人権を尊重し合い、地域社会の同じ構成員としてともに生きていくことができる社会のこと

施策の方向性

方向性1 国際感覚を持った人を育みます

- ◆ALT(外国語指導助手)を通して、語学力の向上及び豊かな国際感覚を身に付ける機会を提供します。
- ◆英語圏の国との交流を通して、グローバルな視野を持つ子どもの育成を行うとともに、本市の国際化を推進します。

方向性2 国際交流を推進します

- ◆中国重慶市江津区及びモンゴル国ウランバートル市との友好交流都市提携を今後も継続し、行政間の交流を図るとともに、市民訪問団の派遣や受入等を行い、友好親善を深めます。
- ◆国際交流員による学校訪問や講演、市内在住の外国人市民による国際理解講座や国際交流イベントにより、外国人や外国文化と直接ふれあう機会を設け、市民の国際理解を促します。
- ◆国際交流・多文化共生に関する相談窓口となる国際交流センターを設置し、交流促進を図ります。

方向性3 国際協力を推進します

- ◆都城国際交流協会と連携を図り、国際協力に関する各種情報を収集し、市民等へ提供することにより、市民の国際協力に対する意識を醸成し、国際協力活動を行いやすい環境づくりに取り組みます。

方向性4 多文化共生社会づくりを推進します

- ◆外国語版生活ガイドやホームページを利用し、外国人市民に対する各種情報を提供します。
- ◆外国人市民の日本語学習を支援します。
- ◆災害発生時や緊急時に、外国人市民自身が身の安全を守れるよう、防災教育を充実させます。
- ◆日本人市民と外国人市民の交流の機会を増やし、相互理解を促進します。
- ◆外国人市民のまちづくりへの参画を促します。
- ◆公共施設等の外国語表記を促進します。

方向性	重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	外国語指導助手 (ALT) 配置人員数	18 人 (R2)	27 人 (R6※)
2	国際交流員による国際理解講座の参加者数	5,950 人/年 (R2)	6,110 人/年 (R7)
3	市民向け国際交流イベントにおける国際協力コーナーへの参加者数	360 人/年 (R2)	450 人/年 (R7)
4	在住外国人支援講座等の参加者人数	800 人/年 (R2)	860 人/年 (R7)

※令和6年には全小学校5・6年の英語の授業等に派遣することを目標としているため

3.10.1 国スポへの対応とスポーツによる地域活性化

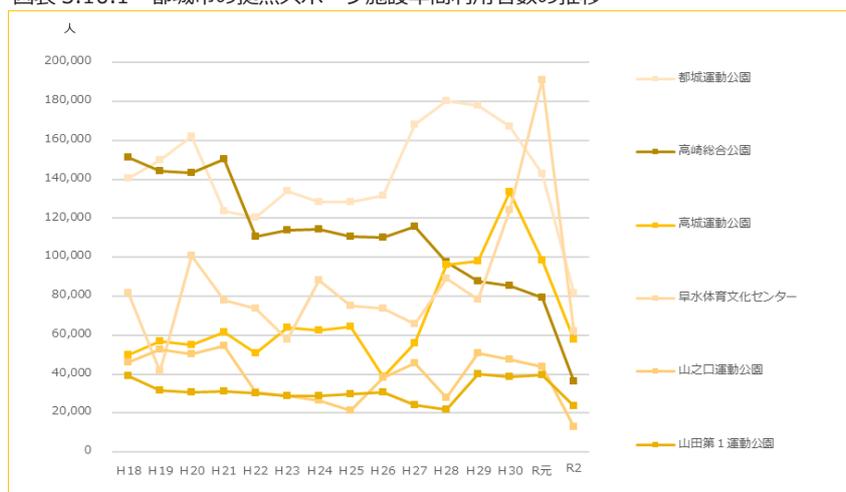
施策の方針

- ◆国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会宮崎大会の開催に向けて、宮崎県と連携した新陸上競技場の整備や都城運動公園テニスコートの整備を推進します。
- ◆スポーツ施設を計画的に整備し、市民等の利便性向上と機能充実を図ります。
- ◆本市が持つスポーツ施設の魅力・資源を最大限に活用するための組織を設立し、スポーツ振興と地域及び経済の活性化に取り組みます。
- ◆都城市スポーツ協会、各競技団体、大学等と連携し、指導者やトップアスリートの育成等、競技スポーツの強化を図ります。
- ◆市民の誰もが生涯を通じてスポーツに親しみ、健康や体力の増進を図ることができるよう生涯スポーツを振興します。

現状と課題

- ◆令和9年開催の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会宮崎大会に向けて、宮崎県と連携した新宮崎県陸上競技場や都城運動公園テニスコートの整備を進めています。
- ◆都城運動公園をはじめとする拠点型スポーツ施設は、市民の利用はもとより、全国規模の大会やプロスポーツキャンプ等にも活用できるよう計画的に整備を進める必要があります。
- ◆地区体育館や市民広場等の地区スポーツ施設は、老朽化が進んでいるため、施設の利用状況や利便性を考慮し、計画的に整備を進める必要があります。
- ◆本市が持つスポーツ施設の魅力・資源を最大限に活用し、地域及び経済の活性化を図るためには、競技大会等のスポーツイベントの開催、キャンプ・合宿等の誘致が必要です。
- ◆スポーツ合宿やスポーツイベントの積極的な誘致には、スポーツ関連団体、ホテル関係者及び飲食業団体等との連携も必要不可欠です。
- ◆競技スポーツについては、競技力の向上や底辺拡大に取り組む必要があります。そのためには、競技能力の高い選手の育成が重要です。
- ◆生涯スポーツを推進していく上で重要な役割が期待されている「総合型地域スポーツクラブ⁷⁷」は、令和3年度時点で3箇所⁷⁸設立されており、地域に根ざしたスポーツの振興を図っています。
- ◆市民の誰もがそれぞれの体力や年齢等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツの環境づくりは重要です。

図表 3.10.1 都城市の拠点スポーツ施設年間利用者数の推移



出典：都城市教育委員会スポーツ振興課

⁷⁷ 総合型地域スポーツクラブ：地域住民の日常的なスポーツ活動の活性化を目的としたスポーツクラブで、単一のスポーツ種目だけではなく複数の種目があり、誰もがそれぞれのレベルに応じて定期的・継続的な活動を行なうことができる

⁷⁸ 3箇所：NPO法人都城ぼんちスポーツクラブ、NPO法人都城スポーツクラブシエロ、一般社団法人とみさか

施策の方向性

方向性1 スポーツ環境を整備します

- ◆国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会宮崎大会の開催に向けて、宮崎県と連携した新陸上競技場や都城運動公園テニスコートを整備します。
- ◆競技種目ごとの特性を活かし、都城運動公園をはじめとする拠点型スポーツ施設は、市民の利用はもとより、プロスポーツキャンプ等にも活用できるよう計画的に整備します。
- ◆老朽化する地区スポーツ施設の耐震化及び改修を年次的に進め、維持と活用を図ります。

方向性2 スポーツ合宿・スポーツイベント等の誘致を推進します

- ◆スポーツキャンプ・合宿の誘致、スポーツイベントの開催等のアウトター戦略を推進するために国が設立を推奨している「スポーツコミッション⁷⁹」を設立します。
- ◆スポーツコミッションを通してスポーツ施設、宿泊施設、旅行代理店等と連携し、プロ・アマチュアスポーツチームのスポーツ合宿や大会等の積極的な誘致を強力に推進します。
- ◆スポーツ行政と観光行政に関する事務を一体的に取り組む組織へと再編を行い、スポーツコミッションと両輪でスポーツによる地域振興を推進します。

方向性3 競技スポーツの強化を図ります

- ◆各競技団体との連携はもとより、大学、学校体育及び民間のスポーツクラブと連携し、少年期からの一貫指導によるトップアスリートの育成を図ります。
- ◆都城市スポーツ協会や大学との連携を強化し、競技団体の組織体制や指導力の強化に取り組みます。
- ◆国内外のプロ・アマチュアのスポーツチーム等、競技能力の高い選手を身近に感じられる環境づくりを進めます。

方向性4 生涯スポーツの振興を図ります

- ◆ニュースポーツの普及や 1130 県民運動⁸⁰に取り組み、市民の誰もが身近な場所で継続的に様々なスポーツに親しむことができるよう、魅力ある地域スポーツ教室をさらに充実させます。
- ◆多世代・多種目・自主運営を基本とした総合型地域スポーツクラブの育成を図ります。
- ◆スポーツ推進委員の確保と育成を図り、「市民ひとり1スポーツ」を推進し、各種スポーツの導入と普及に努め、地区体育協会主体の地域スポーツ大会や種目別スポーツ大会を充実させます。
- ◆指導者・保護者・学校・地域の連携をさらに深めて、生涯スポーツの基礎をつくる活動にふさわしいスポーツ少年団の運営を推進します。
- ◆幼児を対象とした多様な動きを身に付けるため、親子スポーツ教室を開催する等、競技スポーツの基礎づくりに取り組みます。

方向性	重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	拠点スポーツ施設の利用者数	597,868 人/年 (R 元)	600,000 人/年 (R 7)
2	スポーツ合宿の誘致件数	123 団体/年 (R 元)	190 団体/年 (R 7)
3	都城市スポーツ賞の優秀賞受賞件数	31 件/年 (H27~R 元)	48 件/年 (R 7)
4	運動・スポーツを週 1 回以上行っている割合	46.6% (R 元)	55.6% (R 7)

⁷⁹ **スポーツコミッション**：スポーツ大会や合宿を招致したり、育成したりすることにより、交流人口を増やすなど、地域活性化につながる取組を推進する組織

⁸⁰ **1130 県民運動**：県民の誰もが年齢や生活様式、興味、関心、体力の状況に応じて「1週間に、1回以上、30分以上は運動・スポーツをしよう」を合い言葉に取り組む県民運動

3.10.2 文化芸術の振興

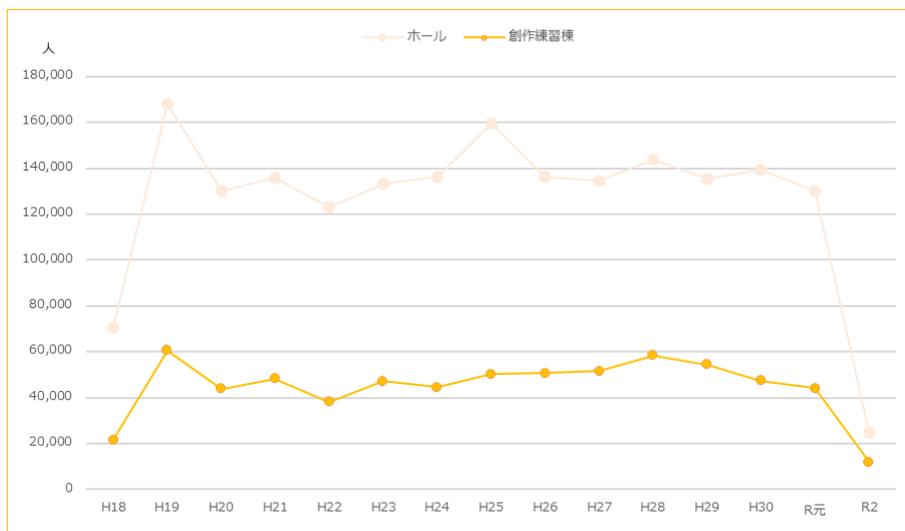
施策の方針

- ◆総合文化ホールを拠点とした多様な文化芸術活動を推進するとともに、文化芸術団体の育成も積極的に行い、個性豊かな文化の創造と潤いのある「文化のまちづくり」を進めます。
- ◆人間性豊かな魅力ある都市として発展できるよう、更なる美術館の機能と活動の充実を図ります。

現状と課題

- ◆優れた文化芸術の鑑賞機会の提供や市民参画による文化芸術を振興するため、総合文化ホールを「文化のまちづくり」の拠点施設として、市民が文化活動を行うための環境の整備や市民のニーズに的確に対応していくことが求められています。
- ◆そのためには、文化芸術団体と行政の役割を明確にしなが、本市の地域性や市民の声を反映した総合的な文化芸術施策を推進する必要があります。
- ◆文化芸術活動を行える施設や自然・歴史・文化資源を活かした、文化合宿・文化イベントの誘致を進める必要があります。
- ◆本市の美術館では、都城圏域にゆかりのある作品を中心に収集及び企画展示を行っています。また、特別展では、普段見ることのない国内外の優れた作品を鑑賞する機会を提供しています。
- ◆利用者のアメニティ⁸¹に配慮するとともに、本市の規模にふさわしい美術館運営を進める必要があります。
- ◆郷土に対する愛着や誇り、豊かな心を育むために子どもを含めた多くの市民に、身近な美術館として積極的に利用促進していく必要があります。

図表 3.10.2 総合文化ホールの年間利用者数の推移



出典：都城市市民生活部コミュニティ文化課

⁸¹ アメニティ：心地よさ、快適さ、また楽しく利用するために必要なものが整備されていること

施策の方向性

方向性1 文化を支える基盤づくりに努めます

- ◆市民のニーズに合った質の高い事業を各文化施設で開催し、市民が身近なところで優れた文化に触れることができる機会の拡充に努めます。
- ◆総合文化ホールの一層の充実と適切な維持管理に努めるとともに、施設の規模や機能に応じた活用と、感染防止対策の徹底等、市民の利便性に配慮した運営に努めます。
- ◆文化行政に対する文化団体等との情報交換の機会を充実させていきます。

方向性2 文化活動への支援と人材の育成に努めます

- ◆企業のメセナ⁸²活動への参画の促進や、広報の強化等、文化活動を支援します。
- ◆芸術家、文化団体、指導者、ボランティア等文化を担う幅広い人材の育成と、その能力を十分に生かす環境づくりを進めます。
- ◆教育や地域活動の中で、郷土の多様な文化や伝統行事、優れた芸術に触れる機会を提供することにより、幼児期から文化に興味・関心を持たせ、感性豊かな青少年を育成する取組を進めます。

方向性3 文化を通じた地域活性化に努めます

- ◆文化施設、団体、芸術家等のネットワークづくりや、文化を通じた地域間、世代間交流の活性化に取り組みます。
- ◆地域資源を核に、文化合宿の誘致や文化イベントの開催等、経済、観光等との連携を強化し、共に発展する環境づくりに取り組みます。
- ◆全ての市民が必要な情報を得られるよう、市民、団体、事業者、国・県・他自治体等と連携し、幅広く、きめ細かな情報を収集し発信します。

方向性4 美術館活動の充実に努めます

- ◆収集・保存と展示・公開に必要な専門的な調査研究を行うとともに、後世に伝え残す優れた作品の収集と保存修復に努めます。
- ◆海外の美術品や国内で評価の高い美術作品の展示を企画した展覧会や、地域の美術による都城独自の企画展を開催します。
- ◆感染防止対策を徹底し、利用者のアメニティに配慮した美術館を目指します。
- ◆収蔵作品をデータベース化し、展示作品以外にも閲覧検索できるよう利便性向上を図ります。

方向性	重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	総合文化ホール（大・中ホール）の利用者数	130,338 人/年 (R 元)	139,000 人/年 (R7)
2	小中学校アウトリーチ事業において文化芸術に対し興味を持った児童生徒数の割合	92% (R2)	95% (R7)
3	都城市総合文化祭の来場者数	1,190 人/年 (R 元)	1,250 人/年 (R7)
4	美術館独自・共同企画の充実（総入館者数）	23,472 人/年 (R 元)	30,000 人/年 (R7)

⁸² メセナ：文化・芸術の援護活動

3.11.1 協働によるまちづくりの推進

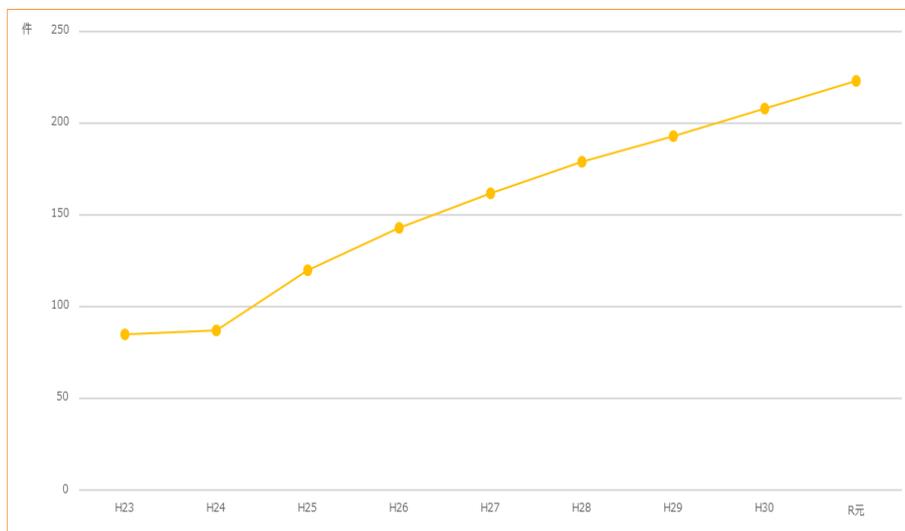
施策の方針

- ◆市民参加・参画、協働についての啓発を進めるとともに、市民公益活動団体⁸³の育成や活動団体間の連携を支援します。
- ◆行政における協働の体制づくり等を進めます。
- ◆地域住民が主役となるまちづくりのために地域への分権を進めます。

現状と課題

- ◆地方分権の進展、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来や価値観の多様化等により、自治体と市民を取り巻く環境は大きく変化し、地域課題は多様化しています。
- ◆厳しい財政状況の中、行政だけで全ての地域課題に対応するには限界があります。
- ◆「住民の力で考え、意思決定し、実践していく」という住民自治の基盤をつくり、コミュニティの自立を確立することが、重要課題となっています。
- ◆環境美化や地域福祉、防犯、防災等様々な地域課題に対しては、自治公民館をはじめとする各種団体が、個別にあるいは連携しながら解決に取り組んできました。
- ◆地域のつながりの希薄化、地域リーダーの負担増、各種団体の衰退化等、地域づくりを行う上で更なる連携強化を図る必要性が出てきています。
- ◆公共サービスの新しい担い手として NPO 法人等の市民公益活動団体が様々な活動を展開し、住民ニーズに応じたサービスの提供を行うようになりました。
- ◆市民が主役のまちづくりを進めるため、市民参画を促し、地域住民や市民公益活動団体と行政が積極的に協働していくことで、公共サービスをより充足させていくことが必要です。

図表 3.11.1 都城市と市民公益活動団体等との協働事業数の推移



出典：都城市市民生活部コミュニティ文化課

⁸³ **市民公益活動団体**：本市では、市民が自発的に主体となって社会貢献活動を行う団体のことを指し、市民公益活動団体は、全て NPO と捉えることができる

施策の方向性

方向性1 市民参加・参画、協働についての啓発を進め、市民公益活動団体の育成や活動、団体間の連携を支援します

- ◆老若男女、年代、性別の偏りがなく公共活動、公益活動への市民参加・参画を促進するために、協働についての啓発を進めます。
- ◆市民公益活動団体の事業力強化に寄与する情報の提供や、支援及び団体同士の交流や連携、協働の推進を図る中間支援体制の充実に広域的な視点で取り組みます。
- ◆ボランティア活動及び市民公益活動への参加を検討している市民や、市民公益活動団体の運営等の各種相談にいつでも応じることができる体制の強化・充実に努めます。

方向性2 協働のための体制づくりに努めます

- ◆研修等により、市職員が協働の条件や本質を理解し、協働のプロセスを管理する知識と技術を身につけることで相談窓口機能の強化を図ります。
- ◆協働のルールやマニュアルを活用し、協働事業を適切に進めているか確認し、協働事業の成果を評価する仕組みを構築します。

方向性3 地域コミュニティへの分権を進めます

- ◆市内15地区に設置された「まちづくり協議会」が地域課題を解決し、地域の将来の夢を実現できるよう運営及び自主自立に向けた支援を行います。また、まちづくり協議会に行政のもつ権限の一部を移譲します。
- ◆自治公民館をはじめとする各種団体と、これまで以上の連携強化を図り、運営支援を行います。

方向性4 地域づくりを支援します

- ◆都城市自治公民館連絡協議会や団体・企業と連携を図りながら、地域づくりを支える自治公民館の活動やその役割の重要性の周知に努め、自治公民館への加入促進に官民協働で取り組みます。

方向性	重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	市内に事務所を有するNPO法人設立数(累計)	66 団体 (R2)	72 団体 (R7)
2	市と市民公益活動団体等との協働事業数	232 事業/年 (R 元)	250 事業/年 (R7)
3	まちづくり協議会の活動支援のための支援職員(再任用職員等)の配置地区数	15 地区 (R2)	15 地区 (R7)
4	自治公民館への新規加入世帯数	597 世帯/年 (R 元)	675 世帯/年 (R7)

3.11.2 男女共同参画社会の推進

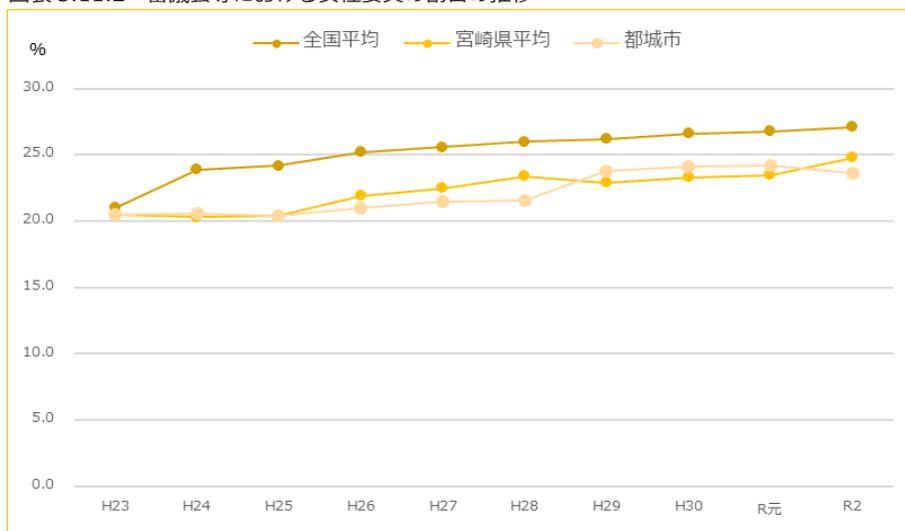
施策の方針

- ◆男女共同参画社会の形成に向けて、各種施策の効果的な実施を図るとともに、市民や事業者等との協働による事業を推進します。

現状と課題

- ◆本市では、男女共同参画社会の実現を目指して広報・啓発や市民団体等の育成支援を実施しており、DV⁸⁴被害者支援グループ等が活躍しています。
- ◆性別による固定的な役割分担等の意識は依然として根強く残っており、女性のみならず男性にとっても、多様な生き方を選択する上での阻害要因となっています。
- ◆男女共同参画センターに設置した女性総合相談を訪れる女性相談者は今なお増加傾向にあり、法的な対応や自立支援が求められるケースが後を絶ちません。
- ◆雇用の分野においても女性の就業率は高いものの、依然として就業機会や待遇面で男女間の格差があり、就業環境の改善は大きな課題です。
- ◆仕事と家庭の両立に向けて働き方を見直し、家庭や地域生活での男女の共同参画を進めていくことが必要です。
- ◆性的少数者の生きづらさの解消のための仕組み作りを行う必要があります。

図表 3.11.2 審議会等における女性委員の割合の推移



出典：都城市女性総合相談年報

⁸⁴ DV (Domestic Violence)：ドメスティック・バイオレンス配偶者や恋人等からの暴力のことで、暴力には身体的暴力ばかりでなく、無視したりののしったりする精神的暴力、金銭的自由を与えない経済的暴力等も含まれる



施策の方向性

方向性 1 男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発等を推進します

- ◆男女共同参画社会づくりに対する市民や事業者等の理解と共感を広げるために、講座やフォーラム等の学習機会を充実するとともに、情報発信を推進します。
- ◆学習機会への男性の積極的な参画を促すとともに、若年層の男女共同参画に対する理解の促進を図ります。

方向性 2 性別等に関係なく多様な分野で活躍できる環境づくりを推進します

- ◆多様な分野における政策・方針決定過程への女性参画を推進します。
- ◆事業者に対し、男女の均等な雇用機会の確保と平等な就業環境づくりを働きかけ、仕事と家庭の両立を支援します。
- ◆防災分野や地域づくりに関わる機関や団体に対し、男女共同参画の視点に立った施策の展開を働きかけます。
- ◆性別等にかかわらず、全ての人が、個人としての尊厳を重んじられるような社会づくりに取り組みます。

方向性 3 女性総合相談を充実します

- ◆配偶者等からの DV 等の人権侵害やひとり親家庭の生活安定等に悩む女性の総合相談の充実を図ります。

方向性 4 男女共同参画センターの機能の充実を図ります

- ◆広報啓発を積極的に行い、関係団体との連携強化に努め、男女共同参画推進体制の充実を図ります。

方向性	重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	市民意識調査で「社会（政治や職場等）において、男女の地位は平等である」で「平等」「どちらかといえば平等」と回答した割合	33.1% (R 元)	40.0% (R7)
2	市の審議会等における女性の割合	25.4% (R2)	40.0% (R7)
3	相談員の研修・講座への派遣件数	9回/年 (R2)	10回/年 (R7)
4	都城市男女共同参画人材バンク ⁸⁵ 登録者数	3名 (R2)	10名 (R7)

⁸⁵ 都城市男女共同参画人材バンク：男女共同参画の視点を持った人材を登録し、市の各種審議会や行政が市民の声を聞く様々な場に、男女共同参画の視点を反映できる人材を配置又は情報提供することを目的としている

3.11.3 人権の尊重

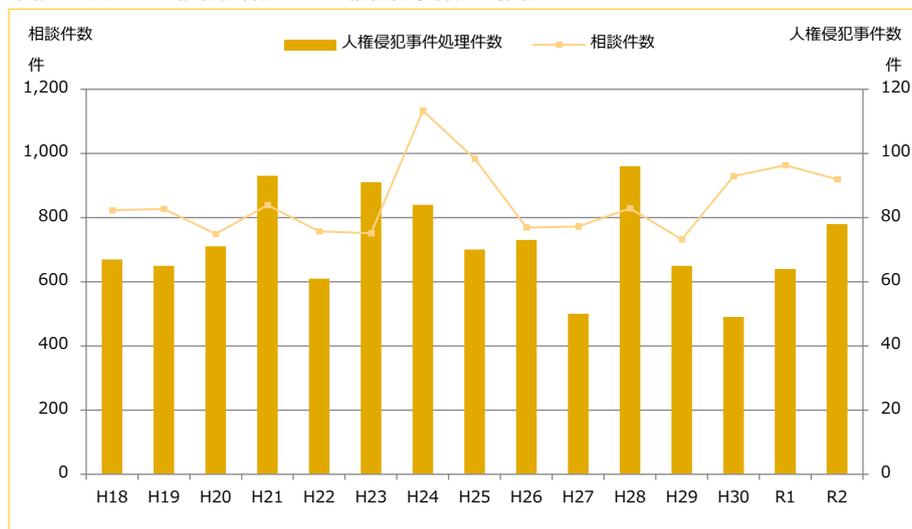
施策の方針

- ◆ 様々な人権問題に対し、市民の理解と認識をより一層深めるための啓発活動や学習の機会づくりに努め、行動に結びつくような人権意識の高揚を図ります。

現状と課題

- ◆ 同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人の人権等、現在も多くの人権問題が存在しています。
- ◆ 急激に社会情勢が変化中、SNS を使った誹謗中傷等新たな人権問題も発生しており、常に人権尊重の正しい理解や実践する態度を取り入れていかなければならない状況といえます。
- ◆ 人権問題についての正しい理解と認識をより一層深めるため、市民一人ひとりの積極的な取組が求められています。

図表 3.11.3 人権相談件数及び人権侵犯事件数の推移



出典：宮崎地方務局都城支局



施策の方向性

方向性1 人権学習を推進します

- ◆学校教育はもとより、高齢者学級、家庭教育学級、企業内研修等においても人権学習を実施することで、人権に対する正しい知識を身に付け、日常生活において人権への配慮ができるような人権意識の向上に努めます。

方向性2 人権啓発活動を推進します

- ◆人権問題についての理解と認識をより一層深める啓発活動を行い、一人ひとりの人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある、明るく住みよい社会づくりの促進に努めます。
- ◆人権啓発強調月間や人権週間に啓発活動を集中的に行い、人権が市民一人ひとりの身近な問題であるとの認識が深まるように努めます。
- ◆国や県、民間団体との連携、協働の強化に努め、人権教育や啓発活動の効果的な推進を図ります。

方向性	重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	人権講座（八口一市役所元気講座）の開催数	14回/年 (R元)	17回/年 (R7)
2	人権啓発講演会参加者数	3回/年 661人/年 (R元)	3回/年 850人/年 (R7)

4 ま ち 圏域の中心としての魅力を築く ～都市機能・環境 分野

4.12 人口減少社会に対応した都市機能の維持・充実

- 4.12.1 中心市街地の活性化とまちなか居住の推進
- 4.12.2 居心地いいまちの維持・形成
- 4.12.3 良好な住環境の維持
- 4.12.4 上下水道の整備
- 4.12.5 交通体系の確保
- 4.12.6 中山間地域等の維持・活性化

4.13 都城の魅力の構築・発信

- 4.13.1 戦略的な市の PR の推進
- 4.13.2 観光誘客の促進

4.14 豊かな自然環境の保全と共生のまちづくり

- 4.14.1 自然環境の保全
- 4.14.2 循環型社会の構築
- 4.14.3 脱炭素を目指した社会づくり

4.15 広域連携の推進

- 4.15.1 広域連携の推進

4.12.1 中心市街地の活性化とまちなか居住の推進

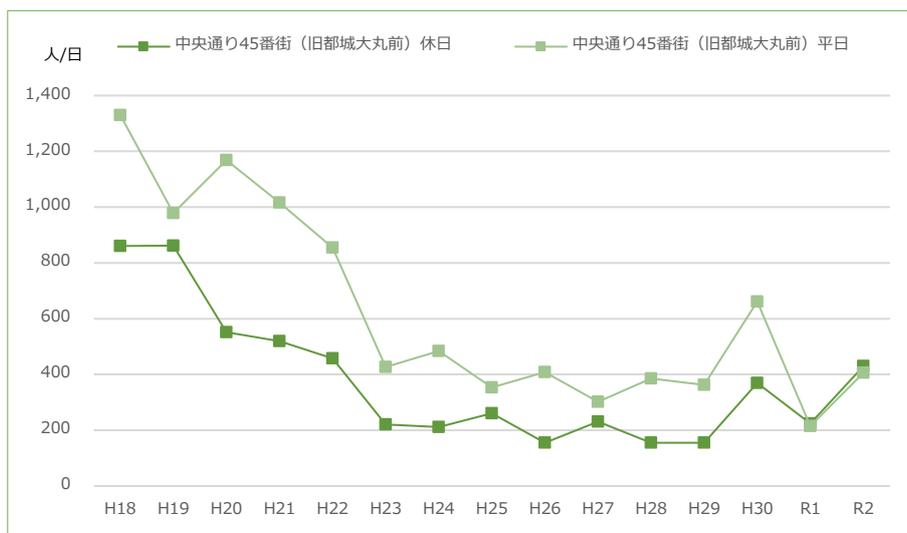
施策の方針

- ◆市民の来街動機を刺激する様々な取組を展開し、来街者の増加を図ります。
- ◆魅力的な店舗等の誘導による商業機能の再生、リノベーションまちづくりによる遊休不動産等の有効活用を促進し、来街者が回遊したくなる中心市街地へと再生を進めます。
- ◆中心市街地への定住促進を図る取組を展開し、居心地が良く、歩きたくなる「まちなか」の形成を推進します。

現状と課題

- ◆中心市街地の魅力を回復するため、多様な都市機能を集約し、求心力を高める必要があります。
- ◆中心市街地においては、経営者の高齢化や後継者不足、人口減少等により、地域コミュニティ機能の低下が危惧されており、定住促進につながる施策を展開する必要があります。
- ◆リノベーション手法等により空き店舗や空き家、空き地等の未利用資源の有効活用を図ることで、中心市街地の新たな魅力を創出する必要があります。
- ◆様々な世代が集い、交流する空間づくりを推進するため、来街動機を刺激し、中心市街地の回遊性を高める施策を展開する必要があります。

図表 4.12.1 中心市街地歩行者通行量（45番街）の推移



出典：都城市内主要商店街通行量調査

施策の方向性

方向性1 来街動機を刺激し、来街者の増加を図ります

- ◆ 中心市街地中核施設に集約整備した図書館等の魅力を広く情報発信し、市民の来街動機を刺激することで、施設利用者や来街者の増加を図ります。
- ◆ 中核施設を構成する施設間の連携を促進し、イベント等の共同展開を図っていくことで、様々な世代が集い、交流する機会を創出していきます。
- ◆ 商店街や市民団体等関係者、中核施設の管理者、商工会議所等と連携しながら、中核施設一帯を舞台に新たな賑わい創出に繋がる取組等を展開していくことで、来街者の増加に結び付けます。
- ◆ 商業施設等民間施設の立地支援を進め、市民の利便性向上を図ります。
- ◆ 中心市街地でイベント等を企画運営できる人材・組織等の育成を支援します。

方向性2 魅力的な店舗の誘導等により商業機能の再生を図ります

- ◆ エリアマネジメント⁸⁶による効果的な支援で魅力的な店舗等の誘導・集積を進め、来街者が回遊しなくなる街並みの再生を図ります。
- ◆ 意欲のある事業者等の出店を積極的に支援し、商店街組織等の活性化や中心市街地の商業機能再生を図ります。

方向性3 リノベーションまちづくりを推進します

- ◆ 中心市街地にある空き店舗等の遊休不動産を有効活用し、リノベーション手法で新たな都市機能の誘導を図る事業者等を積極的に支援します。
- ◆ タウンマネージャーと連携してリノベーション手法の浸透を図り、リノベーションまちづくりの担い手となる民間事業者等の育成・支援を進めます。

方向性4 まちなか居住を推進します

- ◆ 「まちなか」の居住基盤の整備と景観の改善、遊休不動産の有効活用等を促進するとともに、魅力や活力にあふれるコンパクトなまちづくりを推進します。
- ◆ 既存ストックの有効活用を促進し、効率的に居住基盤の整備を図ります。

方向性	重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	中心市街地の集客施設入込み数	3,144,188 人/年 (R 元)	3,429,589 人/年 (R7)
2	中心市街地の歩行者通行量 (45 番街・休日)	430 人/日 (R2)	643 人/日 (R7)
3	中心市街地の空き店舗率	22.1% (R 元)	16.3% (R7)
4	「中心市街地居住推進事業」による共同住宅整備の認定数 (累計)	2 件 (R2)	20 件 (R4～R7)

⁸⁶ エリアマネジメント：地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み

4.12.2 居心地いいまちの維持と形成

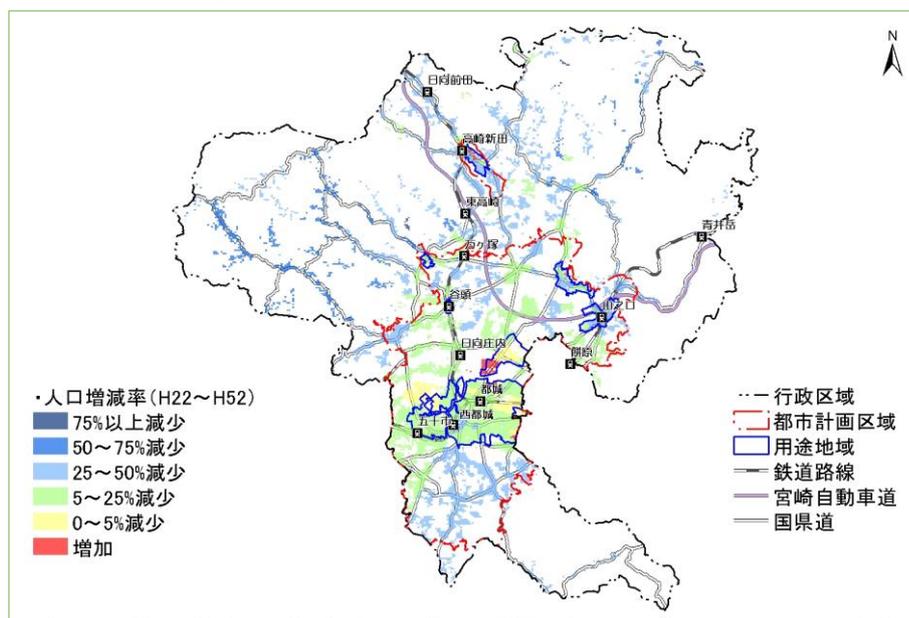
施策の方針

- ◆ 少子高齢・人口減少社会に対応したコンパクトシティを目指したまちづくりを進めるとともに、居心地の良さが実感できる魅力ある市街地の整備に努めます。
- ◆ 本市の一体性を確保するため、道路等の都市施設や居住等の適切な土地利用を再検討します。
- ◆ 社会インフラの維持修繕や整備改善を計画的かつ効率的に進めます。
- ◆ 歴史や文化等の地域の特性を活かし、自然と調和した景観づくりを進めます。

現状と課題

- ◆ 都市計画区域の区域区分⁸⁷を廃止したことにより、市街地縁辺部の宅地開発や郊外への大規模小売店舗等の立地が進み、スプロール化⁸⁸が顕著になりました。
- ◆ 少子高齢・人口減少社会に対応した集約型のまちづくりを進め、効率的で快適な生活環境と、居心地の良さが実感できるまちづくりに転換することが必要です。
- ◆ 都市施設や居住等の適切な土地利用を再検討し、市民参画による魅力あふれる市街地の整備に努め、歴史や文化等の特性を活かした自然と共生を図るまちづくりが必要です。
- ◆ 交通の安全や防災の観点から、日常生活に不可欠な生活道路について、市民が安心して通行できるよう舗装や側溝等の整備、交通安全対策等を計画的に進める必要があります。
- ◆ 道路橋は、高度成長期後半に建設したものが多く、老朽化に伴う維持管理費の増大が予想されます。このため、予防保全的な補修で長寿命化を図り、費用を縮減することが必要です。
- ◆ 市内にある約 300 箇所の公園については、草刈等の維持管理に加え、老朽化に伴う補修費用が増加傾向にあります。そのため、適切な公園管理に努めていく必要があります。

図表 4.12.2 人口増減図 (2010～2040)



出典：都城市立地適正化計画（平成 29 年 3 月）

⁸⁷ **区域区分**：無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分し市街化調整区域の開発を抑制する制度で、昭和 43 年の都市計画法改正により導入された。「線引き」とも呼ばれる

⁸⁸ **スプロール化**：市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること

施策の方向性

方向性 1 都市基盤を計画的に整備し、魅力あるまちづくりを進めます

- ◆都市機能及び居住の適切な誘導を進めつつ、農山村地域との調和を図り、土地の有効利用に努めます。また、適正な土地利用のあり方について、見直しを行うとともに、啓発に努めます。
- ◆市民が安全で安心して快適に暮らせるように、災害に強いまちづくりの推進や既存ストックの縮減・長寿命化・有効活用を考慮し、計画的に都市基盤を整備します。
- ◆都城志布志道路の全線開通を見据えたまちづくりに当たっては、交通の流れの変化を踏まえ、都市活力を向上させるための新たな交通ネットワークの再構築を推進します。
- ◆有効な土地利用を推進するために土地利用ガイドラインや立地適正化計画の見直しを行います。また、適切な土地利用の誘導に併せて中長期的な道路整備計画を策定します。
- ◆豊かな緑地の保全、育成及び創出を推進し、魅力あるまちづくりを進めます。

方向性 2 地域特性を活かした景観づくりを進めます

- ◆都城らしい長年築いてきた歴史と大切に継承してきた文化に配慮した景観や自然と共生するまちなみづくりを進めます。
- ◆本市の個性を活かした景観形成の核となる、公共施設、樹木、建造物等について、景観法の制度を活かし、維持、保全、活用を図ります。

方向性 3 ユニバーサルデザインの道路づくりを進めます

- ◆交通安全や防災上の観点から、幅の狭い道路や見通しの悪い道路の解消、交通安全施設による安全確保に努めます。
- ◆ユニバーサルデザイン⁸⁹に基づく段差の少ない道路や歩道の整備に努めます。また、安全に通行できるように歩道と自転車道、車道の分離を進めます。

方向性 4 道路や公園の適切な維持管理に努めます

- ◆道路や公園の日常パトロールを強化し、路面の損傷や設備不良等の早期発見・早期補修に努め、事故を未然に防止します。
- ◆道路橋の予防保全的な補修を行うことにより橋梁の長寿命化を図り、費用の縮減、地域のネットワークの安全性・信頼性を確保します。
- ◆道路補修に建設資材を再利用し、維持管理経費の抑制に努めます。
- ◆住民やボランティア団体等と協働しながら、公園の草刈等を進め、地域密着型の維持管理体制をつくります。

方向性	重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	適正な土地利用誘導に関する普及啓発を目的とした説明会の回数（説明会の参加者数）	4回/年 140人 (R2)	5回/年 175人 (R4～R7)
2	幅の狭い道路や見通しの悪い道路の解消件数	1件/年 (R2)	1件/年 (R4～R7)
3	橋りょう点検実施率（2回目点検）	36.8% (R2)	100% (R5)
4	橋りょう補修実施率	74.5% (R2)	100% (R5)

⁸⁹ ユニバーサルデザイン：空間づくりや商品のデザイン等に関して、誰もが利用しやすいデザインをはじめから取り入れておこうとする考え方のこと

4.12.3 良好な住環境の維持

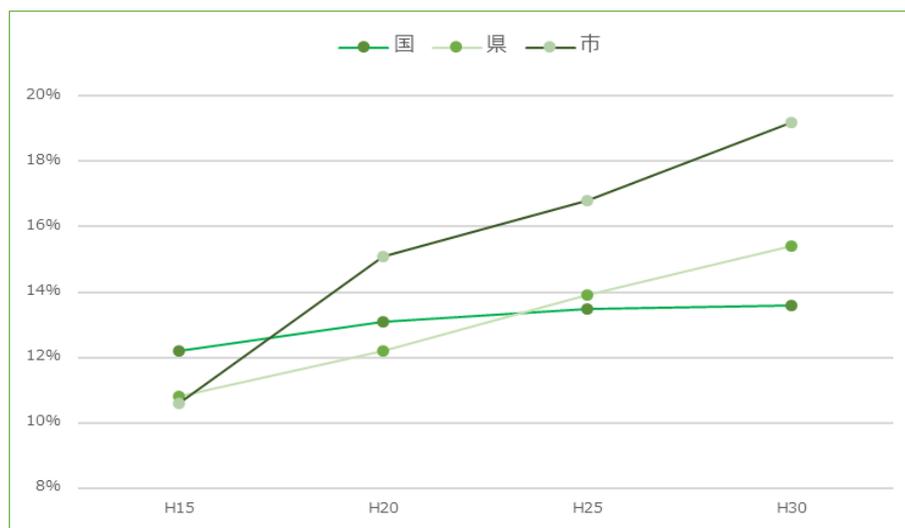
施策の方針

- ◆市営住宅の計画的な整備を進め、居住性の向上を図ります。
- ◆市民が安全で安心できる生活を送れるよう、建築物に対する適切な指導・助言を行います。
- ◆地域安全と地域コミュニティの活性化を目指した空家等対策の推進を図ります。
- ◆墓地や斎場及び斎場周辺の整備を進めます。

現状と課題

- ◆市営住宅の約 69%は築 35 年を経過し、建物の老朽化が進んでいることから、建替・改善事業、維持保全等の適切な手段を選択し、長寿命化を計画的に進めていく必要があります。
- ◆近年、建築基準法違反等が原因で重大な死亡事故等事案の発生事例があることから、これらの建築物への指導を適切に進める必要があります。
- ◆近年、大規模地震等における建築物の倒壊等により、既存建築物の安全性及び耐震性が重要視されています。
- ◆建築物に使用される吹付けアスベスト等は飛散すると人体に健康被害を及ぼす可能性があることから、除去等工事の促進を図る必要があります。
- ◆市内には安全・衛生・景観上問題となっている管理不十分な空家等が存在します。空家等対策計画に基づき、管理不十分な空家等に対する適切な処置を進める必要があります。
- ◆地域コミュニティとの連携により、空家等を地域資産として活用することも大切です。このことから、耐震化及び活用に関し、市民へ周知する必要があります。
- ◆市営墓地については、墓地の形態や様式への趣向が多様化しているため、現代のニーズに対応する必要があります。
- ◆老朽化が懸念される斎場は、計画的な施設整備を検討していくとともに、引き続きその周辺環境の整備を行う必要があります。

図表 4.12.3 空家率の推移



出典：都城市空家等対策計画



施策の方向性

方向性 1 安全で安心できる住宅づくりを進めます

- ◆市営住宅を長寿命化計画に基づき、計画的に集約を図るとともに整備し、高齢者や障がい者及び多様化する家族構成に対応した住宅の供給に努めます。
- ◆既存建築物の違反是正指導の強化を図り、安全な建築物の供給を図ります。
- ◆昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅を対象に国、県と連携し、耐震診断、補強設計、耐震改修に関する助成制度の周知に努め、活用を推進し、耐震化促進を図ります。
- ◆アスベストに関する周知啓発に努め、アスベストを含む可能性のある建物の調査分析や除去等工事の促進を図ります。
- ◆危険な空家等の解消を推進し、生活環境の保全を図るとともに、空家等を地域の資源としてとらえ、積極的な活用により、地域コミュニティの活性化を図ります。

方向性 2 墓地や斎場の環境整備に努めます

- ◆市営墓地の安定供給を図るため、墓地の計画的な管理運営を進めます。
- ◆斎場の計画的な改修を行い、周辺の環境整備を進めます。
- ◆多様化、高齢化、核家族化及び意識変化を要因としたニーズに対応できる新たな墓地整備を進めます。

方向性	重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	老朽危険空き家等の解体除却件数 (累計)	83 件 (R2)	233 件 (R7)
1	木造住宅耐震診断件数の増進	10 件/年 (R2)	20 件/年 (R7)
1	長寿命化計画に基づく市営住宅管理戸数の削減 (累計)	3,526 戸 (R2)	3,419 戸 (R7)
2	合葬墓利用申請件数 (累計)	191 件 (R2)	781 件 (R7)

4.12.4 上下水道の整備

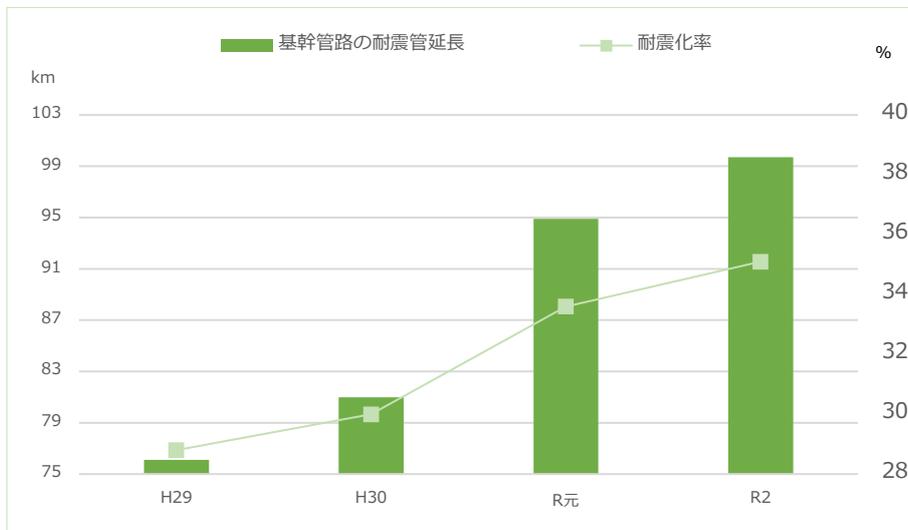
施策の方針

- ◆安全で良質な水の供給を図るために水源の確保に努め、設備を計画的に改修・更新します。また、水道事業の経営の健全化に努めます。さらに、災害時における水の安定供給に向けた対策を推進します。
- ◆公共下水道等については、投資効果を考慮しながら、適正な生活排水処理を普及させ、生活環境の改善と水質保全に努めます。

現状と課題

- ◆現在の上水道の井戸の能力等を考慮すると、安全で良質な水の確保のために、新たな水源の確保が必要です。
- ◆水を安定供給するために、老朽化の進む管や水道施設等の改修・更新作業を進める必要があります。
- ◆平常時だけでなく災害発生時にも、安定した水の供給を可能とするために、給水人口の動向や財政状況を踏まえ、計画的に耐震化等の整備も併せて行っていく必要があります。
- ◆公共下水道は、着工から 50 年以上が経過しているため、施設の老朽化と耐震化に対処することが必要です。
- ◆本市の令和 2 年度の生活排水処理率⁹⁰は、78.4%で、県平均 82.8%に比べて低い状況にあります。そのため、生活環境の改善や水質保全の観点から、処理率の向上を図る必要があります。

図表 4.12.4 基幹管路の耐震化率の推移（上水道）



出典：都城市上下水道局水道課

⁹⁰ 生活排水処理率：適正に汚水排水処理（水洗化）を行っている人口の割合のことで、「公共下水道、農業集落排水及び合併浄化槽を使用する人口」÷「行政人口」で算出される

施策の方向性

方向性1 安全で良質な水の安定供給に努めます

- ◆新たな水源の開発に努め、水量の確保を図ります。
- ◆地震等の災害に強い施設整備を進めるとともに、防災訓練を重ね、災害時のライフラインの確保に努めます。
- ◆適正な価格で安定した水を供給するため、水道事業の経営の健全化に努めます。

方向性2 下水道を整備し、生活環境や水資源を守ります

- ◆快適な生活環境を確保し、豊かな水資源を保全するため、公共下水道を計画的かつ効率的に整備します。
- ◆施設の改修や老朽管の更新及び耐震化を計画的に行い、適正で効率的な施設の維持管理を行います。
- ◆生活排水処理率の向上を目指し、公共下水道や農業集落排水施設の必要性を広く啓発します。
- ◆住宅密集状況、人口減少等社会情勢の変化に対応するため、公共下水道の全体計画区域の見直しを行い、効果的で適正な生活排水処理を促進します。

方向性	重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
1	上水道管の基幹管路の耐震化率 ⁹¹	35.1% (R2)	41.0% (R7)
2	下水道総合地震対策短期計画管渠耐震化工事箇所数 ⁹²	0箇所 (R2)	48箇所 (R6)

⁹¹ **基幹管路の耐震化率**：耐震性がある基幹管路の割合のことで、「基幹管路のうち耐震管延長」÷「基幹管路延長」で算出される

⁹² **下水道総合地震対策短期計画管渠耐震化工事箇所数**：地震時の緊急輸送道路などに設置している管路の陥没防止及び処理場までの流下機能を確保する工事の実施箇所数

4.12.5 交通体系の確保

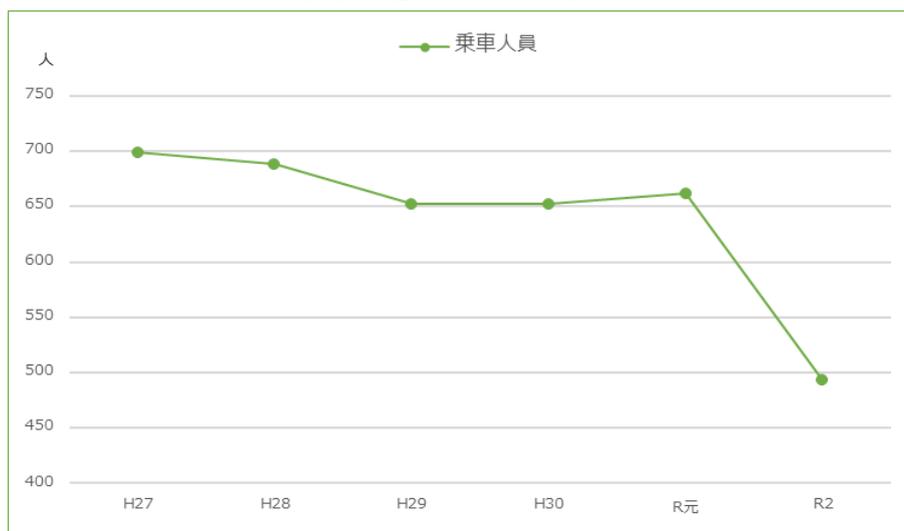
施策の方針

- ◆南九州圏域の中心都市・交通や交流の要衝としての機能を発揮するために、都城志布志道路をはじめとする幹線道路の整備促進に努めます。
- ◆本市内の一体化・交流を図るため、持続可能な交通インフラ整備と、バス・鉄道等の公共交通ネットワークの利便性の向上と利用促進に努めます。

現状と課題

- ◆南九州圏域の中心都市としての機能を発揮するためには、広域な都市間的高速交通ネットワークの整備が不可欠であり、都城志布志道路の早期全線開通が必要です。
- ◆少子高齢・人口減少社会が本格化する中、公共交通機関は重要な交通手段ですが、マイカーの普及等により、その利用は減少傾向にあります。そのため、市域をいかに結び、市民の利便性を確保していくかが課題です。
- ◆誰もが利用しやすい幹線・支線を明確化したネットワークの構築、モビリティマネジメント等により、持続可能な地域公共交通網を形成することが必要です。

図表 4.12.5 都城市における宮崎交通の年間バス乗降客数の推



出典：宮崎交通

施策の方向性

方向性1 都城志布志道路等の整備促進及び利用促進に努めます

- ◆都城インターチェンジから志布志インターチェンジまでの令和6年度開通が公表された都城志布志道路について、引き続き国等の事業推進を積極的にサポートするとともに、国等への要望活動を行います。
- ◆宮崎自動車道山之口サービスエリアを接続箇所とする山之口スマートインターチェンジの利用促進に努めます。

方向性2 幹線道路の整備促進に努めます

- ◆国道・県道の整備促進に協力し、持続可能なまちづくりの視点をもって、中心市街地と地域生活圏をつなぐ環状道路及び幹線道路等の整備に努めます。

方向性3 市民の移動手段を確保します

- ◆各運行事業者と連携し、路線バスやJR等の利便性向上と利用促進を図ります。
- ◆採算性の低いバス路線等の改善を図るとともに、コミュニティバス⁹³や予約制乗合タクシーの導入等、地域の実情に応じた移動手段を検証します。
- ◆路線バスの乗降調査により、利用実態を把握するとともに、利用状況に応じた路線バスの再編を行い、継続的な運行を図ります。

方向性	重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
1	都城志布志道路早期開通に向けた年間当たりの要望活動数(国、九州地方整備局、県の順)	5回、3回、4回 (R2)	5回、4回、4回 (R7)
2	都城駐屯地周辺道路改修等事業(鷹尾都原線)の進捗率(事業費ベース)	53% (R2)	100% (R6)
3	住民1人当たりの路線バス等 ⁹⁴ の年間利用回数	1.28回/年 (R元)	1.5回/年 (R7)

⁹³ コミュニティバス：路線バスと乗合タクシーの間を埋める小型バス等で、路線バス不便地域を運行する新乗合バスの総称

⁹⁴ 路線バス等：国、県、市の補助により維持している都城市内の乗合バス、乗合タクシーを指す

4.12.6 中山間地域等の維持・活性化

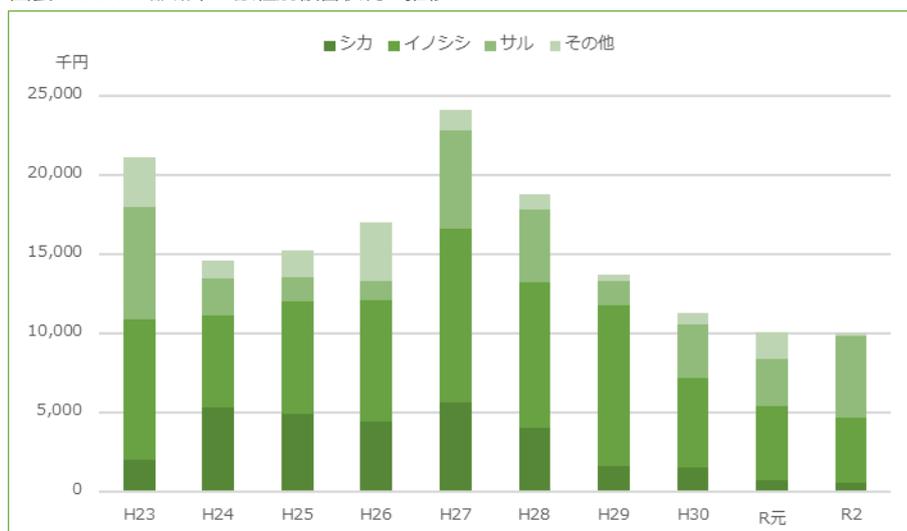
施策の方針

- ◆中山間地域等が、将来にわたって維持・活性化されるとともに、地域住民が安心してずっと暮らせるよう、総合的かつ横断的に取り組みます。
- ◆自然環境や歴史・文化、農林畜産物等の地域資源を活用した新たな魅力の創造を図り、地域経済の活性化に取り組みます。
- ◆地域を担う人材の育成を進めるとともに、都市部との交流や移住・定住の促進等により地域を支える人材を確保し、地域の活力向上に努めます。

現状と課題

- ◆本市の全体面積の約9割を占める中山間地域等は、水源のかん養、食料の供給等、多面的かつ公益的な機能を有し、市民の生活を守る重要な役割を果たしています。
- ◆本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来により、若年層の減少や地域の後継者不足等の課題が顕著で、耕作放棄地や鳥獣被害の増加に加え、住民間のつながりの希薄化、地域リーダーの負担増、各種団体の衰退、地域コミュニティの弱体化等が懸念される状況となっています。
- ◆医療や福祉、子育て支援に加え、買い物弱者・交通弱者への支援を充実させることで、生活に必要なサービスを確保するとともに、鳥獣被害対策や豊かな自然環境の保全の取組等により、住み続けられる地域を維持する必要があります。
- ◆地域を担う人材の育成により、地域を支える体制をつくとともに、外部人材の活用や都市部との交流、移住・定住の推進により、若年層の流出防止や地域の活力向上を図る必要があります。
- ◆農林畜産業の担い手確保や地域資源を有効活用した取り組みの推進により、地域産業を維持することが必要です。
- ◆地域住民の生活に必要な生活サービス機能（医療、介護、福祉、買い物、公共交通、教育、燃料供給等）の維持・確保を図りながら、分散している大小様々な生活拠点をネットワークで繋ぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで生活を支える「コンパクト・プラス・ネットワーク」都市構造への転換を図る必要があります。

図表 4.12.6 都城市の獣種別被害状況の推移



出典：都城市環境森林部森林保全課



施策の方向性

方向性1 生活環境の維持・充実に必要な対策を推進します

- ◆安心して子どもを生み、育てることができ、また充実した教育を受けることができる体制・環境・仕組みづくりに取り組みます。
- ◆移住・定住を推進し、官民一体となった推進体制の整備や情報発信、移住後のフォローアップの充実等に取り組みます。
- ◆高齢者の外出意欲の向上や生きがいづくりにより中山間地域等の活性化を図ります。
- ◆農林畜産業をはじめとする各種産業の振興やその担い手の確保を図るとともに、6次産業化を推進し、中山間地域等における農林畜産業者の所得向上と経営安定を図ります。
- ◆農業生産条件が不利な中山間地域等において、耕作放棄地の発生を防止するために中山間地域等直接支払制度⁹⁵を促進します。
- ◆中山間地域等が有する自然環境や歴史といった地域資源を再認識するとともに、それを磨き上げることにより中山間地域等の魅力を再構築し、広く発信します。
- ◆防災対策を進め、中山間地域等における安全で安心な暮らしの提供に努めます。
- ◆買い物困難者問題の現状把握に努めるとともに、買い物困難度が高く、優先的に支援すべき重点地域に対し、都城商工会議所や各商工会、民間事業者等とも連携しながら、課題解決に向けた取組を進めます。
- ◆野生鳥獣による農作物被害を軽減し、中山間地域等における生活環境の維持を図るため、地域ぐるみの鳥獣被害対策に取り組みます。
- ◆次世代を担う人材の育成や外部人材を活用した地域おこしに取り組むとともに、都市部の住民とつながりを作り、関係人口を創出・拡大することで、地域の活性化につなげます。

方向性2 コンパクトなまちづくりを推進しつつ、生活拠点の維持を図ります

- ◆市内中心部を含め、分散する様々な規模の生活拠点を公共交通ネットワークで結ぶことにより、互いに生活サービス機能を補完し、中山間地域等での生活を総合的に支える仕組みを構築します。
- ◆公共施設等、既存の社会資本ストックを他の拠点施設として有効活用し、中山間地域等の生活拠点の維持・活性化を図ります。
- ◆分散する生活拠点を結ぶ地域公共交通が持続的・安定的に運行されるよう、地域住民、交通事業者、国、県等との連携のもと、バスや鉄道、タクシー、デマンド交通等、多様な移動手段の組み合わせによる地域公共交通体系の最適化を図ります。

方向性	重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	野生鳥獣による農作物被害額	10,012 千円/年 (R2)	8,206 千円/年 (R7)
2	中山間地域等におけるコミュニティバス・乗合タクシーの利用者数	8,675 人/年 (R2)	11,806 人/年 (R7)

⁹⁵中山間地域等直接支払制度：農業生産条件が不利な中山間地域等において、集落等を単位に農業生産活動等を行う場合に交付金が支払われる制度

4.13.1 戦略的な市のPRの推進

施策の方針

- ◆本市の強みである3つの日本一「農業産出額日本一、ふるさと納税日本一、焼酎の酒造メーカー売上高日本一」の有機的PRや相乗効果により、「日本一の肉と焼酎のふるさと」にこれまで以上にフォーカスするとともに、ふるさと納税制度をはじめ、みやこんじょ大使やPR看板等、PR素材の活用を図りながら、都城の認知度を高めていきます。
- ◆「知ってもらい」・「関心を持ってもらう」取組により、磨き上げた地域資源の商品化や、体系的な情報を発信し、都城産の物産・商品等を購入してもらうとともに、旅行先・移住先・企業の立地先として、選ばれる自治体を目指します。
- ◆本市の魅力在市外へ伝えるアウトプロモーションを継続しつつ、市民や本市を選んでくれた人が改めて本市の良さを認識し、愛郷心を醸成するためのインナープロモーションに力を入れていきます。

現状と課題

- ◆地元の強みを活かして、本市が成長していくためには、本市の魅力をもっと多くの人に知ってもらう必要があります。そのためには、地域の特色を見つめなおし、新たな魅力を掘り起こしていかなければなりません。
- ◆「まちを売り込む」ことにより、人、モノ、金、情報を呼び込むことができ、地域経済の活性化はもちろん、人口減少の負のスパイラルを断ち切ることにもつながります。
- ◆本市をこれまで以上に対外的にPRする取組を、戦略性を持って効果的に進めることにより、知名度を上げ、多くの市民がこのまちを誇りに思えるようにしていく必要があります。
- ◆全国の自治体が交流人口の拡大やふるさと納税の拡充等に取り組んでいますが、選ばれる自治体となるよう市内外へ『都城市』の魅力伝えるための取組を戦略的に進めていく必要があります。

図表 4.13.1 都城市のふるさと納税の年間寄附金額の推移



出典：都城市ふるさと産業推進局

施策の方向性

方向性1 地域資源を再認識し、愛郷心を醸成します

- ◆本市の様々な地域資源をブラッシュアップし、本市の強みを創造します。
- ◆本市が持つ地域資源を再認識し、市民の愛郷心を醸成します。

方向性2 都城の認知度を高め、選ばれる自治体を目指します

- ◆返礼品を「日本一の肉と焼酎」を中心にした返礼品でふるさと納税の推進を図ります。また、顧客満足度の向上に努めます。
- ◆PR ロゴ・キャッチコピー・PR キャラクターぼんちくん等の素材を積極的に活用し、統一感を持たせて有機的にPRします。
- ◆多様な媒体を活用した積極的な情報発信に努め、段階的に認知度を向上させ、選ばれる自治体を目指します。
- ◆本市の産品を選んできた人や旅行で訪れた人に「また買いたい」「また訪れたい」「都城市をお勧めしたい」と思えるイベントやキャンペーンを実施し、都城のファンの獲得と深化に繋がります。
- ◆アウトナープロモーションとインナープロモーションを同時に行うことで、まちの魅力を市外に共有・発信する、その結果、市外で話題になりさらに発信したくなるといったように、共有と共感のサイクルを生みPRの効果を高めていきます。

方向性	重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	都城市公式 Instagram フォロワー数	4,712 人 (R2)	10,000 人 (R7)
2	都城市ふるさと納税特設サイトの会員数 (累計)	62,930 人 (R2)	73,000 人 (R7)

4.13.2 観光誘客の促進

施策の方針

- ◆ 関之尾公園をはじめとする各地域の観光資源の有効活用を図るとともに、観光イベントの創出を重点的に進めます。
- ◆ 新しい観光形態及び観光需要に対応できるように、観光拠点施設を整備し、観光資源のネットワーク化とタイムリーな情報発信に努めます。
- ◆ 「日本一の肉と焼酎」を観光資源として、誘客を図る「ミートツーリズム」「酒蔵ツーリズム」を推進します。
- ◆ 周辺自治体と連携して、広域による観光誘客施策を推進します。

現状と課題

- ◆ 本市は、自然や文化、歴史を活かした魅力ある観光資源のほか、キャンプ場、公園、温泉及びスポーツ施設等を所有しています。これらを有効活用して、観光誘客を図る必要があります。
- ◆ 関之尾公園には、本市を代表する景勝地である関之尾滝や甕穴群があり、四季折々の自然があることから、これまで以上に自然等の魅力を発信する必要があります。
- ◆ アフターコロナにおける旅行形態は、より個人化すると見込まれており、これまで以上に、モノ消費からコト消費へ移行すると考えられることから、本市における体験型商品を増やす必要があります。
- ◆ 観光目的で本市を訪れる外国人が増え、外国人宿泊客数は、平成 23 年の 47 人から、令和元年は 5,947 人と大きく増加しています。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、海外との出入国が制限されています。アフターコロナを見据え、受け入れ態勢の充実が必要です。
- ◆ 外貨を獲得するために、県外や海外からの観光誘客を図り、経済効果を上げる必要があります。
- ◆ タイムリーな観光情報を提供するとともに、観光資源のネットワーク化を図る必要があります。
- ◆ インバウンド対策として外国人観光客にも対応できるよう、外国語表記の案内板設置をはじめ、受入体制の整備が必要です。
- ◆ 効果的な観光誘客を図るため、周辺自治体と連携して取り組む必要があります。

図表 4.13.2 都城市の年間宿泊客数の推移



出典：都城市商工観光部みやこんじょ PR 課

施策の方向性

方向性1 観光資源をネットワーク化し、情報を発信します

- ◆「ミートツーリズム」や「酒蔵ツーリズム」と都城島津邸等の文化資源、体験型コンテンツを連携させ情報発信し、観光の推進を図ります。
- ◆観光資源を目的別、季節別、地域別にデータベース化し、観光客のニーズにあわせた最新の情報を提供します。
- ◆マスメディア、観光パンフレット、インターネット等、多様な媒体を活用して情報発信します。
- ◆日本一の肉と焼酎を観光資源とした情報を発信します。

方向性2 観光の基盤をソフト・ハードの両面から整備します

- ◆関之尾公園のリニューアルを実施し、これまで以上に自然等の魅力を発信します。さらに、キャンプフィールド等の整備により、滞在型観光客の増加を図り、地域経済の好循環を創出します。
- ◆日本一の肉と焼酎を観光資源として誘客を図り、市民や観光協会等との協働により観光の振興に努めます。
- ◆老朽化した施設の整備、自然の色彩と調和したバリアフリー⁹⁶、外国語表記案内板の充実に取り組み、全ての人に優しいユニバーサルデザイン⁹⁷に配慮した観光地づくりを進めます。

方向性3 周辺自治体と連携して観光誘客を推進します

- ◆三股町や日南・大隅地域及び環霧島会議等と連携して、観光誘客を推進します。
- ◆霧島ジオパークの日本ジオパークの再認定を目指し、市民への周知広報活動、各種課題解決に取り組みます。

方向性	重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
1	観光ホームページの閲覧件数	414,574 件/年 (R2)	683,838 件/年 (R7)
2,3	観光入込客数	1,699,448 人/年 (R元)	1,818,000 人/年 (R7)
2,3	年間宿泊客数	312,807 人/年 (R元)	397,367 人/年 (R7)

⁹⁶ **バリアフリー**：高齢者や障がい者が社会生活するうえで妨げとなっているものを取り除いて、住みやすい生活環境を実現することで、建築上の障壁のほか、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去のこと

⁹⁷ **ユニバーサルデザイン**：空間づくりや商品のデザイン等に関して、誰もが利用しやすいデザインをはじめから取り入れておこうとする考え方のこと

4.14.1 自然環境の保全

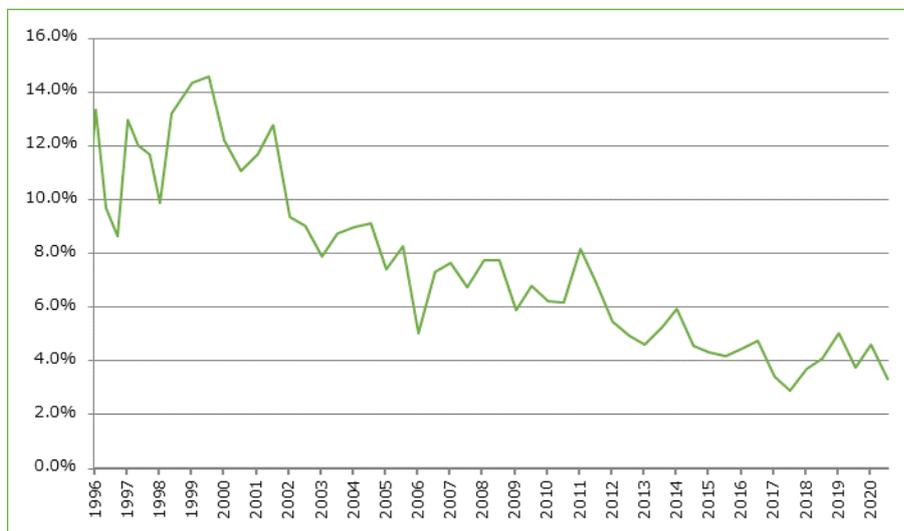
施策の方針

- ◆河川や地下水等の水質や水位の監視を継続し、水資源の浄化と保全、多様な生態系の保護に努めます。
- ◆環境教育の推進を図るとともに環境団体との連携や環境イベント等を通じて、自然環境保全に対する意識の向上を図ります。

現状と課題

- ◆本市には優れた水環境に育まれた多くの緑や豊かな生態系等、素晴らしい自然が残されています。これらは、良好な住環境のみならず、地域産業や経済の発展にも大きく寄与しています。
- ◆生活様式の多様化等により、河川や地下水の水質悪化や地下水量の減少といった水環境の悪化や生態系の変化、希少動植物の絶滅の危機等、良好な自然環境は失われつつあります。
- ◆自然の恵みを理解し、その再生・保全に努め、将来にわたって引き継いでいくために、環境に配慮した社会基盤の整備や社会システムの構築、環境保全の意識啓発が重要な課題です。
- ◆森林は、木材の生産機能のほか、生態系保全、土砂災害の防止、水源かん養⁹⁸、気候の調節等の多面的かつ公益的機能を有しており、今後も良好な状態を保っていくことが必要です。
- ◆農業については、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬等の使用等による環境負荷の低減に配慮した取組が必要です。
- ◆快適な生活環境を侵害する騒音、振動、大気汚染や悪臭等の公害問題も顕著になっています。近年の公害苦情の原因の中では、家庭生活系の公害苦情が増加傾向にあり、モラル意識の向上が必要です。
- ◆自然を教材として子どもから大人までみんなが環境について考え、活動する環境教育を更に進めていくことが重要です。

図表 4.14.1 都城盆地の硝酸態窒素濃度の環境基準⁹⁹超過割合（環境基準超過測点／測点数）の経年変化



出典：都城市環境森林部環境政策課

⁹⁸ 水源かん養：森林が降雨を貯留する天然の水源としての機能を持つこと

⁹⁹ 環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、定めたもので、硝酸態窒素の地下水の水質汚濁に係る環境基準は 10mg/l



施策の方向性

方向性 1 水資源の浄化と保全、生態系の保護に努めます

- ◆河川愛護等の啓発活動を通じて、生活雑排水の適正処理を推進し、河川・湖沼の浄化に努めます。
- ◆水位監視体制や硝酸態窒素¹⁰⁰濃度測定を継続し、現況の把握や動向の予測に努めます。
- ◆豊かな自然環境や野生動植物の生息・生育状況の把握に努め、それらの保護対策を推進します。
- ◆浄化槽処理促進区域において、戸別訪問等による合併処理浄化槽転換の推進を図り、汚水処理人口普及率の向上を目指します。

方向性 2 人と環境を支える森林づくりを進めます

- ◆森林内の路網の整備や間伐、伐採跡地への再造林の促進等、森林の適切な整備と保全に努めます。
- ◆企業、ボランティア団体等と市民参加の森林づくりを支援します。

方向性 3 環境にやさしい農業を推進します

- ◆環境保全型農業¹⁰¹を進めます。
- ◆家畜排せつ物の適正管理に努めるとともに、有機質資源としての有効活用を図り、耕畜バランスのとれた循環型農業を推進します。
- ◆農業用廃プラスチック類の有効利用を促進するとともに、不法投棄や焼却等を防止するため、その適正処理を推進します。

方向性 4 良好な生活環境を維持します

- ◆騒音、振動、悪臭に関する規制対象区域の見直しを行います。
- ◆不法投棄を防止するため、環境監視員によるパトロールや不法投棄禁止看板の設置を行うとともに、広報紙等で啓発活動を行います。
- ◆国・県と連携して水質やダイオキシン等、基本的な環境の調査観測を行い、環境情報を市民に提供します。
- ◆公害苦情に対しては、早期解決に向けて苦情発生原因の究明等、発生元への適正な指導を迅速に行います。

方向性 5 環境教育を推進します

- ◆環境教育や環境イベント等を通じて啓発活動を行い、自然環境保全の意識を高め、市民一人ひとりが環境について新しい発見ができるよう努めます。

方向性	重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	汚水処理人口普及率	86.3% (R2)	92.1% (R7)
2	広葉樹の植栽面積	12.9ha/年 (H30~R2)	13ha/年 (R7)
3	環境保全型農業に取り組む事業者数	10件 (R2)	12件 (R7)
4	ダイオキシン類に関する環境基準達成状況	0.6pg-TEQ/m ³ 以下 (R2)	0.6pg-TEQ/m ³ 以下 (R7)
5	環境啓発企画参加者数	6,200人/年 (R2)	6,500人/年 (R7)

¹⁰⁰ 硝酸態窒素：水中に含まれる硝酸塩中の窒素のことで、工場排水や生活排水の混入により増加し、地下水汚染の原因とされている

¹⁰¹ 環境保全型農業：農薬や化学肥料の使用を抑え、自然生態系本来の力を利用して行う農業

4.14.2 循環型社会の構築

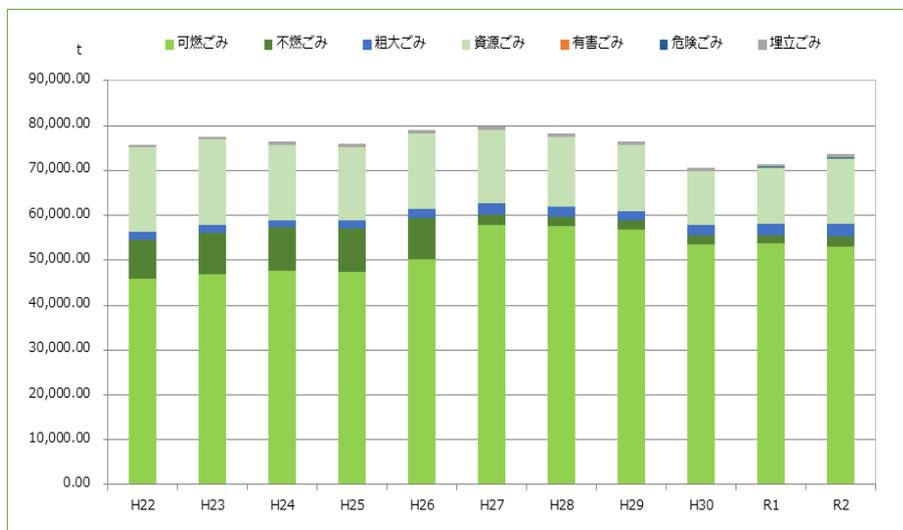
施策の方針

- ◆不法投棄の防止やごみの適正な処理に努めます。
- ◆4R 運動やごみの再資源化を進め、ごみの減量化を図ります。

現状と課題

- ◆本市のごみ排出量は、令和 2 年度実績で 73,597 t となっており、平成 30 年度を境に高い水準で推移増加しています。
- ◆令和 2 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 1,232 g で、平成 30 年度と比較すると、1 人当たりの排出量は増加傾向にあります。
- ◆将来にわたって快適な生活環境を確保するためには、近年の環境問題に対する住民意識の高揚に加え、天然資源の消費量を減らし、環境負荷を少なくすることが必要です。
- ◆平成 27 年 3 月からのごみ分別方法の変更に伴い、可燃ごみ量が大幅に増えていますが、その中にはダンボールやペットボトル等の資源ごみが多く含まれているため、分別の徹底が必要です。
- ◆市民・企業・行政がそれぞれの役割を認識し、協働により、ごみ減量やリサイクル活動等の 4R 運動を推進する必要があります。
- ◆国の推計によると家庭から出る生ごみや食べ残し、食品の製造・流通の過程で発生する食品残渣といった削減可能な食品廃棄物が依然として多く存在しています。
- ◆更なるごみ減量を進めるために、食品廃棄物の発生を抑制するとともに、肥料や飼料等の原材料として再生利用する等、資源としての有効利用を推進することが求められています。
- ◆廃棄物の不適正処理や粗大ごみ等の不法投棄に対する監視と指導を強化するとともに、廃家電¹⁰²と家庭系パソコンの法¹⁰³に基づいた適正処理について、市民へ周知徹底する必要があります。

図表 4.14.2 都城市のごみ排出量の推移



出典：都城市環境森林部環境施設課

¹⁰² 廃家電：テレビ、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫及びエアコンの家電 4 品目

¹⁰³ 法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、特定家庭用機器再商品化法、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律



施策の方向性

方向性 1 ごみの減量化やリサイクルを進めます

- ◆市民・事業所・行政が連携して、新聞紙やダンボール等の紙類、空き缶類やペットボトル等の資源ごみの回収率の向上や分別の徹底を図るとともに4R運動を推進し、ごみの減量化に努めます。
- ◆マイバッグ運動を推進し、レジ袋の削減に努め、リサイクル製品やエコ商品の活用を促進します。
- ◆リサイクルプラザでは、燃やせないごみ、不燃性粗大ごみ等の破碎選別処理を適正に行い、鉄・アルミの資源化に努めます。
- ◆さいせい館では、地域から地球環境まで、市民が楽しみながら学習・体験・活動できる場として、4R運動の啓発活動を実践します。

方向性 2 廃棄物の適正な処理に努めます

- ◆不法投棄箇所への看板設置、広報紙による啓発活動及び環境監視員による不法投棄パトロールの実践に努め、不法投棄防止対策を進めます。
- ◆クリーンセンター、リサイクルプラザ及び最終処分場の効果的かつ計画的な処理体制及び効率的な収集体制の整備に努めます。

方向性	重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	ごみの排出量	73,597 t/年 (R2)	65,998 t/年 (R7)
2	不法投棄に関する公害苦情件数	131 件/年 (R2)	80 件/年 (R7)

4.14.3 脱炭素を目指した社会づくり

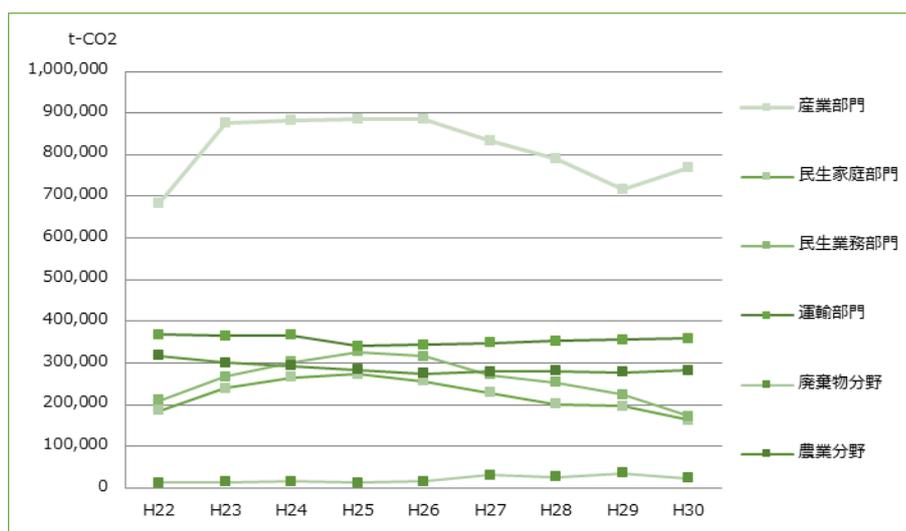
施策の方針

- ◆太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入と省エネルギー対策の推進、森林吸収源の維持・保全、ごみ減量化や4R推進等の取組とともに、地域での地球温暖化対策の連携体制構築を図り、脱炭素を目指した社会づくりに取り組みます。

現状と課題

- ◆2015年にパリ協定が採択され、各国へ削減目標、長期戦略、適応計画の策定等が求められてきました。
- ◆国内においては、国が令和32年までに温室効果ガス排出実質ゼロを宣言し、中期目標として令和12年までに平成25年度比温室効果ガス排出量46%減が発表され、令和2年11月に国会で「気候非常事態宣言決議」が可決されました。全国の自治体に対しても令和32年の温室効果ガス排出量実質ゼロが求められ、低炭素から脱炭素へ、大きく考え方を転換していくこととなりました。
- ◆本市においては、環境基本計画に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を位置づけ、低炭素社会づくりに取り組んでいますが、脱炭素に向けた更なる取組の強化が必要であり、同時に市民・事業者との連携体制を構築する必要があります。
- ◆クリーンセンターでは、ごみ処理に伴い生じる熱エネルギーを積極的に活用するサーマルリサイクル¹⁰⁴を進めており、資源の有効活用と併せて、地球温暖化対策に寄与しているところです。
- ◆気候変動の原因となっている温室効果ガスは、経済活動・日常生活に伴い排出されています。温室効果ガスを抑制するためにも脱炭素を目指した社会づくりに取り組むことが必要です。
- ◆地球温暖化対策については、その取組が急務となっていることから、市庁舎、学校施設等の再生可能エネルギーや省エネルギー対策の取組を進めています。
- ◆バイオマス発電の推進については、農林畜産業の振興等、地域で確立された経済及び環境の好循環が維持されるように配慮する必要があります。

図表 4.14.3 都城市の温室効果ガス排出量の推移（概算）



出典：都城市環境森林部環境政策課

¹⁰⁴ サーマルリサイクル：廃棄物を熱源として発電等に利用するリサイクルの一つ



施策の方向性

方向性1 省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの普及に努めます

- ◆省エネルギー対策の事例や効果等の情報提供を行い、省エネルギー対策の普及啓発に努めます。
- ◆再生可能エネルギーの導入意義や、補助制度等に関する情報提供を行い、導入に向けた普及啓発を促進します。
- ◆公共施設における再生可能エネルギーの率先導入に努めます。
- ◆本市の強みである豊富な日射量を生かした太陽光発電や基幹産業の農林畜産業におけるバイオマス発電等の導入等を進めます。
- ◆クリーンセンターにおいては、ごみ処理に伴って生じる熱エネルギーを積極的に活用するサーマルリサイクルを進めます。

方向性2 脱炭素を目指した社会づくりを推進します

- ◆市独自の環境マネジメントシステムを運用し、その定着を図るとともに、一般家庭や事業所、工場等へ地球温暖化対策の啓発に努めます。
- ◆新たにカーボンニュートラル¹⁰⁵推進計画を策定し、「地球温暖化対策推進法」の改正により導入された「地域脱炭素化促進事業¹⁰⁶」を推進します。
- ◆特定事業者を中心とした市内の企業に対して、カーボンニュートラル推進計画や企業で活用可能な補助金等の情報を発信し、企業が地域脱炭素化促進事業計画を立案できるような働きかけを積極的に行います。
- ◆資源循環型林業の確立に向けた取組を推進します。
- ◆公共交通機関を積極的な利用を推進します。

方向性	重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	バイオマス・廃棄物利用エネルギー施設数 (累計)	5件 (R2)	8件 (R7)
2	都城市の温室効果ガス排出量	2,122,075t-CO2 (H25 ^{※1})	1,145,921t-CO2 (R12 ^{※2})

※1 国の地球温暖化対策計画の基準年度と同年度

※2 国の中期目標年度と同年度

¹⁰⁵ **カーボンニュートラル**: 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から植林、森林管理などによる吸収量を差し引いた合計を実質的にゼロにすること

¹⁰⁶ **地域脱炭素化促進事業**: 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーを利用した地域の脱炭素化のための施設の整備や地域の脱炭素化の取組を一体的に行う事業

4.15.1 広域連携の推進

施策の方針

- ◆広域連携を推進し、圏域全体として住民生活に必要な行政サービスの提供に努めるとともに、圏域の地域資源を活用して、産業や文化の振興を図ります。
- ◆都城志布志道路や志布志港の整備促進によるストック効果を活かして、更なる広域救急医療体制・産業の振興・防災機能の強化を図ります。

現状と課題

- ◆広域交通ネットワークの発達等に伴い、市民の生活圏や経済圏は既存の行政区域を越えて広がっています。これに伴い、市民の意識や関心の範囲もより広域的となり、行政に対する要請も多様化、高度化しています。
- ◆本格的な少子高齢・人口減少社会の到来等により、財政状況は一層厳しくなり、単独の自治体だけで現行の行政サービスを維持することが困難になることが予想されます。
- ◆広域的視点に立って関係市町と連携することにより、圏域住民の生活に必要な機能を維持するとともに、圏域の地域資源を活用し、産業や文化の振興を図る必要があります。

図表 4.15.1 主な協議会等の設置状況（令和3年12月現在）

設置年月日	協議会等の名称（構成市町）	設置目的
H6.8.30	吉都線利用促進協議会（湧水町、高原町、小林市、都城市、えびの市）	J R 吉都線沿線自治体の地域産業振興と活性化、同線の永続的な発展と観光列車の誘致
H18.1.1	都城・三股広域行政推進協議会（都城市、三股町）	地域住民の福祉の向上
H19.11.9	環霧島会議（都城市、高原町、小林市、えびの市、湧水町、霧島市、曾於市）	霧島山を取り巻く自治体間の連携による地域活性化
H20.7.9	都城広域定住自立圏構想協議会（都城市、三股町、曾於市、志布志市）	都城広域定住自立圏構想 ¹⁰⁷ の推進
H20.10.14	霧島ジオパーク推進連絡協議会（霧島市、曾於市、都城市、小林市、えびの市、高原町）	霧島山を取り巻く市町の連携による地域社会の活性化
H28.2.22	宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会（宮崎市、日南市、串間市、都城市、小林市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町）	大規模災害発生に備えた宮崎県南部地域の自治体間連携及び各種取組の推進

出典：宮根性氏総合政策部総合政策課

¹⁰⁷ **定住自立圏構想**：総務省が推進する施策で、一定の都市機能を持った中心市と、それと近接し経済や文化等で密接につながりを持つ関係市町村が、集約とネットワークの考え方にに基づき、互いに連携協力して、圏域全体の活性化を図ることを目的としたもの

施策の方向性

方向性 1 広域連携を推進します

- ◆ 広域的な視点で、住民生活に必要な行政サービスの提供に努めます。
- ◆ 観光や環境、防災等、県境を越えた幅広い連携を図ります。
- ◆ 市町の枠を越えた広域での地域資源の活用・事業化を図り、広域的な活力を創造します。
- ◆ 広域的な視点で市民が安心して暮らせる地域を形成するための施策を推進します。
- ◆ 関係市町の企業及び団体と連携した雇用創出活動により、移住及び定住の促進を図ります
- ◆ 市町を結ぶ公共交通機関の利用促進を図り、公共交通の利便性向上及び運行の維持・活性化を図ります。

方向性	重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
1	都城広域定住自立圏域市町間の連携事業数	48 件/年 (R2)	54 件/年 (R7)

5 行政経営の基本姿勢 **～行政経営 分野**

5.16 創造性あふれる人財育成と政策推進力の強化

5.16.1 創造性あふれる人財育成と政策推進力の強化

5.17 地域資源を最大限に活用した行政経営

5.17.1 地域資源を最大限に活用した行政経営

5.18 行政サービスの高質化と効率化

5.18.1 行政サービスの高質化と効率化

5.18.2 開かれた行政の推進

5.18.3 デジタル社会の創造

5.16.1 創造性あふれる人財育成と政策推進力の強化

施策の方針

- ◆部門間の政策連携の強化を図るとともに、企業等と連携して、政策推進力の強化に取り組みます。
- ◆職員の育成に長期的視点に立って取り組むとともに、人事評価制度の適正な運用に努めます。
- ◆職員の行動指針である都城フィロソフィを根幹とした人財育成を推進します。

現状と課題

- ◆多様化・高度化する市民ニーズや課題に対し、行政のみで対応することは、今後ますます厳しい状況になることが予想されるため、企業等の持つノウハウ等を活用して課題解決を図る必要があります。
- ◆職員は、職種や役職等を問わず、市民の立場に立ち、培ってきた知識や経験、柔軟な発想、技術等を持って困難な課題に果敢に取り組む必要があります。

図表 5.16.1 都城市と包括連携協定を締結した企業等

H27.3.20	株式会社宮崎銀行
H27.11.10	霧島酒造株式会社
H28.8.19	ヤマト運輸株式会社 宮崎主管支店
H28.8.19	宮崎日日新聞宮日会 都城・北諸支部
H28.9.26	学校法人南九州学園
H28.10.5	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
H28.10.28	株式会社ソラシドエア
H28.10.31	第一生命保険株式会社 宮崎支社
H29.2.22	独立行政法人国立高等専門学校機構 都城工業高等専門学校
H29.5.19	学校法人日本体育大学
H29.10.6	MUKASA-HUB
H30.3.26	株式会社 ANA 総合研究所
H30.7.23	国立大学法人 宮崎大学
H31.1.23	東京フットボールクラブ株式会社
H31.2.20	楽天株式会社
R元.7.1	京セラコミュニケーションシステム株式会社
R元.8.27	シフトプラス株式会社
R2.2.26	PayPay 株式会社
R2.6.23	大和フロンティア株式会社
R2.9.18	大塚製薬株式会社
R3.3.29	旭食品株式会社

出典：都城市総合政策部総合政策課

施策の方向性

方向性1 政策推進力を強化します

- ◆生じる課題や目標に対して、臨機応変かつ効率的に対応できる組織体制を構築するとともに、既存の部門を超えたプロジェクトチームを柔軟に設置できる体制を整えます。
- ◆企業等と様々な分野において連携を強化し、企業等のノウハウ等を活用することにより、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ります。
- ◆民間企業等からの人材やアドバイスを受け入れ、外部からの視点を活かした新たな価値観や企画形成、さらには意識の醸成を図ります。
- ◆各施策に対し KPI を掲げ、目標達成に向けて取り組むとともに、効果検証を行い改善へつなげます。

方向性2 長期的視点に立った人財を育成します

- ◆国・県との連携を強化し、人事交流や職員派遣を実施します。
- ◆職員の行動指針である都城フィロソフィの浸透を図ることで、職務行動の改善・能力開発の推進・目的達成意識の向上等を図り、人財育成及び組織の活性化を図ります。

方向性	重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	包括連携協定団体との連携事業 (累計)	－ (R2)	20 事業 (R3～R7)
2	職場活性度調査による都城フィロソフィ浸透度	－ (R2)	90%以上 (R7)

5.17.1 地域資源を最大限に活用した行政経営

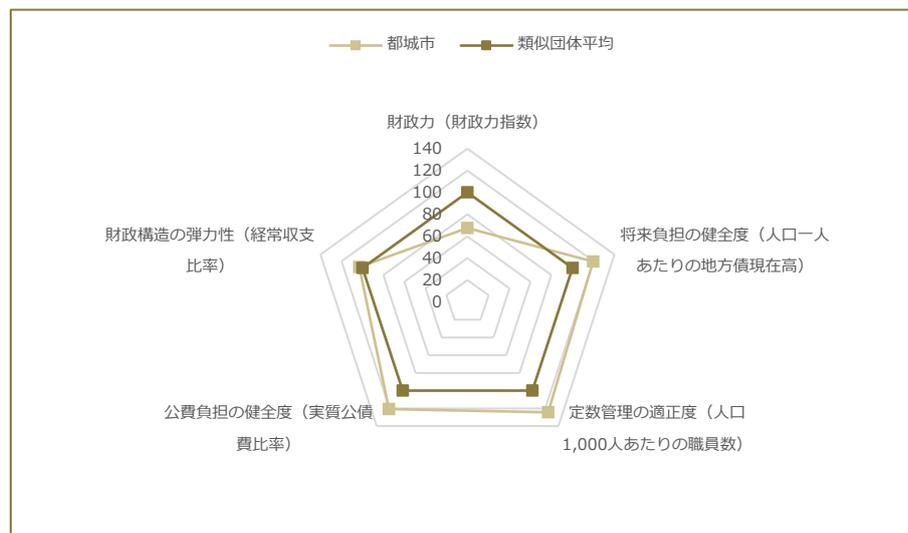
施策の方針

- ◆本格的な少子高齢・人口減少社会が到来するなか、将来にわたって安定した行政サービスを提供していくために、中長期的な視点のもとに、職員一人ひとりが明確なコスト意識を持ち、行政経費の節減に努め、持続可能な行財政運営を行います。
- ◆新規事業を実施する場合には、既存事業のスクラップ&ビルドを行う等、「選択と集中」に取り組みます。

現状と課題

- ◆地方財政は、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、経費全般について徹底した節減合理化に努めてもなお、大幅な財源不足が生じると見込まれています。
- ◆また、リーマンショック以上とも言われる、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後も大幅な税収の減少が予想されています。
- ◆本市では、積極的な繰上償還の実施による市債残高の減少や歳入先行の予算編成である枠配分方式の導入等の取組により、財政指標は好転しているものの、高齢化等による扶助費¹⁰⁸の伸びや、公共施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加、合併後15年続いた普通交付税の合併算定替や合併特例事業債が終了したこと等により、財政状況は厳しい状況です。
- ◆健全な財政運営のためにも、将来人口を見据えた公共施設を含む市有財産の適正な管理を推進するとともに、自主財源を公平、適正かつ効率的に確保していくことが必要です。

図表 5.17.1 令和元年度決算にみる都城市の財政状況



出典：都城市総合政策部財政課

¹⁰⁸ 扶助費：社会保障制度として、市が各種法令に基づいて実施する給付や、市単独の各種扶助に要する経費

施策の方向性

方向性1 戦略的な財政運営を推進します

- ◆官と民との役割を明確にし、民間活力を積極的に活用するとともに、全ての事業をゼロベースで見直しつつ、重点的かつ効率的な予算の配分に努めることにより、選択と集中による効果的な施策を推進します。
- ◆自立的で持続可能な財政運営を行うため、市税や地方交付税等の経常的な歳入から見込まれる一般財源に見合った財源の枠配分による予算編成を行います。
- ◆課税システムの活用による効率的な課税や口座振替による納付、コンビニ納付やスマートフォンアプリ決済による納付の推進、さらに夜間納税相談日の開設等納付しやすい環境づくりを進めるとともに、滞納整理等による収納率の向上に努め、自主財源の安定的な確保を図ります。
- ◆施設使用料等の見直しや未利用の普通財産等の処分を進めます。
- ◆弾力的な財政運営のため、投資的事業費¹⁰⁹の適正管理や計画的な繰上償還を進め、積極的な公債費の抑制に取り組みます。
- ◆広告収入やふるさと納税寄附金等の新たな自主財源の確保に努めるとともに、デジタル化を推進し、業務の効率化による歳出の抑制を図ります。

方向性2 公共施設等の適正化を図ります

- ◆公共施設マネジメント¹¹⁰に取り組み、公共施設等の質的・量的な適正化を図ります。

方向性3 財政の透明化を進めます

- ◆市民に分かりやすい財務情報を開示します。市の財政状況を公表するとともに、類似団体との主要財政指標等の比較分析を行い、本市の状況をより明らかにします。
- ◆固定資産台帳を適正に管理し、地方公会計を推進します。

方向性	重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
1	地方債残高の縮減 (一般会計)	712.3 億円 (R2)	699.9 億円以下 (R7)
2	公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の集約・複合・転用等の活用件数 (累計)	7 件 (R2)	12 件 (R7)
3	市の財政状況の公表	2 回/年 (R2)	2 回/年 (R4~R7)

¹⁰⁹ 投資的事業費：道路、公園、その他の箱物等の社会資本の整備事業費のこと

¹¹⁰ 公共施設マネジメント：本市が保有する公共施設等を「資産」として捉え、現状や課題の把握、維持管理・更新等のあり方について、総合的かつ経営的な管理運営を目指す取組

5.18.1 行政サービスの高質化と効率化

施策の方針

- ◆地域経済の好循環と交流人口の増大を図るために、情報発信力の強化を推進するとともに、迅速・丁寧な行政サービスの提供に取り組み、市民満足度の向上を実現します。
- ◆施策の評価マネジメントに取り組み、事務処理のより一層の効率化や事務事業のスクラップ＆ビルド、組織・機構の最適化や定員の適正化を図ります。
- ◆第三セクター¹¹¹等の経営効率化を推進します。

現状と課題

- ◆本市では、行財政改革大綱¹¹²を策定し、「活力あるまちづくりの推進」と「市民満足度の高い行政サービスの提供」を目的として、市町村合併によるスケールメリット等を最大限に活かした行財政改革を進めてきました。
- ◆少子高齢・人口減少が大きな社会問題となっている中、必要な都市機能や行政サービスを提供し続けるためには、引き続き行財政改革を推進するとともに、市民の生活の豊かさを将来にわたって確保し、次世代に確実に繋ぐことが重要です。

図表 5.18.1 都城市の第三セクター

名 称
都城まちづくり株式会社
道の駅山之口株式会社
都城ぼんち地域振興株式会社
一般財団法人都市スポーツ協会
一般財団法人都城圏域地場産業振興センター
公益財団法人都城育英会
公益財団法人都市文化振興財団
公益社団法人都市シルバー人材センター
一般社団法人都城観光協会
社会福祉法人都市社会福祉協議会
都市土地開発公社
株式会社ココニクル都城
一般社団法人都市スポーツコミッション

出典：都城市総合政策部総合政策課

¹¹¹ **第三セクター**：次の要件を満たす法人を第三セクターとして定義している。①市の出資比率が25%以上の法人 ②法人設立に当たって市が大きく関与し、かつ公的支援（人的支援及び財政的支援）を行っている公益法人、社会福祉法人 ③開発公社

¹¹² **行財政改革大綱**：「都城市第3次行財政改革大綱」に引き続き、「活力ある都城を次世代に確実に繋ぐための創造的な自治体経営の推進」を基本理念として、令和3年4月に「都城市第4次行財政改革大綱」を策定した。計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間

施策の方向性

方向性1 市民満足度を向上します

- ◆市民ニーズに即して、最少の経費で最大の効果が得られるよう、広く市民からの声を集約し、的確に施策に反映する体制を構築します。
- ◆職員が、意欲をもって、様々な発想や工夫に取り組むとともに、知識や知恵を活かして、効率的かつ効果的な市民サービスの提供が可能となるよう取り組みます。
- ◆市民サービスの向上を図るため、職員の接遇向上に取り組みます。

方向性2 事務事業を最適化します

- ◆事業の必要性や費用対効果を適切に評価し、見直すための仕組みを構築するとともに、それらの評価検証を踏まえ、事務処理の効率化を推進することで、事務事業の最適化を図り、施策自体の質を高めます。
- ◆第三セクター等に対し、自助努力を基本とした経営改善の取組を促し、適切な指導監督に努めます。
- ◆情報システムの標準化・共通化¹¹³により、業務の見直しを行い、業務効率化と体制のスリム化を図ります。

方向性	重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
1	モニタリング ¹¹⁴ 評価達成率	87.5% (R2)	87.5%以上 (R7)
2	外部評価委員による第2次都城市総合計画（総合戦略）の評価検証	100% (R2)	100% (R4～R7)

¹¹³ 情報システムの標準化・共通化：自治体が個別にカスタマイズを行っている情報システム等を標準化・共通化することにより、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進を図る

¹¹⁴ モニタリング：覆面調査員による電話応対、窓口対応に対する来庁者の多い本館1、2階の職員の接遇に関する満足度調査

5.18.2 開かれた行政の推進

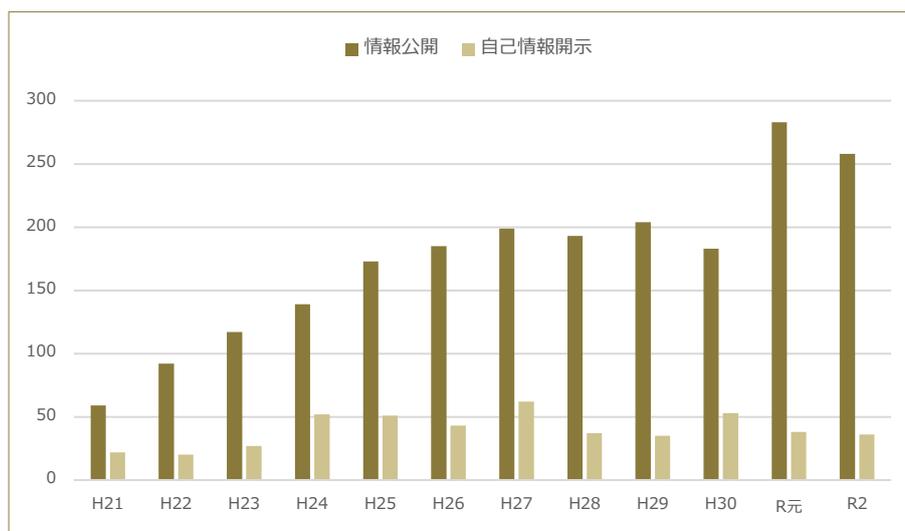
施策の方針

- ◆市民の政治への参画意識を高め、投票率の向上や選挙違反のない明るい選挙を推進します。
- ◆積極的に情報を公開するとともに、行政文書の適切な管理に努めます。
- ◆パブリックコメント¹¹⁵制度や広聴制度等を有効活用し、市民の声を行政に反映させます。
- ◆市民のニーズを行政に活かすため、デジタル技術等を活用して市民意識の把握に努めるとともに、寄せられた意見に対して迅速かつ的確に対応できる体制整備を図ります
- ◆市民が必要とする情報を分かりやすく提供するとともに、市政への関心が高まるような広報活動を展開します。

現状と課題

- ◆地方分権が進展する中、開かれた行政を実現するためには、公明かつ適正な選挙や開かれた議会運営、さらに積極的な情報公開と行政への市民参画が必要です。
- ◆選挙は、市民が政治に参加する大切な機会ですが、近年の各選挙における投票率は低下傾向にあり、特に若い世代の投票率が低いことが懸念されています。そのため、投票率向上に取り組む必要があります。
- ◆政治に対する関心は低下傾向にあり、今後も、市民生活と政治との関わりについての啓発を推進するとともに、開かれた議会の運営に継続して取り組む必要があります。
- ◆インターネット等の普及により、誰でも気軽に意見等を言える環境が整いつつあります。そのため、寄せられた意見に対して、迅速かつ的確に対応する必要があります。
- ◆行政に対する理解と信頼を深めるため、情報公開の推進と適正文書管理を行うとともに、市民の意見を行政に反映させるために、パブリックコメント制度等の活用を図る必要があります。
- ◆市の取組や地域の情報等については、様々な媒体を活用し、迅速かつ的確であるとともに丁寧に情報を提供する必要があります。
- ◆デジタル技術を積極的、効果的に活用して、行政情報や集中豪雨や地震等の突発的な災害時に、迅速で正確な情報を発信し、市民サービスの向上を図ることが必要です。

図表 5.18.2 情報公開等請求件数の推移



出典：都城市総務部総務課

¹¹⁵ パブリックコメント：政策の案を広く市民に公表し、意見募集を行い、政策に反映させる手続

施策の方向性

方向性 1 明るい選挙を推進します

- ◆投票率向上のため、SNS 等を活用した投票の呼びかけをするとともに、移動期日前投票所の開設、コミュニティバス無料化等、より投票しやすい環境づくりに努めます。
- ◆市民が主権者としての自覚を持ち、進んで投票に参加し、選挙が公正かつ適正に行われるように、あらゆる機会を通してその重要性や仕組みについて啓発に努めます。

方向性 2 情報公開を推進します

- ◆市民が行政の情報を得やすくするため、情報公開目録¹¹⁶の公開、情報公開コーナーの充実を図るとともに、情報公開制度の周知に努めます。
- ◆情報公開に速やかに対応できるよう行政文書¹¹⁷の適切な管理を行うとともに、歴史的文書や学術的・文化的価値のある文書の保存に努めます。

方向性 3 広聴機能の充実を図り、市民の声を行政に反映させます

- ◆寄せられる市民からの意見に対し、電子メール等で迅速に回答するとともに、「よくある問い合わせ」として事例を掲載する等、インターネットの効果的活用を図ります。
- ◆市民意識調査（ふれあいアンケート）や市長への手紙等により、多様化する市民ニーズを的確に把握するよう努めます。
- ◆市民相談室等により、市民の問題解決を支援するとともに、市民の意見が行政に反映されるよう努めます。
- ◆市の各種計画等の策定に当たっては、市民の策定委員等への参加・参画を進めるとともに、パブリックコメント制度等の積極的な活用を図り、市民の声を行政に反映させます。

方向性 4 広報の活動を進めます

- ◆一方的に伝える広報から伝わる広報への転換を進め、市民の関心を引き起こすとともに、行動変容につながるような丁寧な広報紙づくりに取り組みます。
- ◆地域に密着したテレビやラジオ等を活用し、幅広く情報を発信するとともに、各報道機関と連携したパブリシティ¹¹⁸の拡充を図ります。
- ◆時代に即した情報発信手段を確保し、ホームページや市公式 LINE 等による迅速かつ的確な情報発信や市民との情報共有の充実を図ります。

方向性	重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
1	企業等への出前講座（選挙制度）の実施件数	0 件/年 (R2)	4 件/年 (R7)
2	ファイリングシステム維持管理第 1 回目実地研修における評価 A の達成率	40% (R2)	70% (R7)
3	相談事案の期限内回答率(市民相談カード 2 週間以内、メール・ホームページ等 1 週間以内)	98.8% (R2)	98.8% (R4~R7)
4	都城市公式 LINE アカウント「ともだち」登録数(累計)	36,292 人 (R2)	78,000 人 (R7)

¹¹⁶ 情報公開目録：文書分類を管理した一覧表

¹¹⁷ 行政文書：市職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、市職員が組織的に用いるものとして、市が保有しているもの

¹¹⁸ パブリシティ：新聞やテレビ等、市民への影響力が大きい報道機関を通じた情報発信のこと

5.18.3 デジタル社会の創造

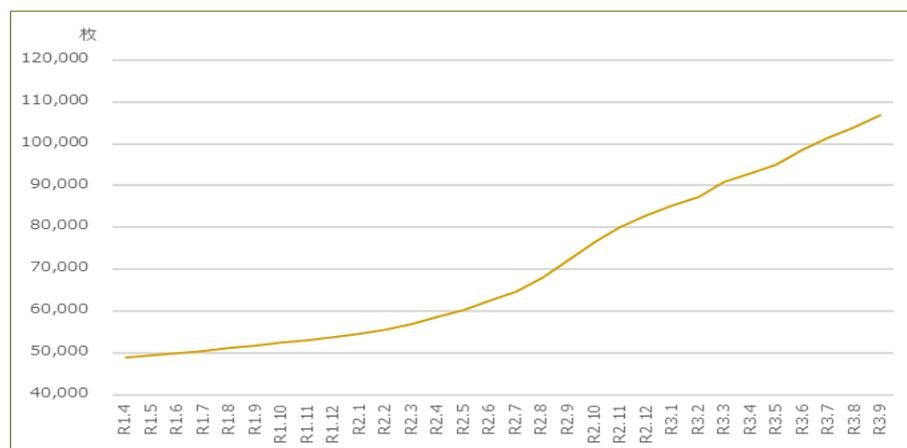
施策の方針

- ◆「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を実現し、一人ひとりに最適化されたサービスを提供します。
- ◆「都城デジタル化推進宣言 2.0」に基づき、まち全体のデジタル化を進めます。
- ◆デジタル社会のインフラであるマイナンバーカードの更なる普及・利活用を進めます。

現状と課題

- ◆国は、新しい価値やサービスが次々と創出され、人々に豊かさをもたらす「Society 5.0」（超スマート社会¹¹⁹）を目指すべき未来社会の姿として示しました。また、令和2年に「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）¹²⁰ 推進計画」を策定し、各種施策の推進に取り組んでいます。
- ◆本市は、市民の幸福と市の発展を図ることを目的として、デジタル技術の積極的な活用を図っており、行政手続のオンライン化や基幹業務システム¹²¹の標準化等の国が進める取組にも積極的に対応しています。
- ◆マイナンバーカードについては、デジタル社会としてのインフラとなることから、都城方式と呼ばれるタブレットを活用した申請補助を制度開始時より継続して実施しており、全国トップクラスの交付率を誇っています。
- ◆急速に進展するデジタル社会において、デジタル格差の解消に市が率先して取り組むことで「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を実現していく必要があります。
- ◆統計データの活用促進により、経済の活性化・行政の効率化が進むことが期待されています。
- ◆本市では、これまで地域イントラネット¹²²事業等を活用した公共施設間の高度情報通信ネットワークの整備やケーブルテレビのエリア拡大等、情報通信基盤の整備を進めてきました。令和3年度に実施した光ファイバ整備事業により市内全域で光ファイバを使った超高速インターネットの利用が可能となりました。

図表 5.18.3 マイナンバーカードの交付枚数（累計）の推移



出典：地方公共団体情報システム機構（J-LIS）

¹¹⁹ **Society 5.0（超スマート社会）**：「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）を指す

¹²⁰ **デジタル・トランスフォーメーション（DX）**：制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく取組

¹²¹ **基幹業務システム**：基幹業務システムとは、主要な住民票、税、福祉等の自治体の主たる業務に用いられる住民情報を取り扱う情報システムである

¹²² **地域イントラネット**：地域等の限定された範囲のネットワークで、インターネットの技術を利用して構築されたネットワークのこと



施策の方向性

方向性 1 新たな IT 技術を有効活用し、市民の利便性向上を図ります

- ◆マイナンバーカードの活用をはじめ、新たなデジタル技術等を活用して、先進性のある取組を推進します。
- ◆各種行政手続を簡素化し、市民が行政手続を意識しない社会を構築します。
- ◆防災・医療・教育等様々な分野においてデジタル技術の活用を推進し、地域課題の解決に努めます。

方向性 2 根拠に基づいた施策の実行と効率的な自治体経営を志向します。

- ◆証拠に基づいた政策立案（EBPM¹²³）を行い、効果検証を行います。
- ◆革新的技術を積極的に活用し、各種行政事務の簡素化・効率化を図ります。
- ◆行政運営の効率化及びコスト削減を図るため、国の動向を踏まえて、基幹業務システムの標準化・共通化、クラウドコンピューティング等の最新技術を利用した情報システム基盤の整備を推進します。
- ◆大規模災害が発生し本庁舎等が被災した場合においても、速やかに業務を再開できる情報ネットワークシステムの構築に努めます。

方向性 3 デジタル化により産業振興や生活の質の向上を図ります。

- ◆誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を実現するために、市民が身近な場所でデジタル機器・サービスの利用方法を相談できる場を提供します。
- ◆デジタルツールを活用したプロモーション等により地場製品の販売拡大を図ります。
- ◆消費者に利便性をもたらし、事業者の生産性向上につながるキャッシュレスを推進します。
- ◆AI¹²⁴やドローンの活用により、生産性向上・物流の効率化等の取組を支援します。
- ◆地域によってデジタル格差が生じないように、情報通信基盤の整備を行います。

方向性	重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
1	マイナンバーカードの交付枚数（累計）	90,897 枚 (R2)	164,506 枚 (R4)
1	デジタル関連施策立案数 (R3～R7 累計)	0 (R2)	100 (R3～R7)
2	基幹業務システムの標準化・共通化への対応	- (R2)	100% (R7)
3	市内におけるデジタル活用支援講習会・相談会の実施回数（R3～R7 累計）	0 回 (R2)	100 回 (R3～R7)

¹²³ **EBPM**（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）：政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする

¹²⁴ **AI**：人間の知的ふるまいの一部についてソフトウェアを用いて人工的に再現したもの

資料

■ 策定までの経過

年月	庁内体制	市民参画
平成30年 3月	第2次総合計画基本構想・総合戦略の公表	
令和元年 7月		総合計画総合戦略検討検証委員会
令和2年 7月		総合計画総合戦略検討検証委員会
令和3年 3月	総合計画策定担当者、リーダー選任 第1回リーダー会議	
6月		市民意識調査（ふれあいアンケート）
10月		まちづくりに関するアンケート調査（団体）
11月	第2回リーダー会議	総合計画総合戦略検討検証委員会
12月	部長会議	
令和4年 1月	庁議	パブリックコメント 第1回総合計画審議会（諮問）
2月		第2回総合計画審議会
3月	全員協議会 部長会議	第3回総合計画審議会 答申
4月	庁議 総合戦略の公表	

■ 委員名簿

(令和4年3月現在、順不同、敬称略)

(◎は会長)

氏名	役職
◎谷田貝 孝	国立大学法人 宮崎大学地域資源創成学部教授
早川 純子	学校法人南九州学園 南九州大学人間発達学部教授
和田 清	独立行政法人国立高等専門学校機構 都城工業高等専門学校校長
金納 聡志	国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所所長
愛甲 一郎	宮崎県北諸県地方連絡協議会会長
中村 かよ	都城商工会議所常議員
柳田 聖一	都城農業協同組合総務部長
田口 利文	都城市北諸県郡医師会会長
杉元 智子	都城市社会福祉協議会常務理事
柿木原 康雄	自治公民館連絡協議会会長
堀之内 逸郎	都城市高齢者クラブ連合会副会長
酒匂 釀以	都城市スポーツ協会会長
堀之内 芳久	都城市観光協会会長
浅井 俊博	都北地区保育連盟都城支部長
川野 希	都城市PTA連絡協議会副会長

■ 諮問

都 総 政 第 870 号
令 和 4 年 1 月 18 日

都城市総合計画審議会会長 様

都城市長 池田 宜永

第2次都城市総合計画第2期総合戦略について（諮問）

都城市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第2次都城市総合計画第2期総合戦略について、別紙（案）を添えて諮問します。

（文書取扱：総合政策部総合政策課）

■ 答申

令和4年3月17日

都城市長 池田 宜永 様

都城市総合計画審議会
会長 谷田貝 孝

第2次都城市総合計画第2期総合戦略について（答申）

令和4年1月18日付け都総政第870号で諮問を受けたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

第2次都城市総合計画第2期総合戦略（以下「第2期総合戦略」という。）は、第2次都城市総合計画（基本構想）に掲げる都市目標像実現のために、本市が重点的に取り組む施策をはじめ、総合的に展開する施策や目標等を定め、市全体で共有し、市民、企業、団体等と協力・連携を図りながら行政を運営することをねらいとしたものです。

今回、諮問された第2期総合戦略について、本審議会でも慎重に審議した結果、各種施策が体系的に組み立てられており、その内容は概ね妥当なものと認めます。

今後は、これらの施策を着実に推進するとともに、評価検証を行いながら、新型コロナウイルス感染症等の諸情勢の変化にも適切に対応されることを要望します。

なお、審議の過程で各委員から出された意見等は、別紙のとおりですので、これらの意見等を十分に尊重されるよう併せて要望します。

■ 主な意見・提案

都城市総合計画審議会が出された主な意見・提案は次のとおりです。

しごと 「地の利を活かして雇用を創る」ための意見・提案

- ◆都城市において創業し、歴史を積んで経営、維持されている企業に対する支援や PR 等に取り組みたい。
- ◆畜産部門については、「農業産出額」や「全共成績」など素晴らしい成果が得られているが、家畜排泄物の適正処理や有効活用等の産地を維持・発展させる上で避けて通れない極めて重要な課題を抱えていることから、畜産部門の更なる振興を図るためには、これらの課題についても積極的に取り組みたい。
- ◆スマート林業等の普及・拡大は今後の林政推進における大きな柱と考えるが、ICTを活用した経営の合理化・効率化などの林業イノベーションに取り組みたい。
- ◆新型コロナウイルス感染症対策については、感染症対策だけでなく、地域経済への支援等にも取り組みたい。

くらし 「命とくらしを守る」ための意見・提案

- ◆昨今の災害では、警察、消防、自衛隊のほか、TEC-FORCE（国交省）や水道の広域支援、災害廃棄物対応等、多くの関係機関が連携して対応することから、幅広い者との連携した対応、防災対策に取り組みたい。
- ◆豪雨災害の頻発化・激甚化する中で、河川整備はもとより、流域のあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」にも取り組みたい。
- ◆若者や子育て世代がこの市に住み続けることや他地域から移住したいと思ってもらえるような子育て世代への支援や子育て支援整備の拡充に取り組みたい。
- ◆教育・保育サービスの質の向上を図るために現場である教育・保育施設の環境の充実に取り組みたい。
- ◆子どもが生まれ育った環境にかかわらず、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるよう取り組みたい。

ひと 「人間力あふれるひとを育む」ための意見・提案

- ◆豊かな心・道徳心が育てば、学力含め教育現場の多くの課題が解決に向かうように思われる。良書に接して教養を高めたり心の教育に力を注ぐことは大切である。教科科化された道徳教育に一層力を入れていただきたい。

- ◆「都城フィロソフィー」は教育の目的に通じる大事なエッセンスが簡潔に示されている。学校現場におけるクラスのめあてや実践内容として参照されても良いのではないか。ブレない芯（哲学）が、何事にも対処できる行動指針となり、前に進んでいける精神力が育つのではないか。
- ◆都城ほど民俗芸能の数が多く、歴史や文化に富んだ地域はない。継承者問題を抱えるなか、芸能従事者の皆様は民俗芸能の催しや教育現場での体験学習等に努めていると思う。歴史的文化は、人々の結束に無視できない要素を持っているため、民俗芸能の周知を行い、知らない人が知ることができきっかけづくりに取り組まれない。

まち 「圏域の中心としての魅力を築く」ための意見・提案

- ◆都城志布志道路の全線開通後のまちづくりに当たって、市中心部に流入する通過交通量の減少が見込まれるため、道路空間の活用に取り組まれない。
- ◆コロナ禍前から続くアウトドア需要の高まりを受けて、近隣市町ではコテージ等の改修や新たなキャンプ場の整備が進んでいる。市内でも、敷地内に温泉施設や遊具施設を有する観音池公園オートキャンプ場は周年を通して人気が高い状況にあるが、一般的にコテージ等の老朽化も見られるため、計画的な改築等に取り組まれない。
- ◆キャンプ場の整備は、市内での農畜産物等の食材購入や温泉施設等の利用など副次的な効果も期待できる。滞在型観光客の増加を図る上では、ワーケーション等を見据えた通信環境の整備等にも取り組まれない。
- ◆多様な都市機能の集積や未利用資源の活用を進めるとともに、専門家からのデザイン上の助言を得ることも検討してはどうか。デジタル分野で全国的にも先行しようとするのであれば、そのイメージに合うような都会的な洗練されたものにするに移住促進にも寄与する。
- ◆街の中心部は洗練された都市空間。周辺に行くにつれて緑の豊かさを強調できるようなまちのイメージが浮かぶ。電柱の地中化が進められたり街路樹が増えれば、街歩きを楽しむ人も増えるのではないか。
- ◆自然環境保全の意識を醸成するためにも、自然環境が有する多様な機能を賢く利用する「グリーンインフラ」の取組を推進されたい。
- ◆環境負荷が高いとされるプラスチックの一層の資源循環化に積極的に取り組まれない。

その他 「新型コロナウイルス感染症対策」の意見・提案

- ◆現在の体系は活かしつつ、コロナにより、高まったリスクに対する取組について示されたい。
- ◆一人ひとりの命を守り抜く、という観点のメッセージを市民に発信していくことに取り組まれない。
- ◆コロナで社会的つながりが減少している。情報を含めて、行政のバックアップに取り組まれない。

3 市民・団体からの意見・提案

■ 主な意見

第2次都城市総合計画検討検証委員会・市政に関する各種団体からのアンケート・市民意識調査（ふれあいアンケート）で出された課題や意見等は、次のとおりです。

しごと

「地の利を活かして雇用を創る」ための意見・提案

農林畜産業

- ◆将来の農業形態も大型農機での機械化、AI等システムを活用したスマート農業の方向に進みつつある中、スマート農業が効率的に活用出来るほ場条件に整備しておくことが重要と思うが、ほ場整備は地元負担金が発生する。ほ場整備事業の促進を図るためにも、地元負担金の縮小（軽減）に対する市からの助成対策に力を入れてほしい。
- ◆耕作未使用の活用として、木など植林して市が管理するなどを検討してほしい。荒れている土地を多く見かける。
- ◆再造林に関連し、伐採跡地の植栽について、担い手が不足している。再造林の補助をつけてもらうなどの取組みがあるとよい。

雇用・UIJ ターン

- ◆移住に関連して言えば、コロナにより、テレワーク等も進み、ある意味フォローアップ。若い世代に、出て行くなということではないが、移住という観点では、チャンスは広がっていると考えている。
- ◆都城市は中小企業が雇用を担っている状況があるが、コロナにより大きなダメージを受けている。また、例えば、中小企業条例のようなものを策定するなどの取組みはどうか。
- ◆何かと言えば、中小企業では人手が足りない、という声を良くきく。やはり大きな資本で待遇が良いところに行くわけであるが、中小企業は給料をあげることは出来ない。要は市外から来てもらわないと市内企業の手が足りなくなるだけ、という面も懸念される。
- ◆中心市街地では小売・サービス業の店舗の老朽化、空き地・空き店舗の目立ちすぎが最大の問題だと思う。高齢化と後継不足が原因と思われるので外から誘致することが必要。

安全・安心

- ◆最近、全国各地で地震が頻発している。近年、都城において大きな台風被害は起こっていないが油断できない。避難所の活用も今後多くなることが想定される。コロナ感染症のこともあるので、避難所での間隔の問題、プライバシーの確保、また、体育館等は下が床になるのでマットレス等の確保等、高齢者等が避難所で問題なく過ごすための整備が必要ではないかと考える。
- ◆災害発生後についても復興に向けた体制を強化する必要がある。大規模な災害が発生した際には、全国へ支援の輪が広がる。そのため、ボランティアの受入体制が重要。
- ◆各自治公民館に自主防災組織はあるが、実際に機能していない。公民館ごとの避難訓練等も年に1回くらい実施すべき。

地域医療・健康

- ◆医療者（特に医師）の高齢化対策の充実が重要と考える。
- ◆都城夜間急病センターを維持していくためには、医師や看護師の確保が必要で、そのためには財源も必要。後方支援をしている都城市郡医師会病院も同様。県立病院がない当地域において、医師会病院や夜間急病センターは地域医療を維持していく中で必要不可欠な施設である。市民が安心して生活できるように更なる支援が必要ではないか。最終的には、地域医療体制の充実が子育て世代にとって移住等を考慮する一つの指標でもあり、今後の人口の増加にも繋がっていくと考える。
- ◆地域医療を守ることは、現在の医療体制を維持することにつながる。また、医療・介護の分野は人材不足に深刻な一面が伺えるので、人材確保に向けた支援と地元で働くことができるような独自の奨学金制度等も検討できないか。今後、単身高齢者の増加が予測され、身寄りのいない方等も含めNPOで実施している終活に係る支援・相談窓口のPRが必要とも考える。
- ◆他地域と比較して在宅医療が全体的に進んでいない。効率の悪さが問題だと思うが多職種連携の進展だけで進むとは思えない。もう少し医療者側の負担軽減が同時に図れないと難しいのではないかと。
- ◆こけいからだづくり体操もコロナ禍の中、継続して実施しているが、月1回位の目安でオレンジカフェ等を折り込んでマンネリ化を防止したり、包括支援センター等の協力を得て、地域福祉に組めたらよい。

地域福祉

- ◆こどもの発達障害について、未就学児を対象とする支援は重要ですが、保護者が理解や意識しないままに、小学校に進学することで、小学校や放課後児童クラブ、子ども教室等に携わる大人が、保護者に子どもの理解を促すことが現場では苦慮しているので、未就学児及び小学生までの対象の支援をお願いしたい。
- ◆一人暮らし高齢者、老々世帯の地域での見守り。孤立死、孤独死の防止策が必要である。

- ◆住民が地域にある福祉課題を受け止め、主体的に課題解決に向けた取り組みを展開するうえで、地区社会福祉協議会の役割は非常に大きい。現在地区公民館を借用し週1回～2回相談窓口として開設しているが、常設に向け、拠点の確保が必要と考える。
- ◆福祉サービスに結びついていない世帯のなかでも高齢の親と障がいのある子が同居する世帯については、サービスを利用していない状況などから緊急時（急な養護者が入院や親なきあとの生活）の対応に苦慮することがあるので、地域生活支援拠点事業の実施が急がれる。
- ◆高齢者が歯科医院に来院するための介護者、福祉タクシー等の更なる充実。交通手段のない高齢者が払うタクシー代は高額で負担が大きい。
- ◆民児協、地区社協の取り組み、役割が一般市民に理解されていない。
- ◆自殺死亡率が未だに全国より高いことが心配。様々な要因があると思うが、市民全員がこの実態を知り、大切な人を守っていくためにどうしたら良いかを一緒に考えていく必要があると思う。

出合い・出産・子育て支援

- ◆医療の無償化等、本当に助かっている人たちも多い。都城市も、いろいろな取り組みをやってきている。もっとアピールすれば良い。
- ◆出合い・出産・子育てという面で、職場には企業内保育がある。気軽に休める環境が整っているが、実際には、シフトの関係等で難しい面もある。こういうことから、病児・病後児施設にもう少し、力を入れてもらえると良い。
- ◆地域で子育てを支える仕組みは多くあるが、とことん外遊びを主とするプログラム等、実践してみることで、子ども自身の主体性が育まれる可能性があり、自ら考え実践する力を修得する機会につながるのではないかと考える。
- ◆男性の育児休暇取得については、取得しやすい仕組みづくりが不可欠と考える。取得者や雇用する企業に何らかの特典があるなど市独自の施策が考えられないか。
- ◆次世代の親を育てるための教育については、親の主体性を基本と考えるが、育児に対する安心感や自信を持つためにも慎重な取り組みが必要。以前と比べ学校教育も変化し、教えられる内容から共に学びあうスタイルへ変わり、主体性を尊重する教育の中で、伝える側の専門性や質の高さが問われるのではないかと考える。
- ◆子育てをする施設の支援を、市と施設が連携し、お互い協力しながらやっていかないといけない。質を高めるためには、補助金の充実と保育士への働きやすさを考えないといけない。
- ◆経営者としての意見ですが、結婚を希望しない若者が多い。子育て中の母親はどうしても子育てが中心であるように強いられる。常勤を希望しない又は職場に負担がかかるなど会社として支援したいが現場の状況がそれを許さない場合がある。

ひと

「人間力あふれるひとを育む」ための意見・提案

教育

- ◆市の人口減少を抑える為にも、小・中学校の授業で都城市の良さ、誇りを充分教えて欲しい。
- ◆外国人との交流の場を設け、親しむことを考える。特に子どもたちを教育するうえでも国際交流ということで必要である。

- ◆先端技術を活用した教育も大事なことと思うが、偏見や差別・イジメが報道されており人と人の絆が薄れてきている。豊かな心、人を思いやる心、嘘をつけない心を育む道徳教育にも力を注ぐ必要があると思う。
- ◆自治公民館を利用して寺子屋式の教育をすれば塾に行けない家庭も助かり、都城の教育向上になるのではないかと思う。地域で子供たちの学習を高める方法を見いだして行くことが必要である。
- ◆多くの課題を抱える中で、何より優先すべきは子どもの命にもかかわる取組である。たとえば、不登校の子どもへの対応、それを支える教職員の指導力の向上、原因の一つでもある学習方法の多様化など、待ってはくれない課題であると思う。

多文化共生・国際交流

- ◆地域でどこに外国人がいるか分からない状況もあり、万が一のときに災害弱者となってしまう。地域での、日本人と外国人がふれあえることが必要。
- ◆芸術文化による民間国際交流の推進や民間の国際交流等への支援及び補助、都城在住外国人と日本人住民との文化交流組織の充実及び発表の場の提供が必要。
- ◆外国人がどのような仕事をし、どのような環境にあるのか、情報提供が必要。
- ◆外国人が、子どもたちと触れ合ったりできる交流の場を増やすべきだと思う。また災害時の支援体制も必要。
- ◆地域内にも外国人労働者は見受けられるが多文化共生や国際交流は地域内では見受けられないように感じている。外国人の方が気軽に参加できるイベント等の開催等の施策や情報提供を行って頂きたい。
- ◆市が積極的に交流の機会やイベントなどの情報提供をすべきではないか。
- ◆彼ら彼女らを助けたい、教えたい…という上から目線ではなく、彼ら彼女らを通して自分たちのあり方、考え方を見直していく、変わっていく。そのような視点から取り組みがより好ましく、ハードルの高さを感じないのではと思う。
- ◆学校だけの交流がメインとなっている様に思えるが、もっと地域にも関わる必要を感じる。

スポーツ・文化

- ◆スポーツ施設は充実してきていると思われるので、プロスポーツのキャンプやスポーツ合宿の誘致をもっと積極的に行って欲しい。
- ◆施設の整備。例えばグランドゴルフ等をやりたくても場所がないとか、ちょっと遠くまで出かける必要があるところが多い。
- ◆プロスポーツをもっと身近に感じられるような取り組みが欲しい
- ◆都城市は市民広場や地区体育館等、施設面は充実していると思うが、地区体育館の更新にも力を入れて欲しい。
- ◆指導者の育成や新しいスポーツの普及等を考えると、総合型地域スポーツクラブの推進が必要。
- ◆現在、山之口運動公園に建設される陸上競技場等の競技施設を地元の皆様が身近に利用できるようにしてもらいたい。
- ◆大人の人は公園を利用してグランドゴルフ等、活発ですが、子供が公園で遊んだりスポーツするのを見かけないので、子供が楽しんで出来るスポーツを広げることが必要。
- ◆スポーツは基本的に精神的にも身体的にも人をプラスの方向に導く。従って、スポーツ施策を推進することは、市民にとっても必要。

- ◆本市においても、様々な取り組みがなされているが、地域経済のみならず、市民のスポーツへの関心・参加を高める動機にもなっていると思う。
- ◆軽スポーツの出来る用具の充実と施設の確保が必要と思う。
- ◆地域には様々な文化があるが高齢化社会の到来で先人から保存継承した文化が途絶えようとしている。子供芸能保存会等の活動を積極的に活用して保存継承する取り組みも取り入れてもらいたい。
- ◆超高齢化社会では地域の民俗芸能は途絶えてきている。一度途絶えてしまったら再生復興は困難である。地域の心の拠り所である民俗芸能は何としても保存継承できる取り組みや支援が必要です。手厚い施策を講じて頂きたい。

協働

- ◆公民館加入を推進してほしい。未加入も同じ処遇なら減少は止まらない。
- ◆高齢化により、集落単位、公民館単位で活動ができない様な状況も生まれている。取り残さない為にも統合、合併等、行政側も検討すべきではないかと考える。
- ◆超高齢化社会により地域内でこれまで活動して頂いた団体がまちづくりに参画できなくなったり活動が円滑に出来なくなっていると思う。これからは益々地域内の活動団体が減少して地域内の活性化が難しくなると考える。これらの団体に対する活動資金の助成・人的支援や情報提供等の施策の充実が必要である。
- ◆各地区に女性の団体が無くなったのが残念です。一度無くなると復活は難しくなる。小さな団体を大事にして支援をして、少しずつ大きな団体に育て行くのが大事だと思う。
- ◆権限・財源を与え、地域運営を任せる。行政施策としては進んだ取り組みだと思う。一方、地域は行政とは違い、運営のノウハウが蓄積されているでなく、スタッフも入れ替わる。時間が経てばノウハウも蓄積されるが、その結果、地域間格差や横並び志向が助長される可能性もある。どんな、施策にも長所・短所があり、その見極めと対策が不可欠。地域運営を強かにフォロー、サポートする施策の充実が必要だと思う。地域の安定充実が市政の発展につながるのではないかと。

まち

「圏域の中心としての魅力を築く」ための意見・提案

都市機能

- ◆超高齢社会において、公共交通機関の乏しい地方では、電動のシニアカート等が安全に走行できる程の整備された地域の生活道路（歩道）は必須であると考えます。
- ◆児童生徒の安全な登下校のためにも道路（歩道）の整備は必要。
- ◆コンパクトシティは理解出来るが、中山間地域が取り残されている感がある。
- ◆中心市街地の土地所有者に腰を上げてもらう必要があるが、そこには、税負担の緩和等のインセンティブを与える必要がある。土業団体の協力を得ることも必要ではないか。
- ◆マンション等大型居住施設の誘導策が必要。
- ◆志布志道路の整備が進めば、今以上に南九州における都城市の位置づけも重要視されてくる。観光・医療体制・教育面等、多面的な方向で底上げをして行くと都城市の魅力が増すのではないかと。

- ◆所有者不明土地を行政代執行等の手続きにより市有化し、中心市街地活性化に積極的な民間企業又は個人に払い下げることはできないか。所有者不明土地が中心市街地活性化の推進を阻害している側面もあるのではないかと考える。
- ◆全体的に賑わい創出・空き店舗率の改善といった「流入人口の増加」に主眼が置かれていて、「定住人口の増加」については、弱い印象を受ける。
- ◆定住人口の増加を促進するには、リノベーション等への手厚い支援のみならず、明道小学校の校区内への居住を希望する子育て世代への手厚い支援により、同校区への居住を希望する子育て世代が増えていくのではないかと考える。
- ◆中心市街地に市営住宅があれば、定住人口は確実に増加すると思うが、費用や用地の問題もあり決して容易な事ではない。ぜひ、所有者不明土地の問題解決やPFI事業等を積極的に活用した市営住宅の建設等、中心市街地における住宅事業の改善にも今まで以上に力を入れていただき、定住人口の増加を図っていただきたい。

公共交通

- ◆観光案内所を訪れる方々から、玄関口である駅前が廃れている、交通の便が悪いと言われる。
- ◆都城駅舎改築を含む都城駅前整備（駅前空き店舗、廃屋ホテル）。
- ◆公共交通機関（JR、路線バス）の連携と利用者の利便性の向上。
- ◆人口減少が進む中、公共交通の機関の維持、確保は難しいものがあり、中心市街地と各地域生活拠点を結ぶ幹線道路の最小限の公共交通になってしまうと思う。
- ◆運転免許証を返納したいがその後どうしようか？といった声を多く聞く。
- ◆都城駅前のバス停の発車時刻等の情報を行き先ごとに表示するために、JR改札口近くにモニターを設置してはどうか。
- ◆現状の便数だと例えICカード等でキャッシュレスにしようと、バスを利用する人は増えない。出勤、登校等、決まった時間に利用するには、とても不便な状態（数時間に1本等）採算重視で統廃合された路線だと、尚さら利用しづらい。だからと言って、税金投入してまでバス・電車を整備する位なら、車社会の地方都市ならではの車に対応した施策を取るのが合理的なのかもと思う。

観光

- ◆都城市の観光施設は少なく、観光旅行でも通過地点となってしまうため、滞在時間を長く保つためにも観光施設の整備・充実が必要である。
- ◆新たな観光資源を開発するにも莫大な費用がかかることから、既存観光施設の老朽化した施設、人気がなくなった施設等リニューアルして、新たなニーズに対応した施設を提供できるように適時再整備・充実が必要である。来場者を飽きさせない新しい工夫が必要。
- ◆1カ所だけの観光施設では滞在時間が少なく、宿泊まではしないと思うので、他の観光施設、関之尾の滝、母智丘公園、神柱公園、山田町のかかしの里パークゴルフ場、高崎町のたちばな天文台を含む高崎総合公園、山之口町の青井岳荘、あじさい公園等の既存の観光施設を結んで観光ルートを開発し、ルート内にその地域の商店街等に特産品売場・休憩場・飲食店等を散りばめて、都城市の滞在時間を長く導く工夫が必要であると思う。
- ◆交通網が整備されていく中で、一自治体単位で観光振興を行うのではなく、都城志布志道路全線開通に合わせた都城志布志地域、あるいは広く都城大隅地域、さらに広く南九州地域としての魅力を一体となって発進していくべきであると思う。

- ◆地域ならではの自然、景観の豊かさ、都市部での慌ただしい生活を離れ、ゆっくり自然の中で時間を過ごす。テレワークによる働く環境の変化もあって、観光の仕方も変化してくるのではないかな。
- ◆通過型から滞在型へ移行を促すために、宿泊型体験メニューの開発。

環境

- ◆脱炭素社会を進め、自然エネルギーと森林管理が国内で一番を目指す。
- ◆自分一人が取り組んだところで、外ではダンプカーの排気ガス等が日常的に排出されている現状から、環境保全への取り組みの不均衡感と、取り組みの効果が実感できないことのアきらめ感が根底にあるのではないかと推測する。
- ◆なぜ、ごみを減量しなければならないか、リサイクルが必要か。放置すれば、どうなっていくか、各国の取り組みはどうか、各業界の取り組みはどうか等、小学生のうちから定期的な環境教育が必要な時代だと考える。

その他 「新型コロナウイルス感染症対策」・「デジタル社会」の意見・提案

新型コロナウイルス感染症対策

- ◆消毒液やマスク等の感染対策に必要な消耗品を学校や高齢者施設等に積極的に配付して、感染防止に努めてもらいたい。
- ◆感染対策を十分に取れば感染拡大を防止できるような行為・行事等は開催を許されるような環境を望む。
- ◆ワクチン接種ができない人への、その日にわかる検査を取り入れてほしい。
- ◆広報、TVCM等あらゆる機会を利用して、基本的な予防の大切さを繰り返し伝える。感染者が悪とにならないような風潮作り。
- ◆経済復興は企業の力だけではできないので、個人消費者や民間団体への経済協力も考慮して欲しい。
- ◆ワクチン接種が最重要と思われるので、全市民の接種率を上げるよう積極的に周知して欲しい。また、感染症指定病床をもっと増やすべきと思われる。
- ◆人権への配慮から、個人情報流すことはできないでしょうが、新型コロナウイルス感染症のように未知のものに対する時は、もう少し詳しい情報を流してほしい、感染者の人数や性別、年齢だけでは、不安を除くことができないと思う。
- ◆新型コロナウイルス感染症を乗り越え、日常生活や社会経済活動を回復するために、ワクチン接種者へのワクチンパスポートの発行及びPCR検査の陰性証明書を提示することにより、感染拡大を防ぎ、感染症対策を施した飲食店等の早期の経済復興につながると思う。
- ◆感染症対策の主流は「隔離」、「遮断」であるが、それを強化すればするほど、人間関係や文化的なものが分断されて閉塞してしまうので、明るいテーマや支援策も提供して欲しい。

デジタル社会

- ◆この取り組みは素晴らしいと思う。ただ、デジタルに不慣れな高齢者に配慮するような仕組みも構築してもらいたい。
- ◆デジタル化に対応できるインフラの整備及びセキュリティ強化を万全に取り組んでもらいたい。あと、高齢者はなかなかデジタル化に対応できない部分もあるので、そのフォローも必要と考える。
- ◆公的サービス等の手続きについて電子申請をさらに進めてほしい。経営者の意見として、クレジットカードや電子マネー等の電子決済にかかる手数料の高さが負担が大きいと感じる。
- ◆マイナンバーカードでの疾病と内服管理が出来るシステムにしてほしい。
- ◆キャッシュレス社会に向けて、その利便性を高齢者にも分かりやすく周知を行う。また過疎地の交通手段として想定される将来のコミュニティタクシー等の予約に必要なスマートフォンの利用等を促進する。年寄を置き去りにしないデジタル化をお願いしたい。
- ◆マイナンバーカードの交付率がトップであることの意義や何故必要かを市民に分かりやすく説明する必要がある。
- ◆デジタル社会とアナログ社会の共存を検討し、如何なる人も社会活動についていける社会構造の構築の施策を推進していただきたいと思う。

発行年月 令和4年4月

発行編集 都城市

〒885-8555

宮崎県都城市姫城町6街区21号

TEL 0986-23-7161 FAX 0986-23-2675

<http://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp>